

平成27年度

自動車保険の概況

平成27年度

自動車保険の概況

平成28年（2016年）3月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総務企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300 (代表)

URL <http://www.giroj.or.jp/>



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、自賠責保険・自動車保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向、当機構で行っている自賠責保険の損害調査などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方、交通事故被害者の方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書のエッセンスをまとめた簡易版として「これでナットク！損害保険のカカク」を別途発行しております。こちらをご覧ください。

平成28年3月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構 (損保料率機構) とは

損害保険料率算出機構 (損保料率機構) は、損害保険料率算出団体に関する法律 (料団法) に基づいて設立された団体 (非営利の民間の法人) であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険の参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。



※1 昭和23年 (1948年) 11月1日に、損害保険料率算出定會が設立され、昭和39年 (1964年) 1月8日に、自動車保険料率算出定會が、損害保険料率算出定會から分離・独立して設立されました。その後、平成14年 (2002年) 7月1日に両算定會が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は39社 (平成28年3月1日現在) です。

当機構の概要は、ホームページ掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目次

はしがき 1
 損害保険料率算出機構 (損保料率機構) とは 2
はじめに 損害保険とは 4

第Ⅰ部 くるまに関する保険の制度概要

1 くるまに関する保険の仕組み 6
 2 自賠責保険と自動車保険
 1 自賠責保険の概要 8
 2 自動車保険の概要 9

第Ⅱ部 自賠責保険

1 自賠責保険とは
 1 自賠責保険の保険約款 10
 2 自賠責保険の補償内容 10
 2 自賠責保険の保険料率
 1 自賠責保険の保険料率の概要 11
 2 自賠責保険の基準料率の算出 14
 3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ 18
 4 自賠責保険の基準料率の検証と改定 19
 3 自賠責保険料率の現況
 1 保険料 (収入) の状況 20
 2 保険金 (支払い) の状況 22
トピックス
 ① 平成27年度 自賠責保険基準料率の検証結果 26
 4 自賠責保険の損害調査とは
 1 自賠責保険の損害調査の流れ 28
 2 自賠責保険の損害調査の体制 29
トピックス
 ② 自賠責保険 (共済) 審査会における審査について 30
 3 自賠責保険の支払基準 32
 4 自賠責保険と自動車保険 (対人賠償責任保険) の関係 32
 5 自賠責保険から支払われない場合 34
 6 自賠責保険から支払いが減額される場合 35
 5 自賠責保険の損害調査の現況
 1 請求事案の処理状況 36
 2 保険金の支払状況 37
 3 後遺障害認定の現況 38

6 自賠責保険の医療費について
 1 医療費の現況 39
 2 医療機関における現況 40
 3 柔道整復における現況 44
 7 政府保障事業とは
 1 保障事業の概要 46
 2 保障事業の受付状況 47

第Ⅲ部 自動車保険

1 自動車保険とは
 1 自動車保険の保険約款 48
 2 自動車保険の補償内容 49
 3 自動車保険標準約款 53
 2 自動車保険の保険料率
 1 自動車保険の保険料率の概要 54
 2 自動車保険の参考純率の算出 63
 3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ 65
 4 自動車保険の参考純率の検証と改定 66
 3 自動車保険の現況
 1 保険料 (収入) の状況 67
 2 保険金 (支払い) の状況 71
トピックス
 ③ ASVについて 75
 ④ 交通事故にみる高齢運転者の実態 76
 ⑤ 運転者を限定する契約の変化 77
 ⑥ 消費税率の引上げによる影響 78

第Ⅳ部 くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計 82
 2 自動車保険統計 98
 3 関連情報 130

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金の助け合う制度です。

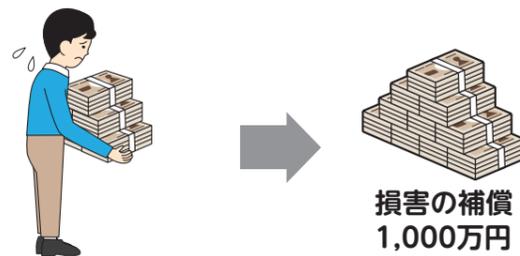
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとして、1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

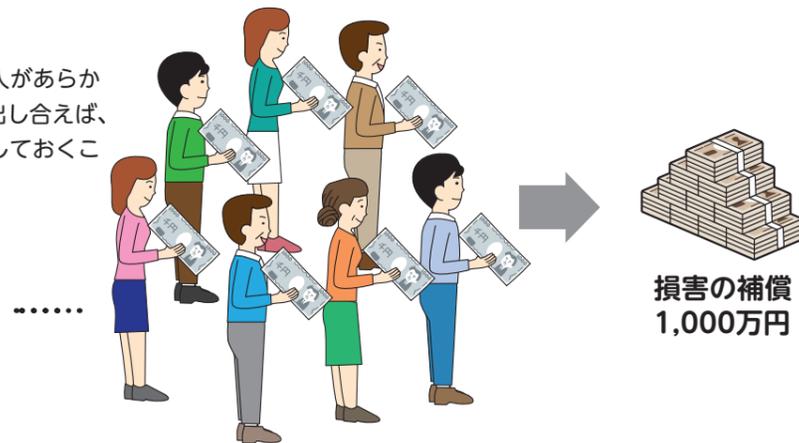
貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金の助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、社会政策的な側面をもつ保険もあります。

3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

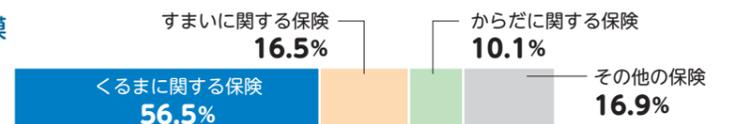
■ 損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、自身・搭乗者が死傷した場合または自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます (事務所や工場なども含まれます)。
	地震保険	地震や噴火またはこれらによる津波により、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

平成26年度の元受正味収入保険料は約8兆8,687億円です。その内訳は右のとおりです。



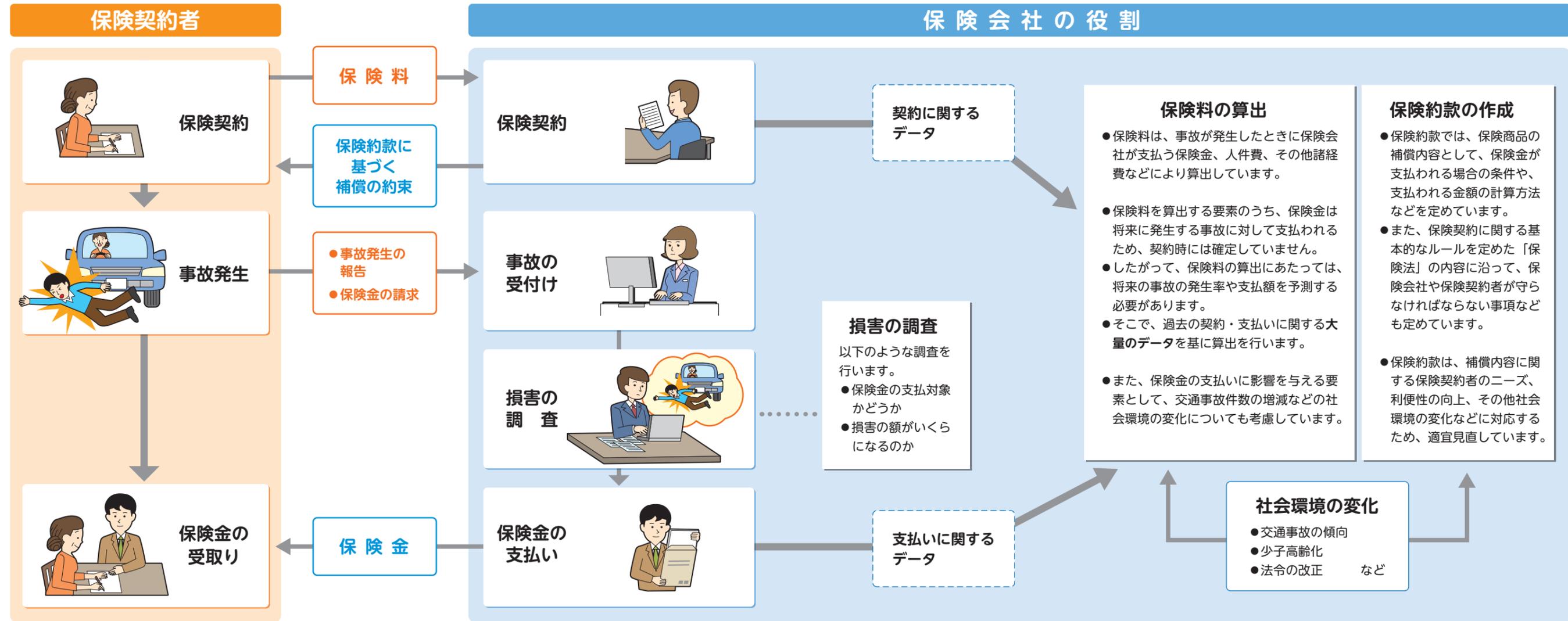
*[平成27年版 インシュアランス損害保険統計号] (株式会社 保険研究所) より作成。

1 くるまに関する保険の仕組み

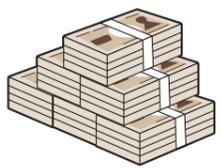
保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。
 「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。

➤ 自賠責保険・自動車保険の詳細はこちらに記載しています。

	損害の調査	保険料の算出	保険約款の作成
自賠責保険	第Ⅱ部 4 自賠責保険の損害調査とは P 28～	第Ⅱ部 2 自賠責保険の保険料率 P 11～	第Ⅱ部 1 自賠責保険とは P 10～
自動車保険		第Ⅲ部 2 自動車保険の保険料率 P 54～	第Ⅲ部 1 自動車保険とは P 48～



memo 保険料と保険金の違いは？
 保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。
 保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



memo なぜ大量のデータを用いるの？
 例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。
 これを「大数の法則」といい、自動車事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 自賠責保険と自動車保険

くるまに関する保険には、「自賠責保険」と「自動車保険」があります。

「自賠責保険」は自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）に基づき契約が義務付けられている「強制保険」であるのに対して、「自動車保険」は任意に契約することができる保険です。



1 自賠責保険の概要

自賠責保険は、自動車事故で他人の生命・身体に損害を与えた場合に発生する損害賠償責任（事故の被害者の治療費、慰謝料など）を補償する保険で、次のような特徴があります。

■自賠責保険の特徴

強制保険である	自動車を運行する場合には、一部の車両を除き自賠責保険を契約しなければなりません。
法令により保険金の限度額が設定されている	保険会社が支払う保険金の限度額が法令によって定められています。
自動車損害賠償責任保険審議会で審議される	自賠責保険に関する重要事項については、自動車損害賠償責任保険審議会で審議されます。
政府の自動車損害賠償保障事業がある	自賠責保険では救済されないひき逃げ事故や、自賠責保険を契約していない自動車の事故などによって人身損害を被った被害者は、政府の自動車損害賠償保障事業によって保障されます。

➡ 詳細は、第 II 部 自賠責保険 (P10) をご参照ください。

memo 損害賠償責任とは？

故意や過失により他人に損害を与えた場合に、その損害を原則として金銭により賠償する責任のことです。
自賠法では、自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任が生じることとされています。

自動車損害賠償責任保険審議会とは？

自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置されたものです。自賠責保険に関する事項の調査・審議は、内閣総理大臣の諮問に応じて行われます（なお、本資料では、以下、「自賠責保険審議会」といいます）。

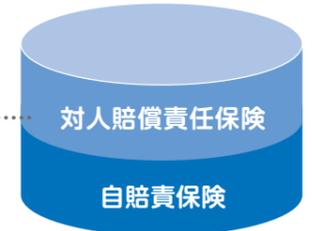
2 自動車保険の概要

自動車保険は、保険契約者が任意に契約することができ、自賠責保険では補償されない様々な損害を補償する保険です。自動車保険には、補償内容ごとに以下の種類の保険があり、一般的に保険会社ではこれらを組み合わせて販売しています。

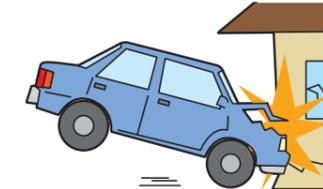
(1) 他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償



自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上乗せ保険として機能しています。



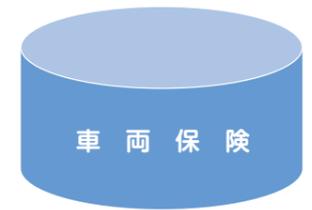
(2) 他人の財物を壊した場合の損害賠償責任を補償



(3) 自分自身や搭乗者が死傷した場合の損害を補償



(4) 自分の自動車の損害を補償



➡ 詳細は、第 III 部 自動車保険 (P48) をご参照ください。

1 自賠責保険とは

自賠責保険は、自賠法によって定められている保険であるため、どの保険会社でも同一の保険約款が使用されています。



1 自賠責保険の保険約款

自賠責保険の契約において使用される保険約款を「自動車損害賠償責任保険普通保険約款（自賠責保険約款）」といい、自賠責保険の補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

2 自賠責保険の補償内容

(1) 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の生命・身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。



(2) 支払われる保険金の額

法律上の損害賠償責任の額。

右のとおり支払限度額が設けられています。

■支払限度額

損害の内容	支払限度額
死亡による損害	3,000万円
後遺障害による損害	後遺障害の程度により、75万円～4,000万円
傷害による損害	120万円

(3) 保険金が支払われない場合（約款上の免責事由）

① 悪意による事故の場合

わざと人を轢こうとした場合や、わざと衝突して他人を死傷させた場合など、悪意による事故の場合は、保険金が支払われません。



② 同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合

同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合は、契約の締結が最も早い契約以外の契約については、保険金が支払われません。

上記以外にも、自賠責保険で支払われない場合があります。詳細はP34をご参照ください。



2 自賠責保険の保険料率

自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自賠責保険の保険料率の概要

(1) 自賠責保険の保険料率

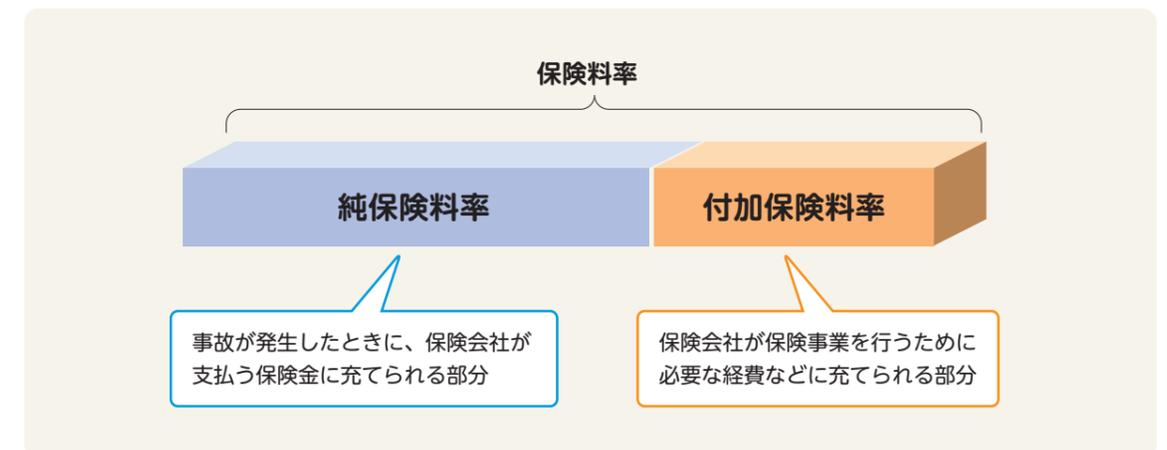
自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

保険契約者が支払う自賠責保険料は、自動車の用途・車種などの料率区分に応じたものとなっています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、(5)自賠責保険の料率区分（P13）をご参照ください。

■保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量のデータを基に自賠責保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができます。
- 自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている社会政策的な側面をもつ保険であることから、昭和30年の制度創設以来今日まで、全ての保険会社が当機構の算出した基準料率に拠っています。

(2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。
 基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。
 基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです。

<p>合理的</p> <ul style="list-style-type: none"> ●算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること。 ●算出が、保険数理に基づく科学的方法によるものであること。 	<p>妥当</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であること。 ●保険会社の業務の健全性を維持する水準であること。 	<p>不当に差別的でない</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危険の区分や水準が、実態的な危険の格差および見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されていること。
---	--	---

(3) ノーロス・ノープロフィットの原則

自賠責保険は、社会政策的な側面をもつ保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法に規定されており、利潤や損失が生じないように算出する必要があります。
 これを「ノーロス・ノープロフィットの原則」といいます。

memo 「保険料率の3つの原則」の背景には、以下の保険料と保険金の間に成り立つ原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。
 これを「収支相等の原則」といいます。

純保険料の総額	保険金の総額
純保険料	保険金

↑

個々の契約について見ると…

給付・反対給付均等の原則

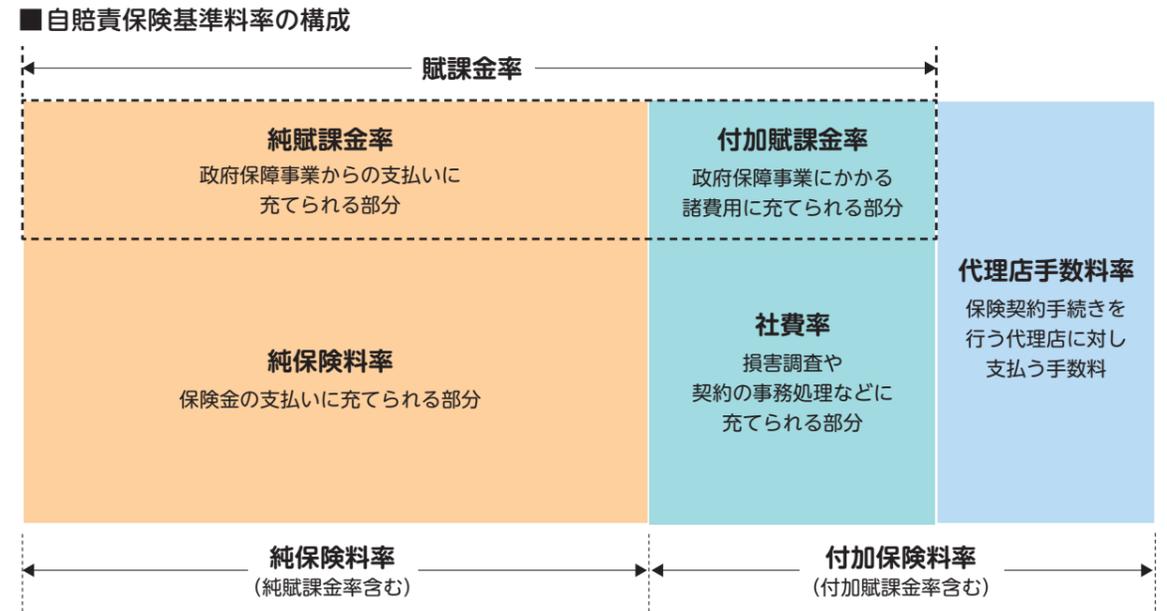
保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を低くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。
 こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。
 これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

ある保険契約の純保険料	その保険契約で受け取ることが見込まれる保険金の期待値
-------------	----------------------------

↑

(4) 自賠責保険基準料率の構成

自賠責保険の基準料率は、純保険料率と付加保険料率から成り立っています。
 また、それぞれには政府の自動車損害賠償保障事業の財源に充てられる賦課金率（純賦課金率および付加賦課金率）が含まれています。



(5) 自賠責保険の料率区分

自賠責保険においては、保険契約者が負担する保険料が、自動車を使う目的や自動車の種類などによるリスクの差異に応じたものとなるように、基準料率に料率区分を設けています（北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島によっても料率区分を設けています）。

料率区分の例

用途・車種

使う目的（自家用・事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクに差が生じるため、用途・車種を区分しています。

<基準料率上の用途・車種の具体例>

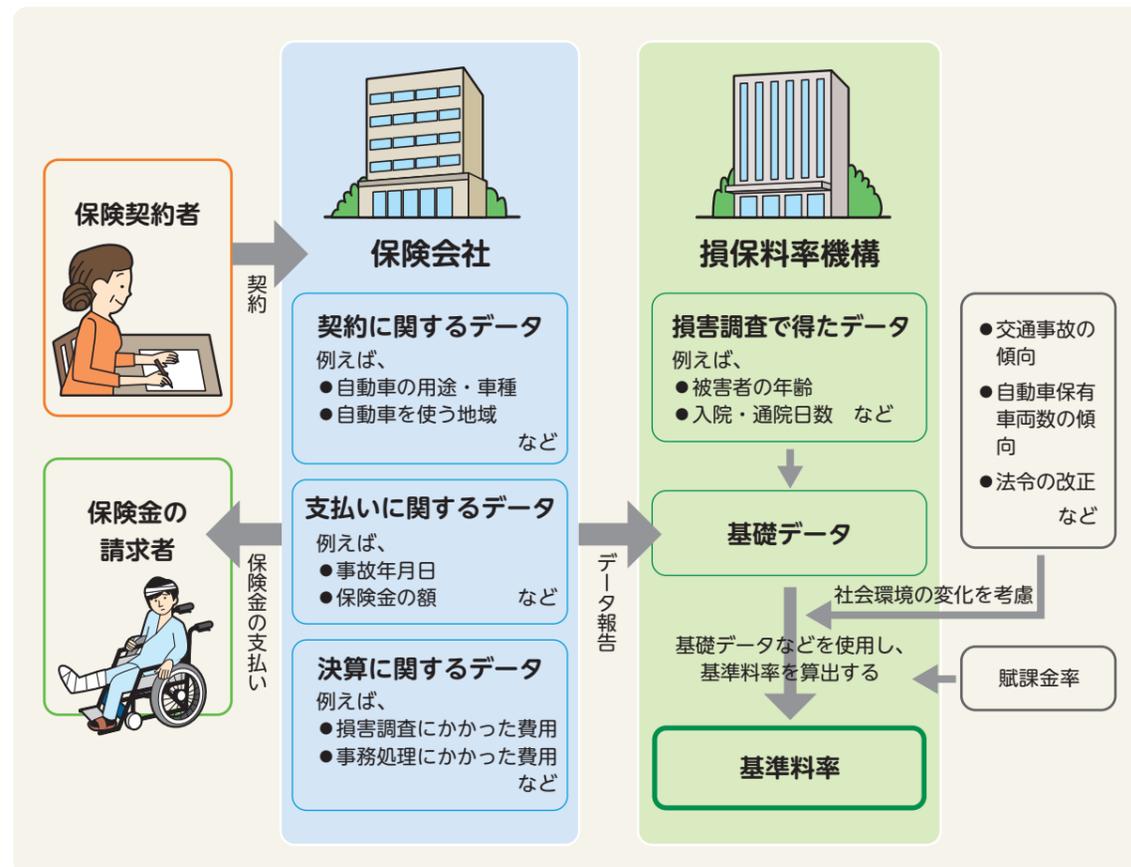
- ・自家用乗用自動車
- ・軽自動車
- ・営業用普通貨物自動車
- ・小型二輪自動車
- ・原動機付自転車 など

2 自賠責保険の基準料率の算出

(1) 統計データの収集から料率算出への流れ

当機構では基礎データを収集し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて基準料率の算出を行います。

■統計データの収集から自賠責保険基準料率の算出への流れ



(2) 自賠責保険基準料率の算出方法

自賠責保険基準料率の基本的な考え方

自賠責保険の基準料率は、前記1(2)(3)のとおり、保険料率の3つの原則(P12参照)に基づくとともに、ノーロス・ノープロフィットの原則(P12参照)にしたがって、利潤や損失が生じないように算出しています。

自賠責保険の基準料率は、利潤や損失が生じないように算出をしていますが、事故の発生状況や経済状況の変動などによって、実際には、過去の契約における収入と支出は必ずしも一致しません。

そこで、この差額を累積し(累計収支残)、保険料の算出に反映させています。

また、累積した運用益(累積運用益)についても、保険料を引き下げる財源として算出に反映させています。

累計収支残

過去の契約における、収入(保険料)と支出(保険金)の差を累積したものです。

累積運用益

過去の契約において、保険会社が契約者から保険料を受け取ってから保険金を支払うまでの間に発生した利息を累積したものです。

memo 社会環境の変化の考慮

自賠責保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、保険統計以外の統計などを用いて、社会環境の変化についても考慮しています。

例えば、警察庁が公表する交通事故統計を用いて、以下の点などを確認しています。

- どのような事故が増えているのか。
- 少子高齢化によって交通事故の状況に変化が見られるのか。

また、法令の改正(例:消費税率の引上げ)に伴って、自賠責保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

トピックス⑥ 消費税率の引上げによる影響(P78)も併せてご参照ください。

自賠責保険基準料率の算出方法

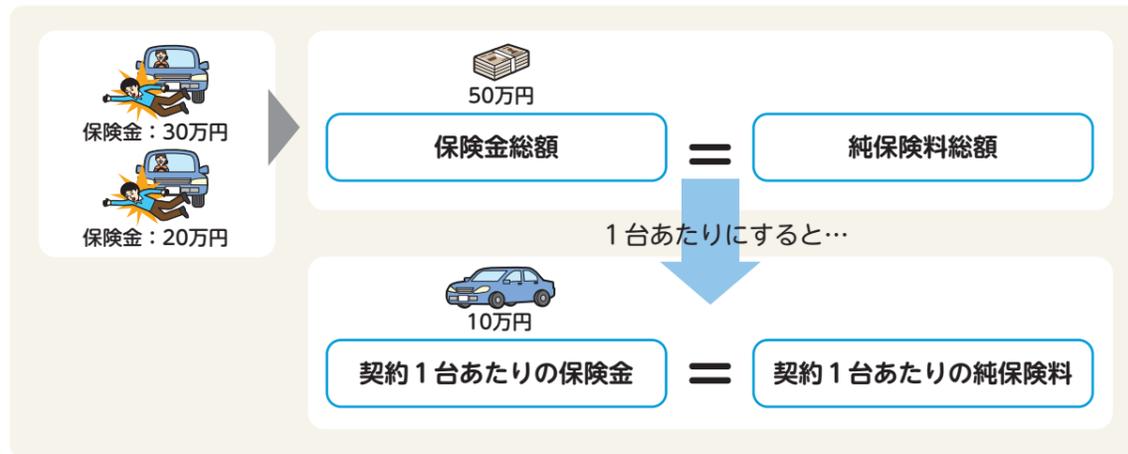
① 純保険料率の算出

収支相等の原則（①（2）保険料率の3つの原則（P12）参照）によれば、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

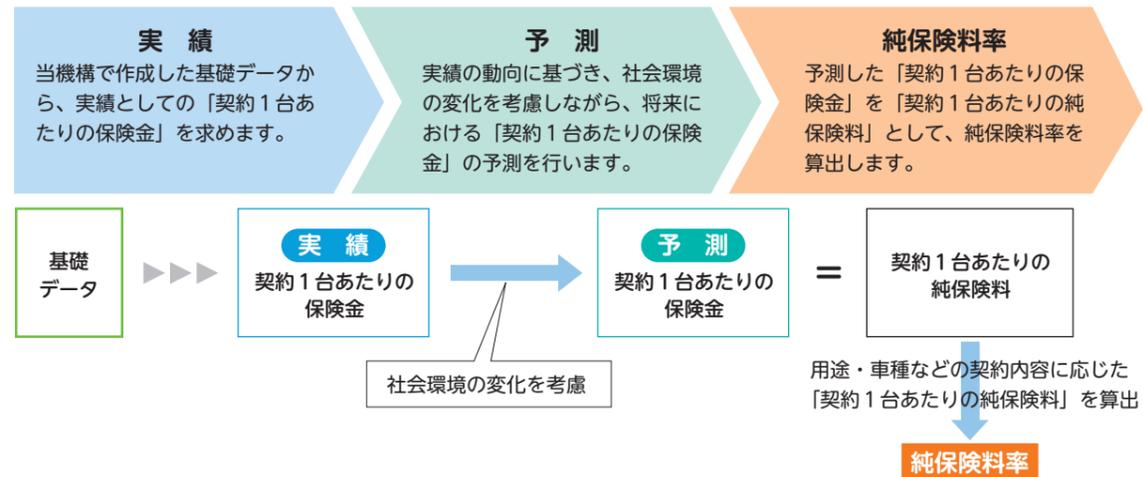
この点を踏まえ、自賠責保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、純保険料率を算出します。

■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■ 純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

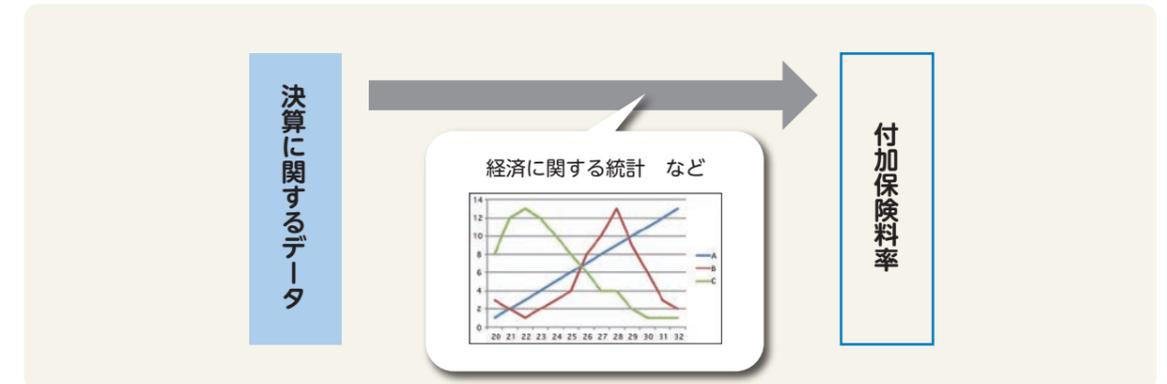
$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

事故率 (事故が起きる確率) 保険金単価 (1事故あたりの保険金)

② 付加保険料率の算出

付加保険料率は、保険会社の決算に関するデータから把握した実績経費に基づき、経済に関する統計などを参考にして算出します。

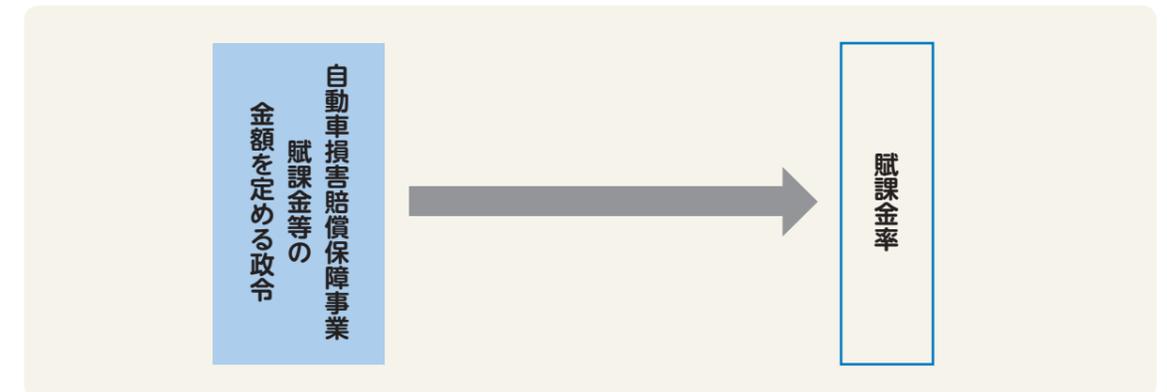
■ 付加保険料率の算出



③ 賦課金率の算出

純賦課金率および付加賦課金率は、「自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令」に定められた計算式によって算出します。

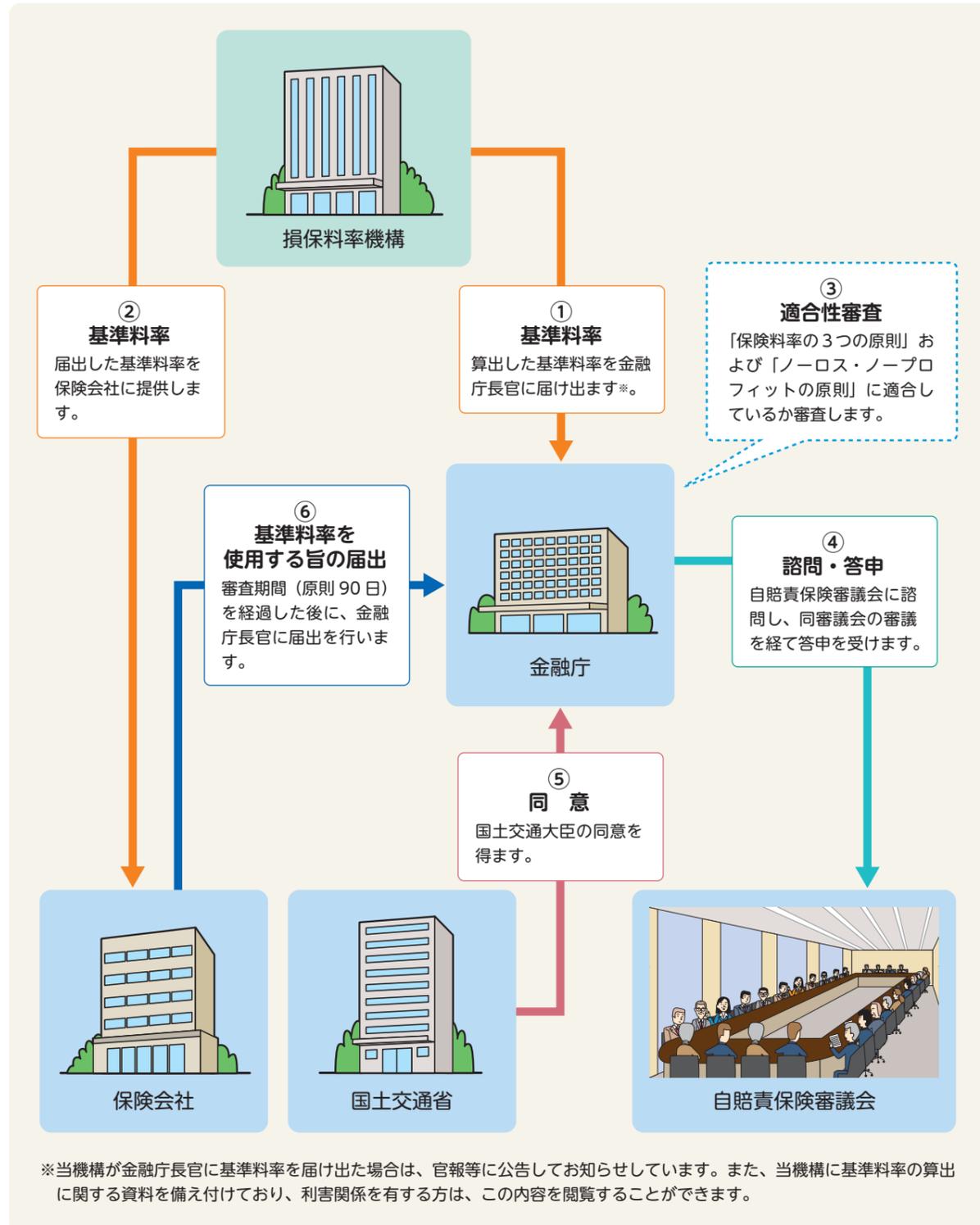
■ 賦課金率の算出



3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、算出した自賠責保険の基準料率を金融庁長官に届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合していることについて審査を受けます。

■自賠責保険基準料率の算出後の流れ

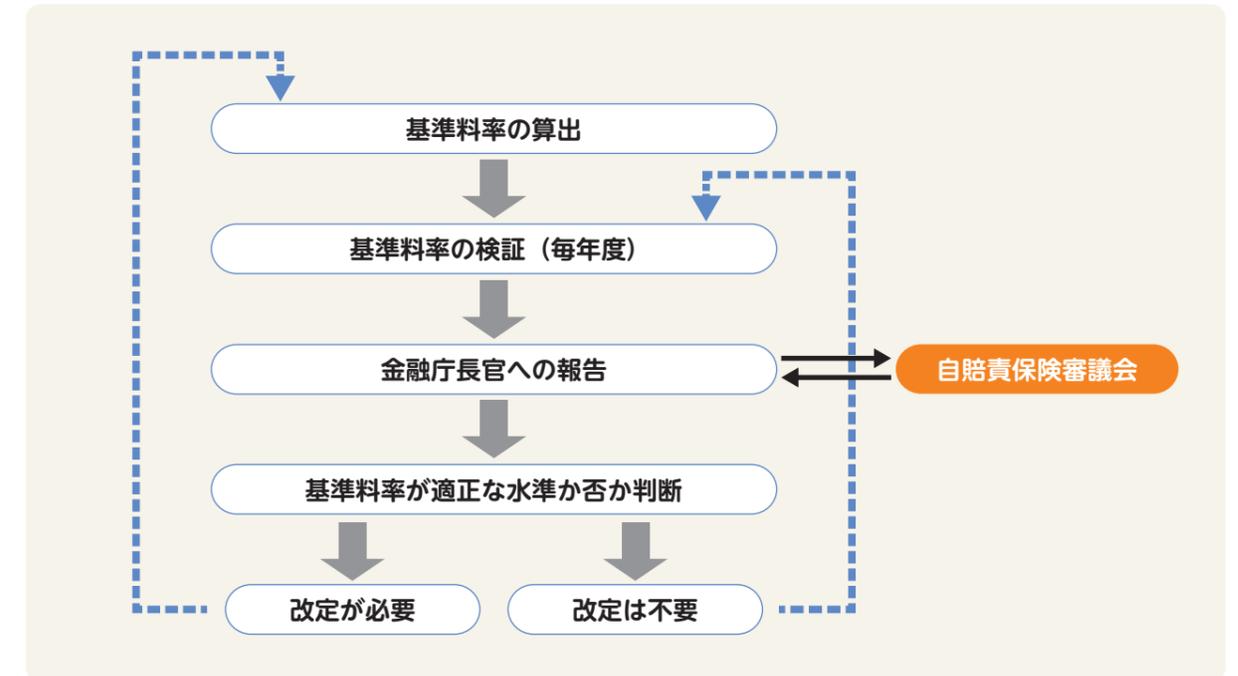


4 自賠責保険の基準料率の検証と改定

基準料率が適正な水準か毎年度チェックを行います。

基準料率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、必要があれば基準料率を改定しています。

■自賠責保険基準料率の検証と改定の流れ



3 自賠責保険料率の現況

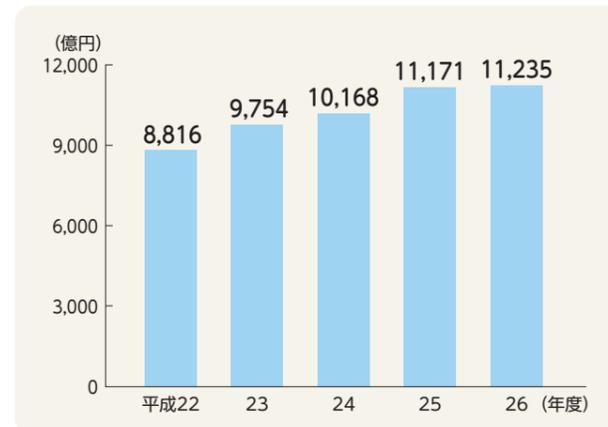
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

自賠責保険の保険料は、契約台数の増減の影響を受けるほか、料率を改定した場合に変動します。

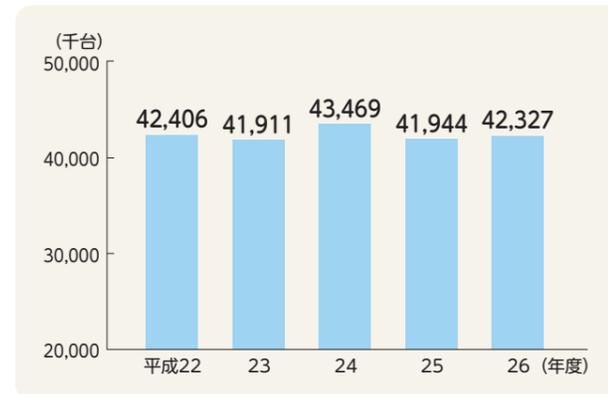
例えば、平成25年度の保険料が増加していますが、これは、契約台数が減少したものの、平成25年4月に基準料率を平均13.5%引き上げたことによるものと考えられます。

図1 保険料の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

図2 契約台数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

保険料

図1の「保険料」は、第Ⅱ部2自賠責保険の保険料率（P11）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベイスの数値です（以下、同様）。リトン・ベイスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

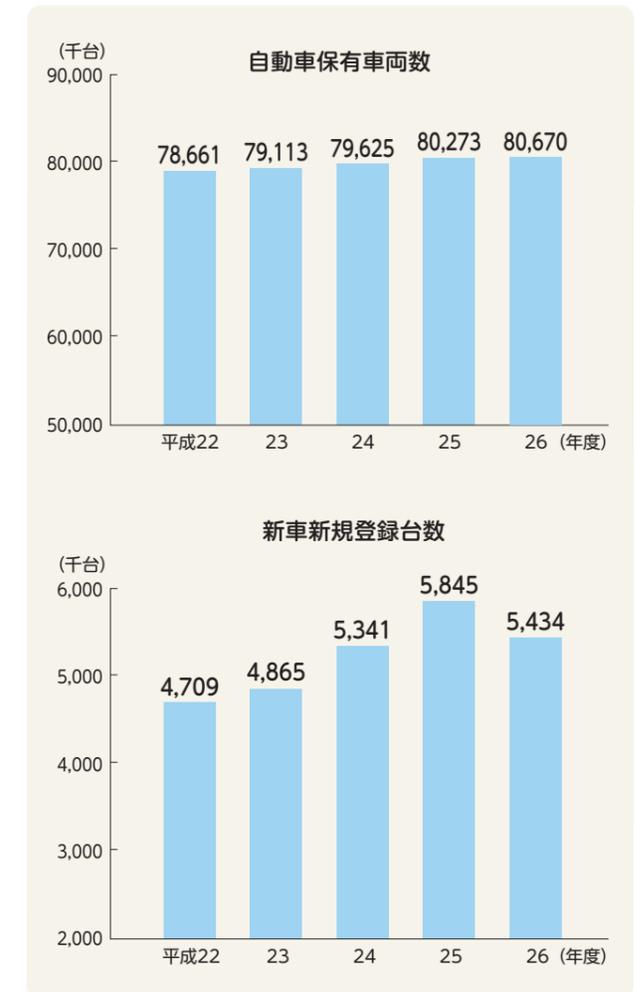


自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移

自動車保有車両数は、平成23年度以降、増加傾向となっています。

また、新車新規登録台数は、平成23年度以降、増加傾向となっていましたが、26年度に減少に転じています。新車新規登録台数は、景気や税制の動向に左右されやすいことから、自動車保有車両数と比べて年度により変動が大きくなる傾向があります。

図3 自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移



※「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人自動車検査登録情報協会）より作成。

memo

契約台数の推移の特徴

自賠責保険の保険期間は、車検期間を満たす必要があることから、契約する保険期間は、2年や3年など、1年を超えるケースが多くなります。また、自賠責保険の契約台数は、保険期間にかかわらず、その年度に契約を締結した台数を集計しています。このため、契約台数の推移は、過去の契約状況に左右されるといった特徴があります。

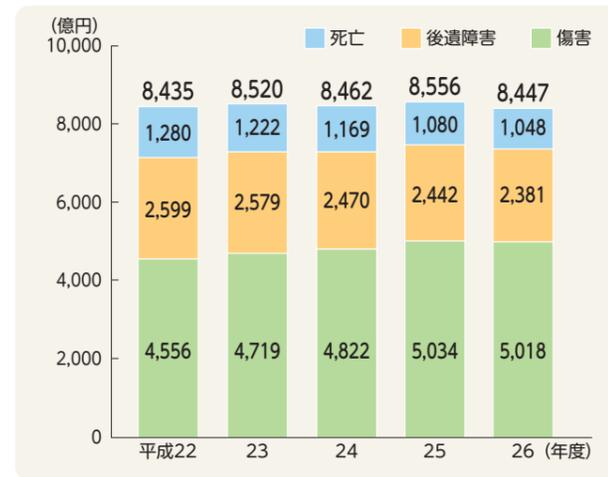
例えば、自家用乗用車の車検期間は、新規の場合が3年となっているため、ある年度に自家用乗用車の新車販売が好調（低調）だったとすると、自賠責保険の自家用乗用車の契約台数は、新車販売が好調（低調）だった年度だけではなく、その3年後にも多く（少なく）なります。

2 保険金（支払い）の状況

自賠責保険の保険金は、概ね8,500億円程度で推移していますが、受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみると、死亡と後遺障害の保険金は近年減少傾向が続いています。他方、傷害の保険金は平成25年度まで増加傾向で推移していましたが、平成26年度に減少に転じています。

自賠責保険の保険金は、支払件数と保険金単価の増減の影響を受けて変動します。

図4 保険金の推移



※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
 ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。



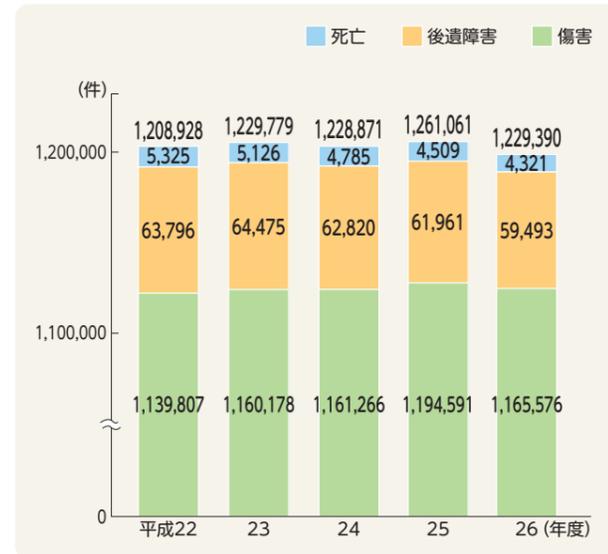
支払件数と保険金単価の状況は以下のとおりです。

支払件数の推移

自賠責保険の支払件数は、概ね120万件程度で推移しています。

また内訳をみると、死亡の支払件数は減少傾向、後遺障害の支払件数は平成24年度以降若干の減少傾向、傷害の支払件数は平成25年度までは増加傾向で推移していましたが、平成26年度に減少に転じています。

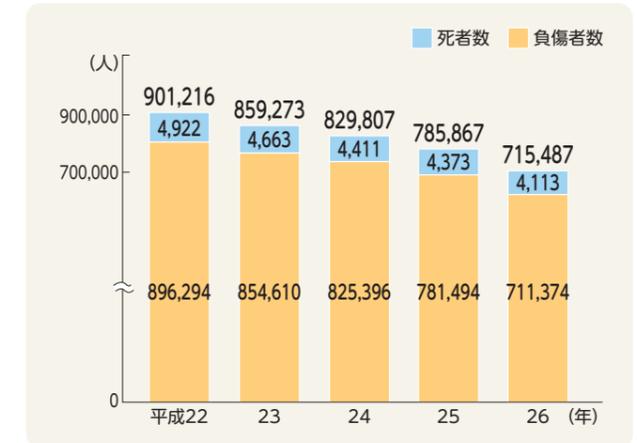
図5 支払件数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

交通事故の推移と比較すると、死亡の支払件数は交通事故死者数と同様の減少傾向となっていますが、傷害の支払件数は、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いが増加しているため、交通事故負傷者数の減少傾向とは異なる傾向となっています。

図6 交通事故死傷者数の推移



※「平成26年中の交通事故の発生状況」(警察庁交通局)より作成。

人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払い

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされませんが、自賠責保険では、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても、実際に負傷されたことが確認された場合には支払いを行うことが必要であり、近年、このような支払いが増加しています。この理由として、交通事故に遭われた方の手続き的な負担にも配慮し、物件事故扱いのまま保険金支払いが行われるケースが増えてきていることが挙げられます。

自賠責保険の傷害支払件数のうち、人身事故として届出がなされた事故への支払いは、交通事故負傷者数と同様に減少しているものの、人身事故として届出がなされなかった事故への支払いが増加しているため、傷害支払件数全体としては平成25年度まで増加していました。平成26年度は、交通事故負傷者数の減少が、人身事故として届出がなされなかった事故への支払いの増加を上回ったため、自賠責保険の傷害支払件数が減少に転じています。



自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数の主な集計上の違い

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数には、以下のような集計上の違いがあります。

	自賠責保険支払件数 (図5)	交通事故死傷者数 (図6)
死亡事故	事故発生からの経過時間にかかわらず、保険金を支払った件数を集計	事故発生から24時間以内の死者数を集計
警察への届出の種類	人身事故だけでなく物件事故として警察に届出がなされたものなどを含め、保険金を支払った件数を集計	人身事故として警察に届出がなされたものを集計

人身事故として届出がなされなかった場合で自賠責保険が支払われるケースとは？

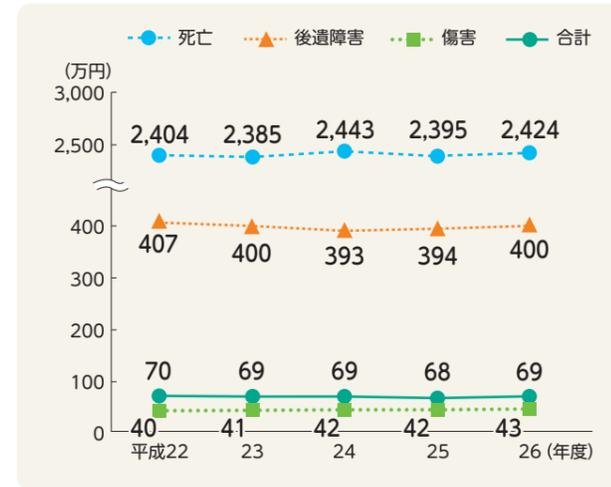
事故当時、ケガの自覚症状がなかった場合や、ケガが軽微であった場合には、人身事故として警察に届出を行わないまま、その後、ケガの治療を行うことがあります。このようなケースでも、医師による診断書などの提出により、事故とケガの発生に因果関係が確認された場合には、自賠責保険の保険金が支払われます。

保険金単価の推移

自賠責保険の保険金単価は、概ね70万円程度で推移しています。

また内訳をみると、年度による増減はあるものの、死亡、後遺障害、傷害の保険金単価は、いずれも概ね横ばいで推移しています。

図7 保険金単価の推移



※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
 ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

死亡保険金単価に影響する要因

死亡保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料」、「葬儀費」があります。このうち、大半を占める逸失利益は、就労可能年数（亡くならなければ働けたであろう年数）や給与額を基に計算されるため、被害者の年齢構成の変化や賃金の増減等による影響を受けます。

死亡保険金の内訳（逸失利益、慰謝料、葬儀費）

逸失利益…被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、本人の生活費を控除したもの
 慰謝料…被害者本人や遺族の精神的苦痛に対する補償
 葬儀費…通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用

後遺障害保険金単価に影響する要因

後遺障害保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料等」があります。これら後遺障害の保険金は、身体に残った障害の程度に応じた1～14級の「後遺障害等級」ごとに定められた基準に基づき計算されます。また、支払限度額である保険金額も後遺障害等級ごとに異なります。

したがって、保険金額の高い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は増加することとなり、逆に保険金額の低い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は減少することとなります。

後遺障害保険金の内訳（逸失利益、慰謝料等）

逸失利益…身体に障害を残し労働能力が減少したために将来発生するであろう収入減
 慰謝料等…精神的・肉体的な苦痛に対する補償など

傷害保険金単価に影響する要因

傷害保険金の内訳は、「治療費」、「休業損害」、「慰謝料」が中心となります。このうち、損害額の約半分を占める治療費は、入院日数の増減の影響を受けますが、近年、平均入院日数は増加しており、傷害の保険金単価を増加させる要因となっています。

傷害保険金の主な内訳（治療費、休業損害、慰謝料）

治療費…診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費など
 休業損害…事故による傷害によって発生した収入の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）
 慰謝料…精神的・肉体的な苦痛に対する補償

トピックス 1

平成27年度 自賠責保険基準料率の検証結果

自賠責保険基準料率の検証結果は、毎年度、自賠責保険審議会に報告され、料率改定の必要性について論議されます。

平成28年1月21日に開催された第135回自賠責保険審議会においては、審議の結果、現在の基準料率を据え置くことが適当とされました。

➤ 基準料率の検証については、第Ⅱ部 2 自賠責保険の基準料率の検証と改定 (P19) をご参照ください。

(単位：億円)

契約年度	純保険料 A	保険金 B	収支残		損害率 (B÷A×100) E	予定損害率(100.2%)に対する乖離率 (E÷100.2%-1)×100 F
			当年度収支残 (A-B) C	累計収支残 D		
24	7,304	8,708	△1,404	△5,227	119.2%	—
25	8,491	8,290	201	△5,026	97.6%	—
26	8,533	8,228	305	△4,721	96.4%	—
27	8,557	8,205	352	△4,369	95.9%	△4.3%
28	8,661	8,265	396	△3,973	95.4%	△4.8%

※「平成27年度料率検証結果について」(金融庁、第135回自動車損害賠償責任保険審議会資料)より作成。
※ポリシー・イヤー・ベースによる数値です。

損害率と予定損害率

損害率とは、純保険料に対する保険金の割合をいい、例えば、損害率が80%なら「保険金に対して純保険料が**余剰**(純保険料の引下げの可能性あり)」、120%なら「保険金に対して純保険料が**不足**(純保険料の引上げの可能性あり)」であることを意味します。

予定損害率とは、料率改定時に見込んだ損害率をいいます。平成25年4月の料率改定では、累計収支残や累積運用益を勘案した結果、予定損害率は100.2%となっています。

➤ 累計収支残・累積運用益については、2 自賠責保険の基準料率の算出 (P14) をご参照ください。

ポリシー・イヤー・ベースとは

自賠責保険の料率検証では、契約年度ごとの収支状況を把握することに適しているポリシー・イヤー・ベースを用いています。

ポリシー・イヤー・ベースとは、当該年度に契約を締結した車両における収支を集計する方法であり、推計値が含まれるため、今後の支払額等の確定により変動することがあります。

4 自賠責保険の損害調査とは

自賠責保険の損害調査では、請求書類に基づき事故状況や被害者の方が被った損害額の詳細な調査を行います。その調査は当機構が全国に地区本部と自賠責損害調査事務所を設置して行っています。

自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている社会政策的な側面を持つ保険であることから、公正で適正な保険金の支払いが迅速に行われる必要があります。このため、当機構では、全国に7か所の地区本部と56か所の自賠責損害調査事務所を設置して、自賠責保険の損害調査を行っています。なお、これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。

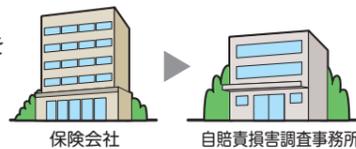
➡ 損害調査で得たデータの活用方法については、2 自賠責保険の基準料率の算出 (P14) をご参照ください。

1 自賠責保険の損害調査の流れ

①ご請求者は、保険会社に必要書類を提出します。



②保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、請求書類を自賠責損害調査事務所へ送付します。



③自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生状況、支払いの的確性^{※1}および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査^{※2}し、その結果を保険会社に報告します。



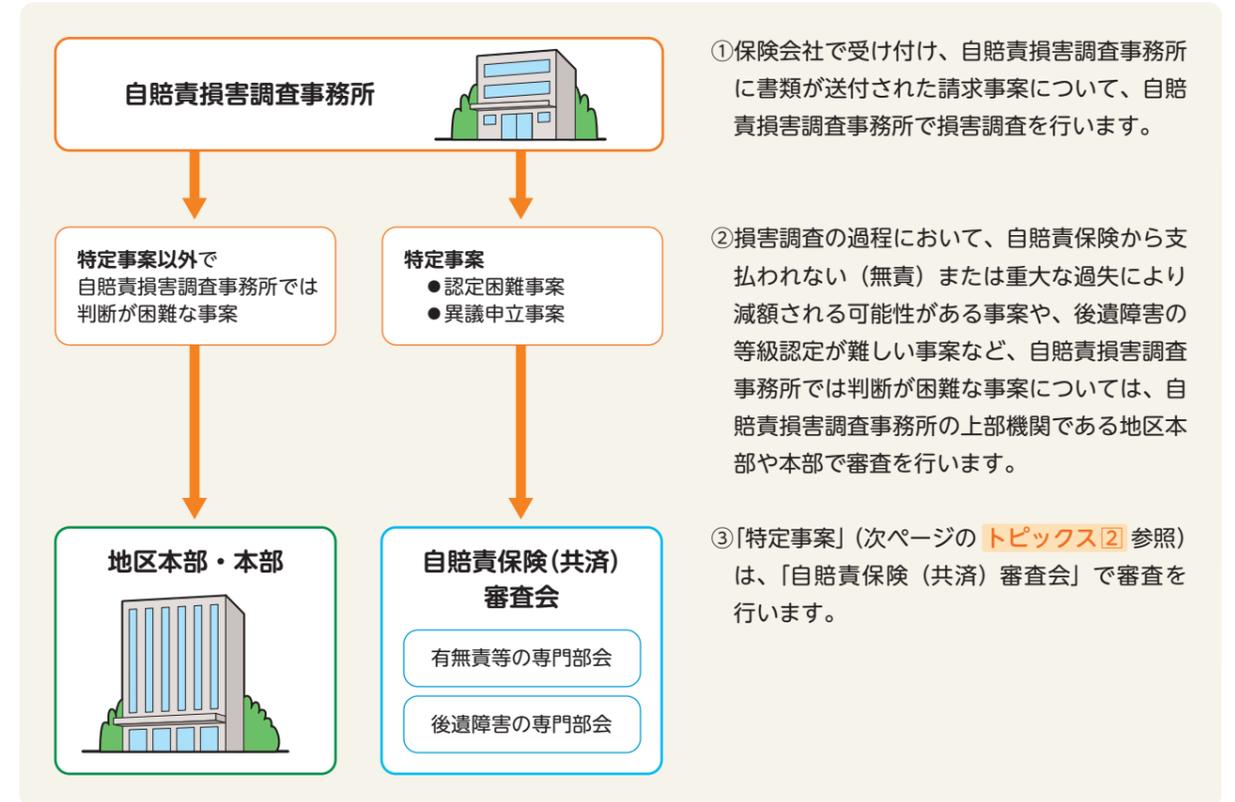
④報告を受けた保険会社は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、ご請求者に支払います。



※1 自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害等による損害と事故との間に因果関係があるかどうかなどの調査を行っています。
 ※2 保険会社から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。
 ①事故当事者に対する事故状況の照会
 ②事故現場等での事故状況・周辺状況の把握
 ③医療機関に対する被害者の治療状況の確認

2 自賠責保険の損害調査の体制

保険会社に請求があると、自賠責損害調査事務所に請求書類が送られ、当機構において次の体制で損害調査を行っています。



①保険会社で受け付け、自賠責損害調査事務所に書類が送付された請求事案について、自賠責損害調査事務所で行います。

②損害調査の過程において、自賠責保険から支払われない(無責)または重大な過失により減額される可能性がある事案や、後遺障害の等級認定が難しい事案など、自賠責損害調査事務所では判断が困難な事案については、自賠責損害調査事務所の上部機関である地区本部や本部で審査を行います。

③「特定事案」(次ページのトピックス2参照)は、「自賠責保険(共済)審査会」で審査を行います。

➡ 「自賠責保険(共済)審査会」については次ページトピックス2をご参照ください。

トピックス 2

自賠責保険（共済）審査会における審査について

認定が困難なケースや異議申立てがあったケースなどについては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。そこで、当機構では、自賠責保険（共済）審査会を設置し、審査体制を整えています。

審査会では、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

審査会の対象となる事案は「特定事案」といい、次のような事案が対象となります。

- | | |
|-----------|--|
| 有無責等の専門部会 | <p>【対象となる事案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡事案で全く支払われないか減額される可能性がある事案等 ・異議申立事案 |
| 後遺障害の専門部会 | <p>【対象となる事案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案等 ・非器質性精神障害に該当する可能性がある事案等 ・異議申立事案 |

※異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

【審査会制度の変遷】

- 平成10年4月…「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置
 - 死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として審査する体制を作りました。
 - 結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行う体制も作りました。
- 平成13年1月…「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置
 - 本部および全国9か所（当時）の地区本部に順次「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。
- 平成14年4月…審査体制の拡充を実施
 - 従来の「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止して、「自賠責保険（共済）審査会」による新たな審査体制とし、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の内容等にあわせた「専門部会」を設置しました。本部および地区本部に設置済みの「自賠責保険高次脳機能障害審査会」も後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。
- 平成16年4月…「非器質性精神障害専門部会」を設置
 - 本部および全国9か所（当時）のうち7か所の地区本部に順次「非器質性精神障害専門部会」を設置し、審査体制のさらなる拡充を図りました。

参考 「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行った件数

図8 有無責等の専門部会（平成26年度）（単位：件）

死傷別	審査結果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無責	再調査	その他	
死亡	74 (100)	274 (326)	374 (423)			2,759 (2,934)
傷害	155 (174)	571 (625)	654 (622)	98 (98)	559 (566)	
合計	229 (274)	845 (951)	1,028 (1,045)			

※1（ ）内は平成25年度の件数です。
 ※2「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

図9 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会（平成26年度）（単位：件）

等級変更あり	審査結果			審査件数
	等級変更なし	再調査	その他	
760 (588)	11,143 (11,193)	211 (182)	79 (81)	12,193 (12,044)

※1（ ）内は平成25年度の件数です。
 ※2「その他」は、時効等が問題となった件数です。

図10 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会（平成26年度）

高次脳機能障害		非器質性精神障害	
地区本部審査件数	本部審査件数	地区本部審査件数	本部審査件数
4,190 (4,276)	718 (705)	499 (501)	618 (607)

※（ ）内は平成25年度の件数です。

memo

脳外傷による高次脳機能障害とは？

自動車事故などで脳が損傷され、一定期間以上、意識が障害された場合に起こりやすく、記憶・記憶力障害、集中力障害、遂行機能障害、判断力低下等の認知障害と、感情易変、不機嫌、攻撃性、暴言・暴力、幼稚、羞恥心の低下、多弁（饒舌）、自発性・活動性の低下、病的嫉妬、被害妄想等の人格変化を典型的な症状とするものです。また、半身の運動麻痺や起立・歩行の不安定などの身体症状を伴うこともあります。

非器質性精神障害とは？

脳の損傷を伴わない精神障害のことをいい、具体的な症状としては、抑うつ状態、不安の状態、意欲低下の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶または知的能力の障害、その他の障害（衝動性の障害、不定愁訴など）があります。

3 自賠責保険の支払基準

自賠責保険では自賠法の規定により、「保険会社は、国土交通大臣および内閣総理大臣の定める支払基準に従って保険金を支払わなければならない」と定められています。

自賠責保険の支払基準は、傷害による損害、後遺障害による損害、死亡による損害、死亡に至るまでの傷害による損害および減額について定めており、賃金、物価、賠償水準の動向を考慮して適正水準を維持するよう、必要の都度、改定されています。

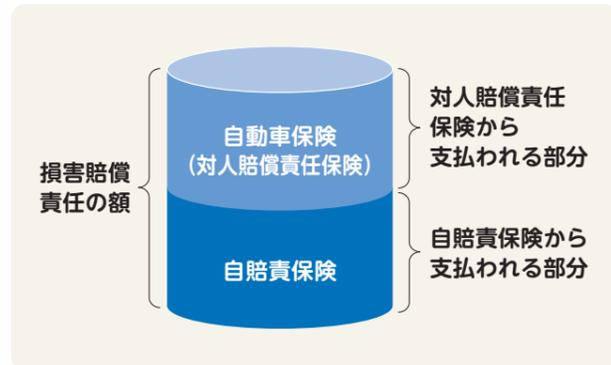
4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係

自賠責保険では、自動車の保有者が自賠法に基づく人身損害の責任を負った場合に、政令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。限度額は右のとおりです。

死亡の場合	3,000万円
後遺障害の場合	75万円～4,000万円 (後遺障害の程度による)
傷害の場合	120万円

■支払われる保険金の内訳

自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上乗せ保険として機能しています。

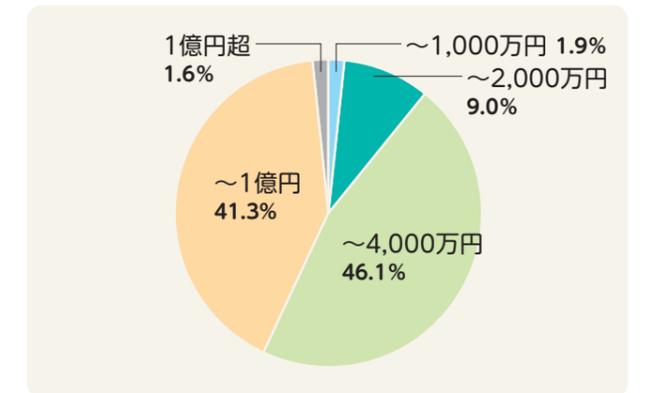


参考 一括払制度

対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金を請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、昭和48年8月より自賠責保険と対人賠償責任保険の一括払制度が導入されています。本制度は、対人賠償責任保険の保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

平成26年度の対人賠償責任保険における死亡認定額の構成比は図11のとおりです。これによれば4,000万円超の事案が4割以上を占めています。

図11 対人賠償保険 死亡事故認定額構成比 (平成26年度)



※「認定額」とは、自賠責保険と上乗せ部分の対人賠償責任保険の双方で認定された治療費、逸失利益や慰謝料等の合計額です。

参考 対人賠償責任保険の内払制度

内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。

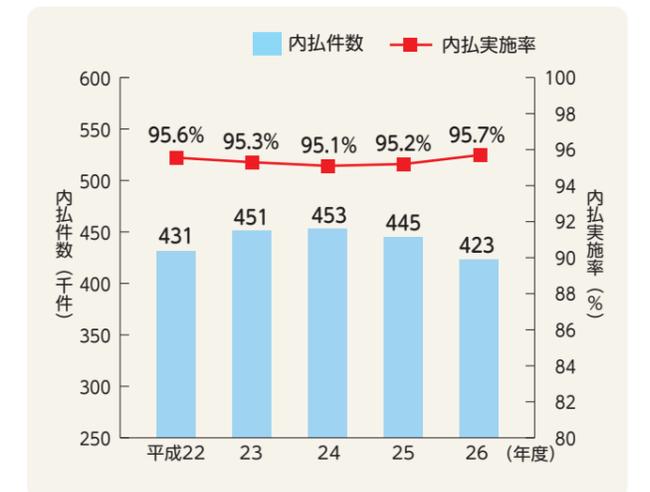
平成26年度における内払の実施状況は、図12のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払いがあったもののうち、95.7%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの利便を図るために内払が実施されているものと考えられます。

なお、内払制度について、自賠責保険においては、平成20年10月1日より廃止されています*。

*内払制度は廃止されましたが、請求された都度、追加払をすることとしており、請求者の利便性は確保されています。

図12 対人賠償保険 内払処理状況の推移



5 自賠責保険から支払われない場合

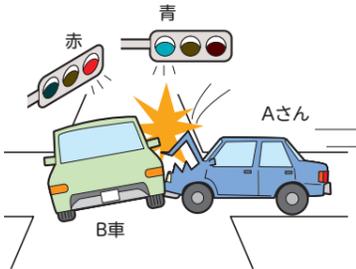
自賠責保険は、自動車の運行によって他人を死傷させ、自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払われるものです。したがって、次のような場合（例におけるAさんの損害）には、自賠責保険では支払われません。

(1) 加害者に賠償責任がない場合（無責）

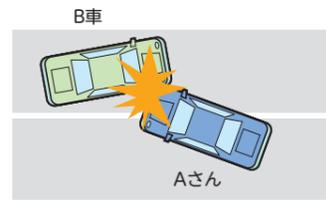
〈例〉
正常に止まっている自動車に衝突して死傷した場合



〈例〉
信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入った自動車と衝突して死傷した場合



〈例〉
センターラインオーバーし、対向車線を走っていた自動車と衝突して死傷した場合



(2) 賠償責任を負う加害者がいない場合（対象外）

〈例〉
電柱に自ら衝突したようないわゆる自損事故で死傷した場合



(3) 自動車の運行によって死傷したものではない場合（対象外）

〈例〉
駐車場に駐車してある自動車（B車）に、スケートボードで遊んでいた子供（Aさん）がぶつかって死傷した場合（駐車場に駐車してある自動車は運行しているとはいえません）

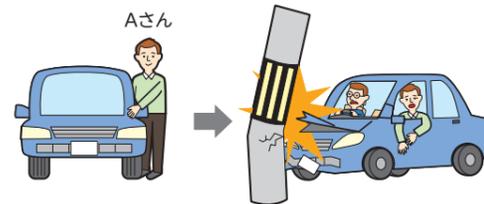
※「運行」とは、自動車の走行中のほかにも、ドアの開閉、クレーン車のクレーン作業、ダンプカーの荷台の上げ下げ等も含まれます。



(4) 被害者が「他人」ではない場合（対象外）

〈例〉
被害者（Aさん）所有の自動車を友人が運転していて自損事故を起こした際、その自動車に同乗していた被害者が死傷した場合（被害者所有の車による事故であり、被害者は「他人」とはいえませんが）

※自動車の所有者や借受人などが被害者となった場合には、「他人」に当たらないため、お支払いできないことがあります。



このほか、悪意による事故や同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合も、自賠責保険では支払われません。詳細はP10をご参照ください。

参考 「無責」 および 「対象外」 事故の件数の推移

図13 無責・対象外事故件数の推移

(単位：件)

年度	死亡		傷害	
	無責	対象外	無責	対象外
22	412	75	7,455	1,352
23	478	56	7,818	1,401
24	345	58	6,437	1,233
25	426	62	6,161	1,268
26	375	66	6,509	1,406

※被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

6 自賠責保険から支払いが減額される場合

(1) 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険においては、被害者に重大な過失があった場合のみ、その過失割合に応じて、右のとおり損害額から20%、30%、50%の減額を行うことになっています。損害額が支払限度額を超える場合には、支払限度額から減額されます。

減額適用上の被害者の過失割合	死亡による損害 後遺障害による損害	傷害による損害
7割未満の場合	減額なし	
7割以上8割未満の場合	20%減額	20%減額
8割以上9割未満の場合	30%減額	
9割以上10割未満の場合	50%減額	

※任意保険（対人賠償責任保険）にはこの取扱いは適用されません。過失割合に応じて損害額から差し引かれます。

(2) 因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「重大な過失による減額」および「因果関係判断困難による減額（死亡事案）」の件数の推移は、図14のとおりとなっています。

図14 支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年度	減額適用上の被害者の過失割合			計	因果関係判断困難
	7割以上 8割未満	8割以上 9割未満	9割以上 10割未満		
22	5,140	10,826	2,662	18,628	41
23	5,200	10,710	2,625	18,535	57
24	4,963	10,996	2,499	18,458	43
25	4,792	11,421	2,640	18,853	68
26	4,980	11,987	2,653	19,620	65

※被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

5 自賠責保険の損害調査の現況

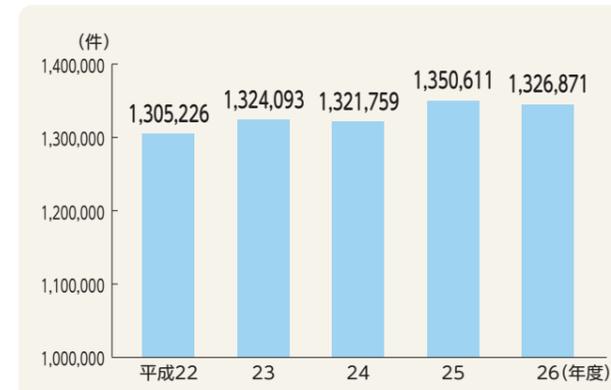
自賠責保険の損害調査における処理状況および保険金支払状況等について説明します。

1 請求事案の処理状況

(1) 自賠責損害調査事務所における受付件数

平成26年度に自賠責損害調査事務所です受け付けた自賠責保険の請求事案の件数は、約133万件となっており、前年度に比べ約1.8%の減少となっています。

図15 損害調査受付件数の推移



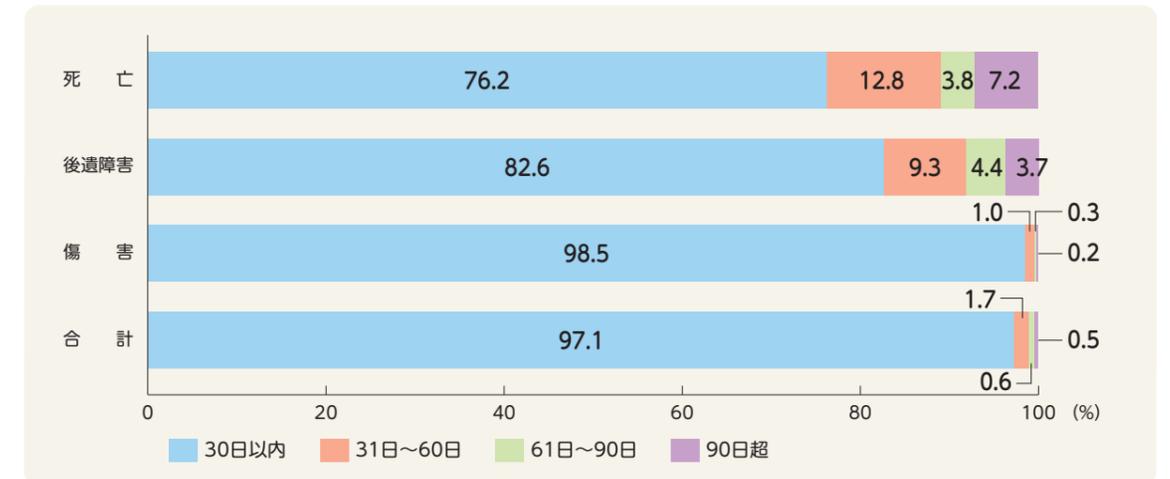
※[受付件数]は、被害者などが自賠責保険に対して行った1回の請求を1件として集計しています。例えば1人の被害者が自賠責保険に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります。

都道府県別の受付件数の推移は第6表 (P90) をご参照ください。

(2) 損害調査の所要日数

平成26年度に自賠責損害調査事務所において受付から30日以内に調査が完了した自賠責保険等の事案は、死亡事故では全体の76.2% (4,519件)、後遺障害事故では同82.6% (86,833件)、傷害事故では同98.5% (1,196,937件) となっています。

図16 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数 (平成26年度)

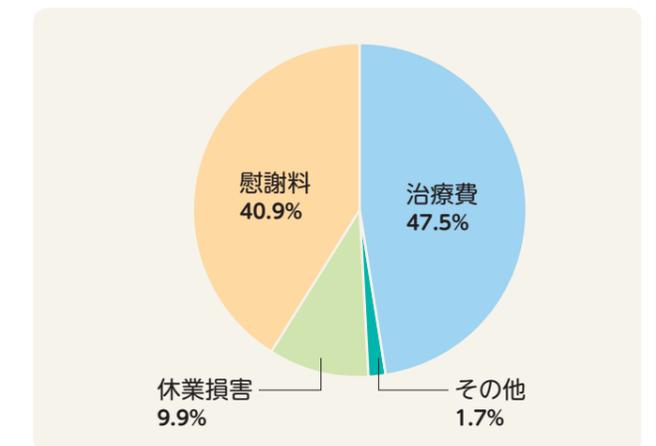


※自賠責損害調査事務所での所要日数であり、本部、地区本部で審査中の日数および事前認定事案は除きます。事前認定とは、保険会社が、保険金支払いをする前に自賠責保険における損害賠償責任の有無および、後遺障害の等級等を確認する必要があると判断した場合に、当機構に確認を行うことをいいます。

2 保険金の支払状況

保険金の支払状況については、3-2 保険金 (支払い) の状況 (P22) をご参照ください。
 なお、傷害による損害額の費目別構成比は、治療関係費 (治療費+その他) が49.2%と約半数を占め、慰謝料が約4割、休業損害が残りの約1割となっています。

図17 傷害による損害額の費目別構成比 (平成26年度)



※後遺障害の損害費目 (逸失利益 (身体に障害を残し労働能力が減少したために将来発生するであろう収入減)、慰謝料等) を除いています。

3 後遺障害認定の現況

自賠法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一（第1級・第2級）」、その他の後遺障害は「別表第二（第1級～第14級）」に定められています。また、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。

▶ 後遺障害等級表は第47表（P148）をご参照ください。

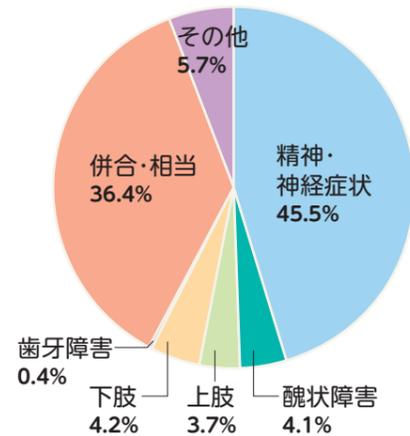
図18 後遺障害等級別認定件数（平成26年度）

（単位：件）

等級	別表第一 (介護を要する 後遺障害)		別表第二 (その他の後遺障害)														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
件数 (構成比)	881 (1.41%)	460 (0.74%)	35 (0.06%)	93 (0.15%)	314 (0.50%)	199 (0.32%)	423 (0.68%)	538 (0.86%)	1,013 (1.63%)	1,941 (3.12%)	2,160 (3.47%)	2,076 (3.33%)	4,348 (6.98%)	10,665 (17.12%)	520 (0.83%)	36,639 (58.81%)	62,305 (100.00%)

- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
- ※2 平成14年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。
- ※3 「認定件数」は、同一年度内の損害調査が完了した事案から被害者1名あたりを1件として集計しています。したがって、同一の被害者が同一年度内に複数回の請求を行った場合でも1件として集計しています（初回の請求で14級認定後、異議申立てにおいて等級変更が認められない場合は、14級を1件として集計）。
- ※4 損害調査が完了した件数より集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。

図19 後遺障害の系列別構成比（平成26年度）



memo 等級とは

後遺障害等級は、身体に残った障害の程度に応じ、以下のように区分しています。

- ・介護を要する後遺障害：別表第一 第1級～第2級
- ・介護を要しない後遺障害：別表第二 第1級～第14級

自賠責保険における等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行っています。

系列とは

後遺障害等級表では、身体の部位ごとの区分に加えて生理学的な観点から欠損障害、運動障害、醜状障害など一定のグループに細分化されており、これを系列といいます。

併合・相当とは

異なる系列の後遺障害等級を2つ以上有する場合に1つの等級に認定することを併合といい、後遺障害等級表に定めのない後遺障害であって各等級の後遺障害に相当するとして認定した等級を相当といいます。併合・相当として認定された等級は個々の系列には区分できません。

6 自賠責保険の医療費について

自賠責保険の損害調査における医療費の請求状況や治療日数等の医療に関連することについて説明します。

1 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診療報酬明細書、診断書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

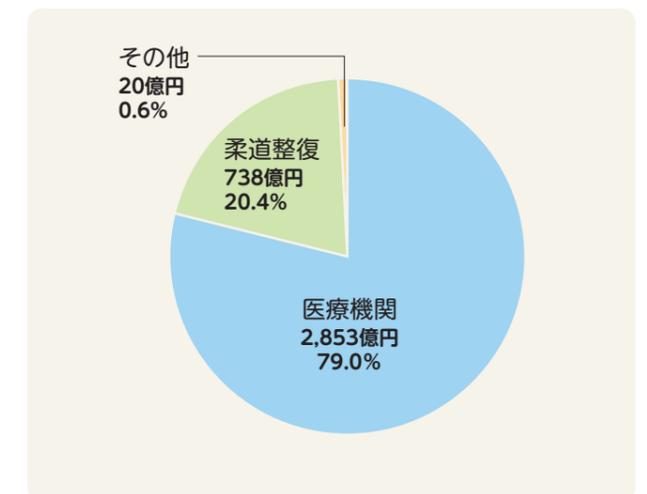
自賠責保険における医療費の施設別請求状況は平成26年度は総医療費3,612億円のうち、医療機関が79.0%（2,853億円）、柔道整復が20.4%（738億円）となっています。

医療費 医療機関での治療および柔道整復での施術に掛かった費用
診療費 医療機関での治療に掛かった費用
施術費 柔道整復での施術に掛かった費用

柔道整復とは

打撲、捻挫、脱臼および骨折に対して、外科的手段、薬品投与等の方法によらないで応急的または医療補助的方法によりその回復をはかることを目的として、接骨院や整骨院などで柔道整復師が行う施術のことをいいます。

図20 施設別請求状況（平成26年度）



- ※1 自賠責保険に請求のあった費用を集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。
- ※2 「医療機関」には、薬局を含みます。
- ※3 「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

2 医療機関における現況

平成26年度の病院、診療所別の医療機関数の割合は病院が23.3%、診療所が76.1%ですが、取扱件数の割合は病院が48.4%、診療所が50.0%となっています。

平成28年4月差替え

図21 医療機関の経営主体別診療状況〈平成26年度〉

(単位：%)

経営主体		国	公 的	社会保険団体	法 人	個 人	合 計
医療機関数割合	病 院	1.0	4.1	0.4	15.2	2.7	23.3
	診 療 所	0.0	1.0	0.1	23.9	51.1	76.1
	不 明			0.6			0.6
	合 計	1.0	5.1	0.5	39.1	53.8	100.0
取扱件数割合	病 院	2.1	12.3	1.1	29.7	3.1	48.4
	診 療 所	0.0	0.2	0.0	18.4	31.3	50.0
	不 明			1.6			1.6
	合 計	2.1	12.5	1.2	48.2	34.4	100.0

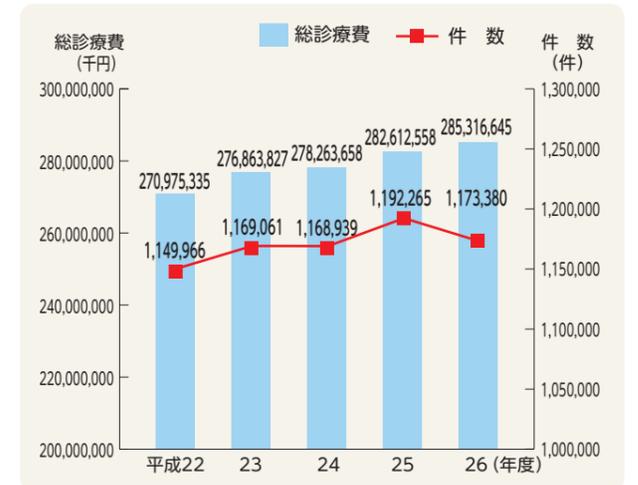
- ※1 「病院」とはベッド数が20以上の医療機関をいい、「診療所」とはベッド数が19以下の医療機関をいいます。
- ※2 1人の被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ1件として集計しています。
- ※3 経営主体の区分は概ね次のとおりです。
 国……………国立、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院、独立行政法人労働者健康福祉機構など
 公 的……………地方自治体、地方独立行政法人、日赤、済生会、国民健康保険団体連合会など
 社会保険団体……………健康保険組合、同連合会、共済組合、同連合会、国民健康保険組合、船員保険会など
 法 人……………上記以外の公益法人、医療法人、学校法人、会社など

(1) 総診療費、件数および平均診療費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総診療費については緩やかな増加傾向で推移しています。一方で、件数は前年度に比べ1.6%の減少となっています。

都道府県別の総診療費および件数は第7表(P91)をご参照ください。

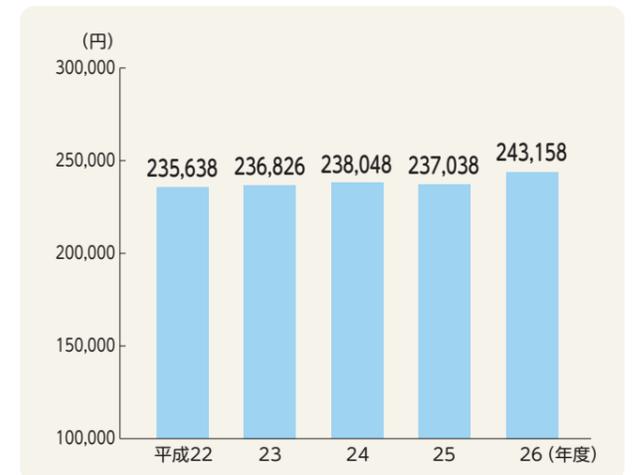
図22 総診療費および件数の推移



- ※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数を集計した推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
- ※2 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています(例えば、2つの医療機関に受診した場合は1件となります)。

また、平均診療費の推移をみると、ほぼ横ばいの傾向となっています。

図23 平均診療費の推移

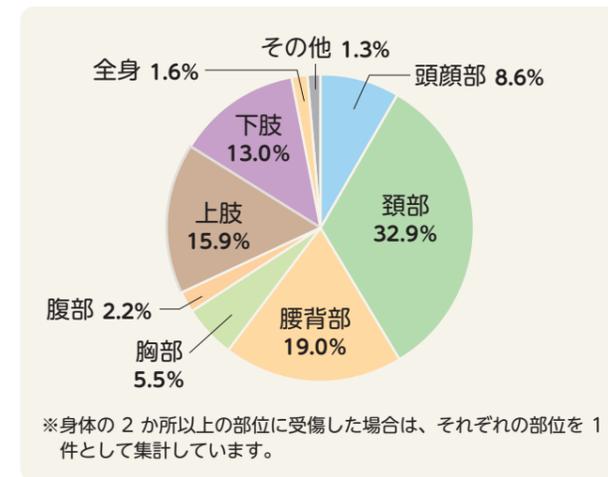


- ※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数から算出した平均診療費の推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
- ※2 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています(例えば、2つの医療機関に受診した場合は1件となります)。

(2) 自動車事故による受傷の状況

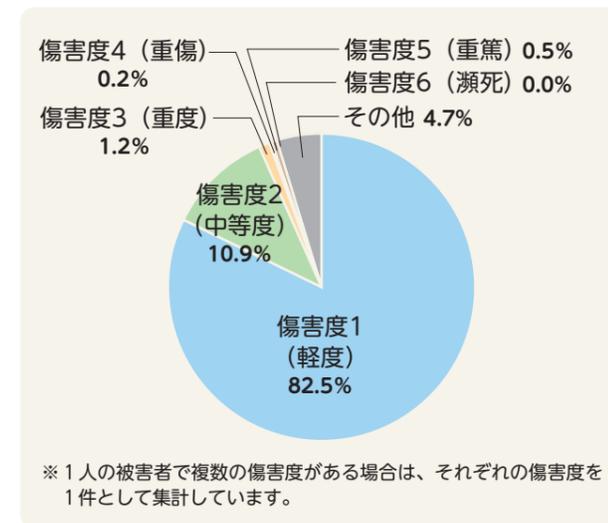
自動車事故により受傷した被害者について、受傷部位別の傷病数でみると、頸部が32.9%と最も高い割合になっており、以下、腰背部が19.0%、上肢が15.9%、下肢が13.0%となっています。

図24 受傷部位別傷病数構成比 (傷害) (平成26年度)



また、受傷の程度 (傷害度) 別にみると、軽度の傷害 (傷害度1) が82.5%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます。

図25 傷害度別傷病数構成比 (傷害) (平成26年度)



➡ 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比は第8表 (P92) をご参照ください。

(3) 診療期間および診療実日数の推移

請求1件あたりの診療実日数 (診療期間中に実際に診療を受けた日数) は、平成26年度で19.7日であり、ゆるやかな減少傾向が続いています。

➡ 都道府県別の診療期間および診療実日数は第7表 (P91) をご参照ください。

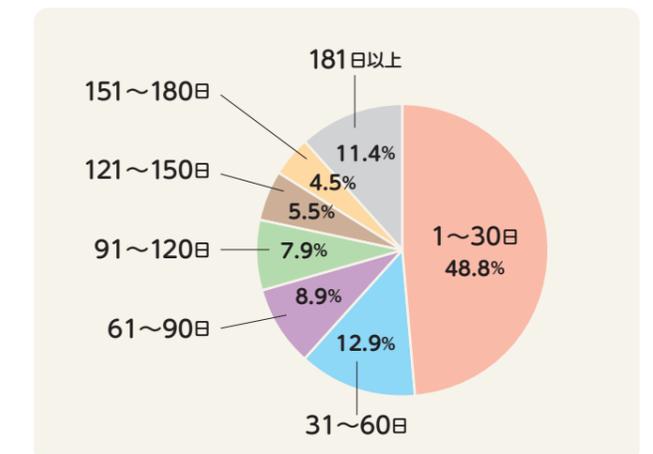
また、平成26年度における診療期間別の件数構成比をみると、30日以内が48.8%と最も多くなっています。

図26 診療期間および診療実日数の推移 (単位: 日)

年度	診療期間	診療実日数
22	67.5	20.7
23	68.1	20.4
24	68.8	20.2
25	68.9	20.0
26	69.3	19.7

※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、それらの診療期間、診療実日数を合算して集計しています。

図27 診療期間別の件数構成比 (平成26年度)

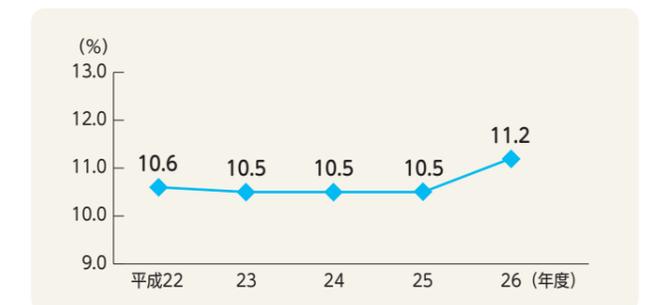


※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、それらの診療期間を合算して集計しています。

(4) 社会保険の利用状況

自賠責保険における社会保険利用率の推移については、平成26年度で11.2%であり、11%前後で推移しています。

図28 社会保険利用率の推移



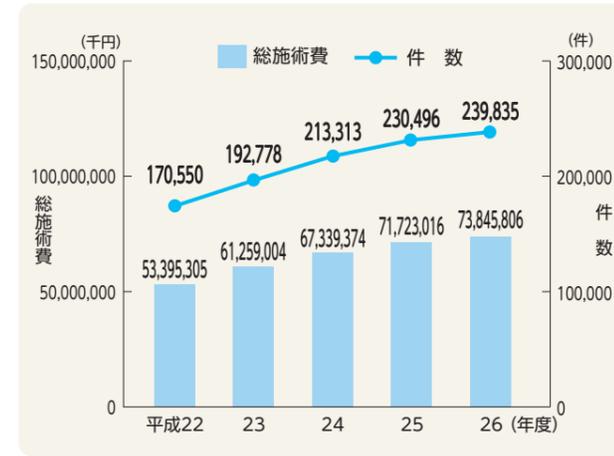
3 柔道整復における現況

(1) 総施術費、件数および平均施術費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総施術費および件数の推移は、増加傾向にあります。

都道府県別の総施術費および件数は第11表（P95）をご参照ください。

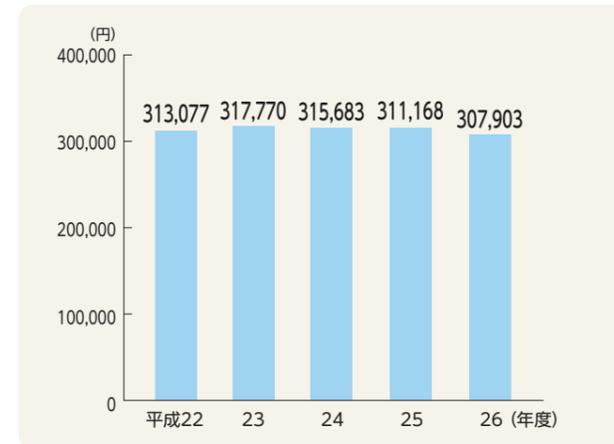
図29 総施術費および件数の推移



- ※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数を集計した推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
- ※2 1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります）。

また、平均施術費の推移をみると、概ね横ばいとなっています。

図30 平均施術費の推移



- ※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数から算出した平均施術費の推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
- ※2 1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術費を合算して集計しています。

(2) 施術期間および施術実日数の推移

請求1件あたりの施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、ここ数年約53日で推移しています。

都道府県別の施術期間および施術実日数は第11表（P95）をご参照ください。

図31 施術期間および施術実日数の推移 (単位：日)

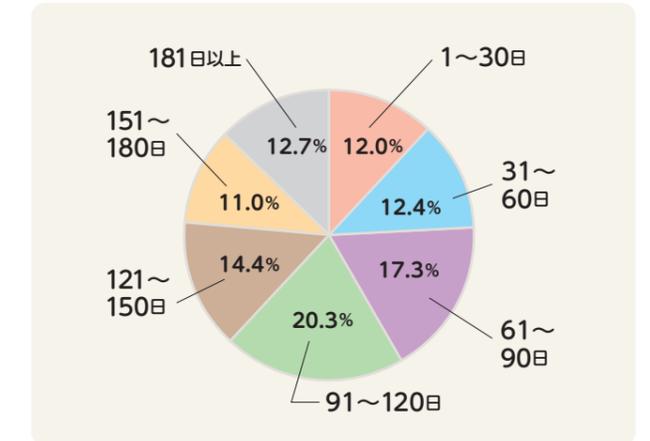
年度	施術期間	施術実日数
22	104.5	52.5
23	106.5	53.2
24	107.7	53.2
25	108.4	52.9
26	110.4	52.6

※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術期間、施術実日数を合算して集計しています。

平成28年4月差替え

平成26年度における施術期間別の件数構成比をみると、91日以上120日以内が20.3%と最も多くなっています。

図32 施術期間別の件数構成比（平成26年度）



※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術期間を合算して集計しています。

7 政府保障事業とは

「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下、同様）」のため、自賠責保険（共済）による救済を受けられない自動車事故の被害者を対象にした、国による救済制度です。

1 保障事業の概要

(1) 仕組み

通常、自動車事故被害者は、加害車両に契約されている自賠責保険（共済）の保険金（共済金）の支払いを請求できます。しかし、「ひき逃げ事故」や「無保険事故」では、請求すること自体ができません。この場合に、政府（国土交通省）が、賠償責任のある者に代わって損害相当額（保障金）を被害者へ立て替え払いします。

したがって、政府（国土交通省）は、その立て替えた金額を限度として、被害者が賠償責任のある者に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府はその者に立て替えた金額を請求します。

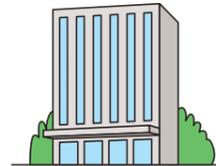
(2) 支払限度額

保障事業から支払われる保障金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払いや社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他21法令による制度）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額を保障金の限度額から控除します。



(3) 保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、保障金の支払額の決定以外の業務（支払請求の受理・損害額に関する調査・保障金の支払い等）を、保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。



(4) 財 源

保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

memo ひき逃げ事故とは

自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者・加害車両が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含まれます。

無保険事故とは

加害車両は判明しているが、自賠責保険（共済）が期限切れ等により契約されていない場合の事故を指します。

保障事業の請求窓口

自賠責保険（共済）を取り扱っている保険会社など（一部除く）にて、保障事業への請求も受け付けています。詳しくは、各社の窓口にお問い合わせください。なお、代理店では受け付けていませんので、ご注意ください。

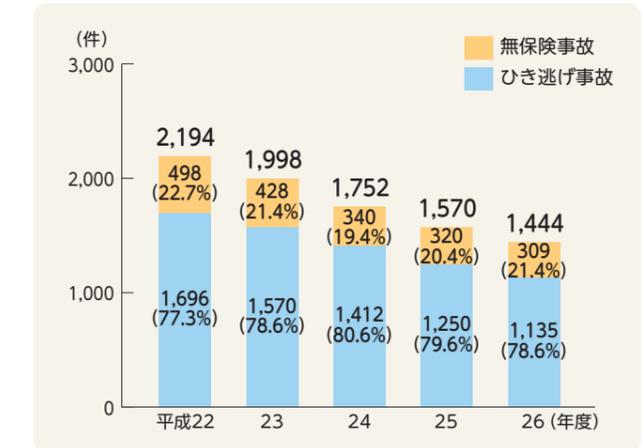
2 保障事業の受付状況

(1) 受付件数

平成26年度における当機構の保障事業受付件数は、1,444件となっており、前年度に比べ8.0%の減少となっています。

都道府県別の受付件数は第12表（P96）をご参照ください。

図33 受付件数の推移



※JA共済を除く保障事業受託事業者の受付分について集計したものです。

(2) 支払保障金

平成25年度に支払われた保障金は合計約20億円であり、前年度とほぼ水準となっています。

図34 保障金支払状況の推移



※1 「政府保障事業の保障金支払状況の推移」(国土交通省)より作成。
 ※2 JA共済を含む全保障事業受託事業者の受付分について集計されたものです。

1 自動車保険とは

自動車保険は自賠責保険とは異なり、各保険会社が独自に商品開発を行っているため、自動車保険の保険約款の内容は各保険会社によって異なります。



※一般的な自動車保険契約に関する説明には [←一般的な自動車保険契約](#) と記載し、自動車保険参考純率に関する説明には [←自動車保険参考純率](#) と記載しています。

1 自動車保険の保険約款

自動車保険の契約において使用される保険約款では、自動車保険の補償内容として、[←一般的な自動車保険契約](#) 保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

■保険約款の構成

自動車保険の約款には、基本となる補償内容および契約手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



▶ 主な特約については、[2\(3\)主な特約の内容 \(P52\)](#) をご参照ください。

2 自動車保険の補償内容

以下では、自動車保険の一般的な補償内容を説明していますが、実際の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や契約者の方が選択される内容によって異なります。

(1) 各保険の補償内容

[←一般的な自動車保険契約](#)

自動車保険には、以下のとおり、損害の種類に応じた様々な保険があり、これらの保険を組み合わせることで補償内容が構成されています。

補償の対象	ヒト	モノ
他人への賠償	他人を死傷させた場合 対人賠償責任保険	他人のモノを壊した場合 対物賠償責任保険
自身の補償	自身や搭乗者が死傷した場合 人身傷害保険 または 自損事故保険 無保険車傷害保険	自分の車が壊れた場合 車両保険

※人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として用意されています。

① 他人への賠償に関する補償

■対人賠償責任保険（他人を死傷させた場合）

●保険金が支払われる場合
自動車事故で他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合

損害賠償責任発生

●支払われる保険金の額
損害賠償責任の額のうち、自賠責保険から支払われる額を超える額

損害賠償責任の額

■対物賠償責任保険（他人のモノを壊した場合）

●保険金が支払われる場合
自動車事故で他人の車や建物などの財物を壊し、損害賠償責任を負った場合

損害賠償責任発生

●支払われる保険金の額
損害賠償責任の額

損害賠償責任の額

② 自身の補償

■ 人身傷害保険（自身や搭乗者が死傷した場合）

● 保険金が支払われる場合

自動車事故で自身や家族または自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害*の額

Point ① 事故の相手方が損害賠償すべき額も含めて、死傷による損害全体がまとめて補償されます。

Point ② 相手方のいない単独事故の場合についても補償されます。

Point ③ 損害の額は、保険約款に定められた基準により算定されます。

*損害とは、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます。

人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として、これらの保険も用意されています。

■ 自損事故保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故で自身や搭乗者が死傷した場合で、自賠法に基づく損害賠償請求権が発生しない場合

● 支払われる保険金の額

あらかじめ定められた以下の金額が支払われます

死亡した場合	1,500万円
後遺障害が生じた場合*	後遺障害の程度に応じて、50万円～2,000万円
治療を要した場合	入院日数 × 6,000円 通院日数 × 4,000円 (100万円限度)

*重度の後遺障害により介護が必要な場合は、別途200万円が支払われます。



■ 無保険車傷害保険

● 保険金が支払われる場合

相手自動車が無保険の場合や、ひき逃げなどにより、十分な補償が受けられない場合（死亡した場合または後遺障害が生じた場合に限り）

● 支払われる保険金の額

相手方の損害賠償責任の額のうち、自賠責保険や対人賠償責任保険などから支払われる額を超える額



■ 搭乗者傷害保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故で自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

保険契約者が設定した金額に応じて、以下の金額が支払われます

死亡した場合	契約時に設定した金額
後遺障害が生じた場合*1	後遺障害の程度に応じて、契約時に設定した金額の一定割合
治療を要した場合	支払方式によって異なります*2

*1 重度の後遺障害により介護が必要な場合は、契約時に設定した金額に応じた保険金が支払われます。

*2 治療を要した場合の支払方式には、契約時に設定した入院日額・通院日額を入院日数・通院日数に応じて支払うもの（日額払）や、傷害を被った部位・症状に応じた金額を支払うもの（部位・症状別払）、常に一律の金額を支払うもの（一時金払）があります。

搭乗者傷害保険は、人身傷害保険や自損事故保険・無保険車傷害保険と組み合わせることができます。

■ 車両保険（自分の車が壊れた場合）

● 保険金が支払われる場合

自分の車が偶発的な事故によって壊れた場合や盗まれた場合



● 支払われる保険金の額

全損*1の場合	事故時点における車の価値（保険価額）と同じ額
分損*2の場合	車を事故発生直前の状態に修理するために必要な額

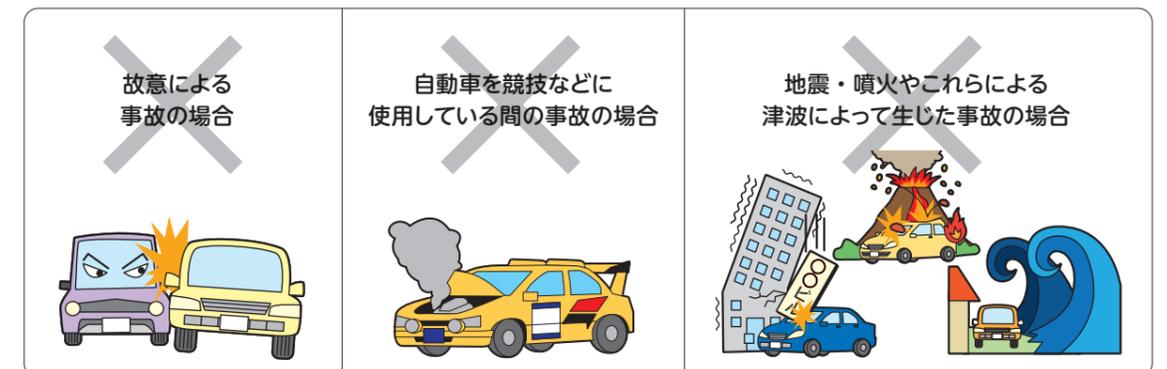
*1 車を修理するために必要な額が保険価額以上となる場合や、修理することができない場合、盗まれて発見できなかった場合をいいます。

*2 車を修理するために必要な額が保険価額未満となる場合をいいます。

(2) 保険金が支払われない場合

次の場合には、保険金は支払われません。

← 一般的な自動車保険契約

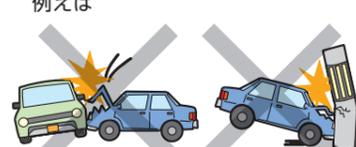


など

(3) 主な特約の内容

←一般的な自動車保険契約

① 補償範囲を縮小する特約

特約の内容	補償範囲
運転者家族限定特約 補償範囲を 家族* が運転中の場合のみに限定します。 ※ここでいう家族とは、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子を指します。	家族  友人  友 人
運転者本人・配偶者限定特約 補償範囲を本人または配偶者が運転中の場合のみに限定します。	配偶者  親  親
運転者年齢条件特約 補償対象となる運転者の年齢を「21歳以上」や「26歳以上」などに限定し、リスクの高い若年者が運転中の場合を補償範囲から除外します。	21歳未満  26歳未満 
車両相互間衝突危険「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付) 車両保険において、保険金が支払われる場合を、「契約した自動車と相手自動車との衝突または接触」による場合でかつ、相手自動車を確認できる場合のみに限定します。	相手自動車を確認できる車両相互間事故  火災  電柱への衝突 
車両危険限定補償特約 (A) 車両保険において、保険金が支払われる場合を、火災、爆発、盗難、台風、竜巻、洪水、落書きなどの、自動車の走行に起因しない場合のみに限定します。	自動車の走行に起因しない事故  自動車の走行に起因する事故 

② 補償範囲を拡大する特約

他車運転危険補償特約 他人の自動車を借用して運転中の場合も補償対象とします。 ※一般的な契約では、自動的に付いています。	
原動機付自転車に関する特約 契約した自動車以外の原動機付自転車を運転中の場合も補償対象とします。	

③ 保険金の算定方法を変更する特約

車両価額協定保険特約
 事故時点における車の価値ではなく、契約時に協定した車の価値を基に車両保険金を支払います。
 ※車両保険の付いた一般的な契約では、この特約も自動的に付いています。



契約時の車の価値 ← 事故時の車の価値

- 車両保険の保険金は事故時の車の価値を基に算定されますが、契約時の車の価値は、時間の経過や使用実態によって、事故時には大きく減少してしまうことがあります。
- そこで、この特約では、保険契約者と保険会社との間で契約時の車の価値をあらかじめ協定し、事故時ではなく契約時の車の価値を基に車両保険金を支払います。

3 自動車保険標準約款

←自動車保険参考純率

当機構で作成する保険約款を標準約款といいます。
 当機構では、自動車保険の参考純率を算出していますが、その算出にあたっては、契約内容や補償内容が確定していることが必要となるため、算出の前提となる補償内容などを別途定めています。これを保険約款という形で示したものを自動車保険標準約款といい、参考資料として、保険会社に提供しています。

当機構が作成する標準約款では、②(1)の保険(P49参照)のうち、人身傷害保険を除く6種類の保険の補償内容を、普通保険約款として規定しています。
 標準約款における主な特約は、②(3)の内容と同様です。

■自動車保険標準約款の構成



標準約款の搭乗者傷害保険では、治療を要した場合の保険金支払方式を、日額払としています。

2 自動車保険の保険料率

自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自動車保険の保険料率の概要

(1) 自動車保険の保険料率

←一般的な自動車保険契約

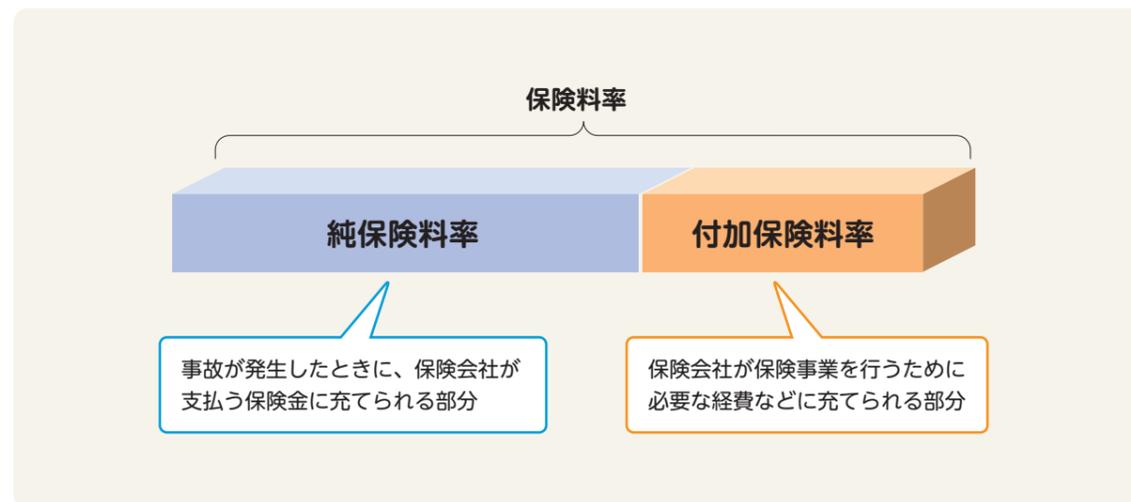
自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

保険契約者が支払う自動車保険料は、自動車の用途・車種、運転者の年齢、過去の事故歴などの料率区分に応じたものとなっています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、(4)自動車保険の料率区分 (P56) をご参照ください。

■ 保険料率の構成



memo 保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

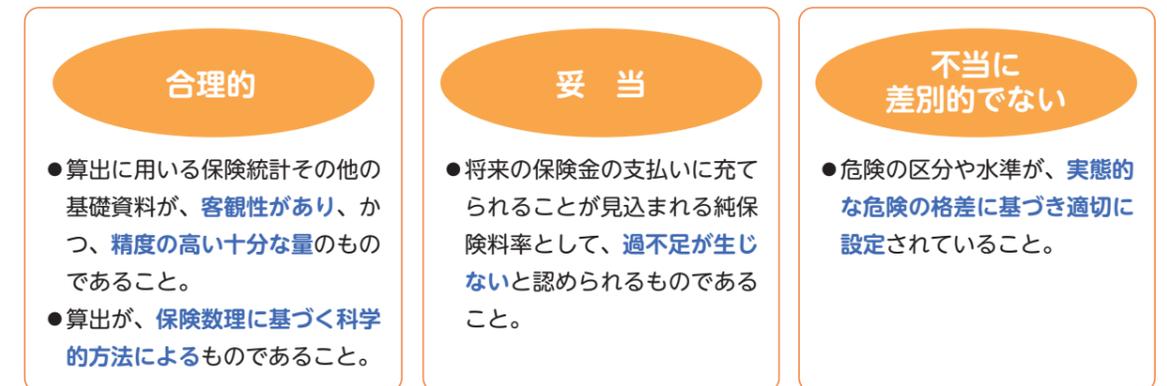
- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量のデータを基に自動車保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

(2) 保険料率の3つの原則

←一般的な自動車保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

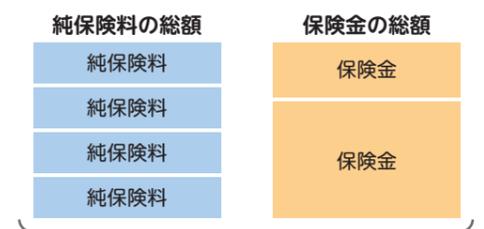
参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです。



memo 「保険料率の3つの原則」の背景には、以下の保険料と保険金の間に成り立つ原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



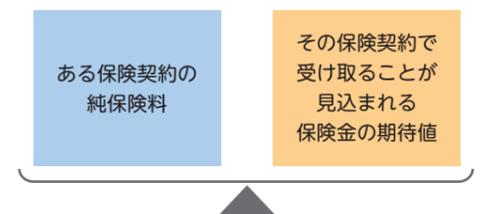
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を低くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



(3) 補償内容に応じた保険料率

←一般的な自動車保険契約

自動車保険においては、保険約款で規定している補償内容に応じて保険料率を算出しています。保険契約者が支払う「保険料」は、補償内容ごとの保険料を合計したものとなっています。

■それぞれの補償内容に対して保険料率を算出



当機構では、標準約款で規定している補償内容に応じた参考純率を算出していますが、上記のうち、人身傷害保険については、標準約款の作成および参考純率の算出を行っていません。

以下では、参考純率を算出している保険の補償内容を中心に説明します。

(4) 自動車保険の料率区分

←自動車保険参考純率

自動車保険においては、保険契約者が負担する保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における自動車保険の料率区分について説明していますが、保険会社に参考純率の使用義務はないため、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

料率区分は様々なリスクを考慮して区分しています。

■参考純率における料率区分

参考純率の決定要素

- ① 自動車の種類 — 用途・車種 —
- ② 付保台数 — ノンフリート・フリート —
- ③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —
- ④ 初度登録年月 — 新車・新車以外 —
- ⑤ 支払限度額等 — 保険金額等 —
- ⑥ 運転者の年齢 — 年齢条件 —
- ⑦ 過去の事故歴 — ノンフリート等級 —
- ⑧ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

① 自動車の種類 — 用途・車種 —

使う目的（自家用や事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクに差が生じるため、用途・車種を区分しています。

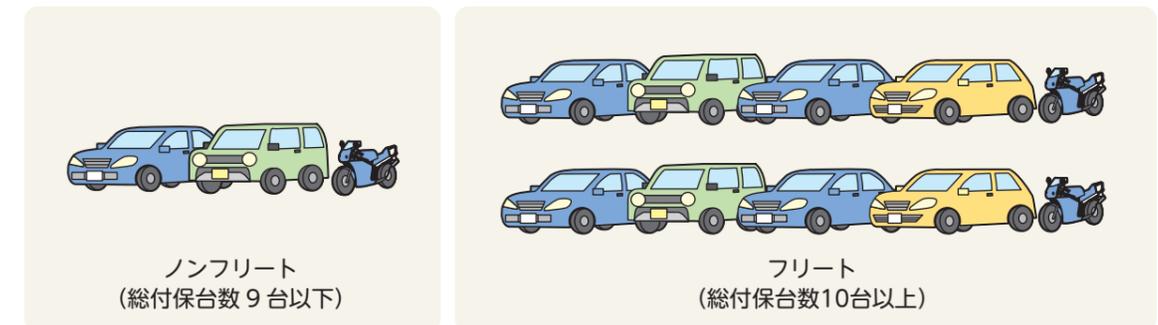
■参考純率上の用途・車種の具体例



② 付保台数 — ノンフリート・フリート —

契約規模に応じてリスクの測定方法を分けているため、保険契約者単位での総付保台数により区分しています。

■ノンフリートとフリート



付保台数 自動車保険を付けている車の台数のことです。

memo

ノンフリートとフリートのリスク測定方法 ~保険料の割増引制度の違い~

フリート契約においては、保険契約者が保険を付けている自動車を一括りにして、保険契約者が支払った保険料と保険会社が支払った保険金の割合を把握し、これにより保険料の割増引が決まります*。

一方、ノンフリート契約においては、保険を付けている自動車それぞれについて、過去の事故歴により保険料の割増引が決まる「ノンフリート等級制度」があります（②過去の事故歴—ノンフリート等級—（P61参照））。

*フリート契約の割増引については、参考純率上定めていません。

③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

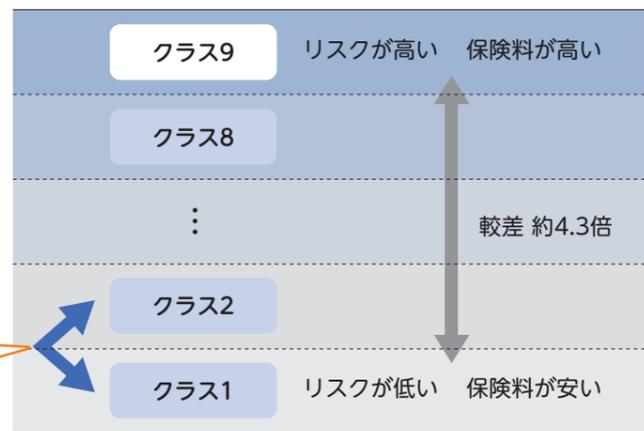
●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

自動車の型式ごとに、リスクに大きな較差が見られるため、型式ごとに適用する料率をクラス1～9の9つに区分しています。

※型式別料率クラスは補償内容ごとに設定しています。



クラス間には 1.2 倍の較差を設けており、クラスが1つ上がると保険料が 1.2 倍、クラスが1つ下がると保険料が 1/1.2 倍になります。

型式 自動車の型を分類するために付される識別記号で、自動車検査証に記載されています。同じ車名でも発売年やグレードなどにより型式が異なる場合があります。

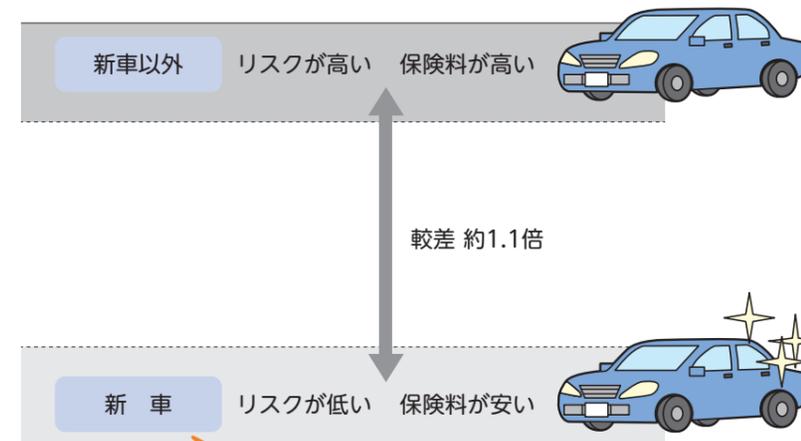
④ 初度登録年月 — 新車・新車以外 —

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

車両構造や安全装置の進化に伴う安全性能の向上により、新しい車（新車）の方が、古い車（新車以外）よりもリスクが低減化している実態が見られるため、車両保険以外について、新車・新車以外に区分しています。



参考純率では保険期間の初日の属する月が初度登録後から 25 か月以内のものを新車としています。

初度登録年月 契約している自動車がかつて国の登録や検査を受けた年月を初度登録年月といいます。

⑤ 支払限度額など — 保険金額など —

支払われる保険金は、保険金の上限額である保険金額や、保険金を受け取られる方の自己負担額である免責金額の設定内容によって異なります。

このため、保険金額や免責金額の額によって区分しています。

memo

クラス見直し ～型式ごとに適用するクラスは、毎年見直します～

毎年、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに見合っているかを検証しています。その結果、リスクがクラスに見合っていない型式について、リスクが低ければクラスを1つ下げ、高ければクラスを1つ上げる見直しを行います。このため、クラスが上がる型式の契約者は、事故を起こしていなくても保険料が高くなるケースがあります。

なお、新しく発売された型式については、保険データの蓄積がないことから、排気量や新車価格などに基づき、適用するクラスを決定しています。

memo

支払われる保険金と保険金額、免責金額の関係

- (例1) 保険金額1,000万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として2,000万円を負担した場合、限度額である1,000万円の保険金が支払われます。
- (例2) 免責金額5万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として20万円を負担した場合、20万円から免責金額を控除した15万円の保険金が支払われます。

⑥ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限りです。

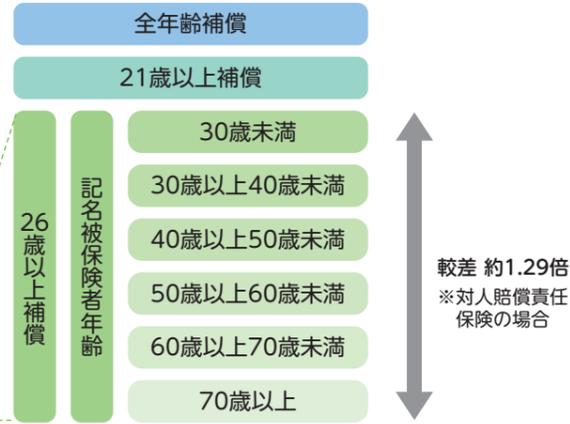


運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層に応じて区分しています。

※年齢条件は補償内容ごとに設定しています。
※個人契約に限り、②記名被保険者の年齢層に応じて区分します。法人契約の場合、①運転者の年齢範囲のみに応じて区分します。



②記名被保険者の年齢層に応じてさらに6区分



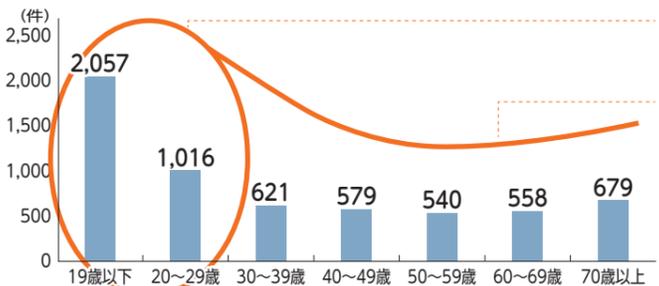
①運転者の年齢範囲

- ・全年齢補償：運転者の年齢を問わず補償（運転者年齢条件特約を付けない場合）
 - ・21歳以上補償：21歳以上の方が運転中の事故を補償（21歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
 - ・26歳以上補償：26歳以上の方が運転中の事故を補償（26歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
- ※原動機付自転車については、全年齢補償、21歳以上補償のみ

②記名被保険者 契約している自動車を主に運転する方のことで、保険証券の被保険者欄に記載されている方です。

memo 年齢区分は、なぜ2種類に分けているの？ ～交通事故件数から見る年齢区分の意味～

■平成26年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数



- ①若年運転者のリスクが高いことから、契約している自動車の運転者の年齢範囲に応じて3つの区分を設けています。
- ②年齢が上昇するにつれて交通事故件数は減少していますが、「60～69歳」から減少は見られず、「70歳以上」のリスクも高い現状です。年齢層間のリスクの違いを保険料に反映させるため、26歳以上補償で記名被保険者が個人の場合には、記名被保険者の年齢層に応じてさらに6つの区分を設けています。

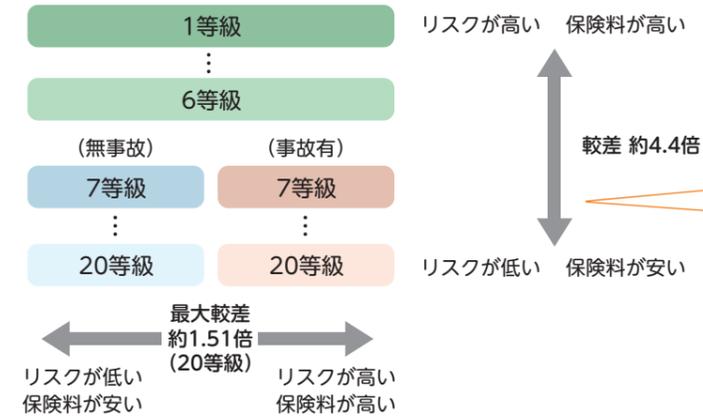
※「平成26年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）より作成。

年齢条件が適用されない人もいます

保険契約者の事務手続きを軽減するため、友人などの家族以外の方が運転したり、別居の未婚の子が帰省した際に運転したりする場合は、年齢条件は適用されません。

⑦ 過去の事故歴 — ノンフリート等級 —

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクに差が見られるため、料率を1～20等級に区分しています。



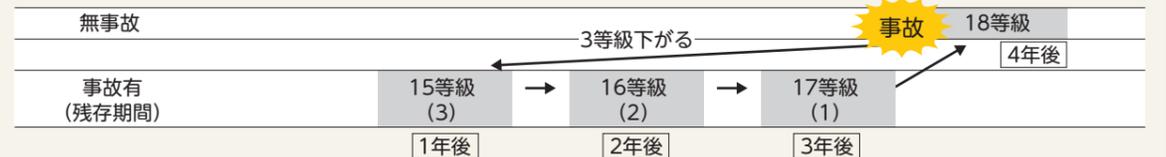
1等級から6等級については「事故有」と「無事故」で保険料に差は設けていません。一方、7等級から20等級については、同じ等級でも、過去に事故があった契約者と事故がなかった契約者ではリスクに違いが見られるため、さらに「事故有」・「無事故」区分を設けています。

●ノンフリート等級の決定（一般的なケース）



●無事故/事故有別に保険料を適用

事故が1件あり保険金を受け取った場合、3年間「事故有」区分が適用され、その間無事故であれば、そのうち「無事故」区分が適用されるようになります。



memo

新規の契約は6等級か7等級からスタートします

新規の契約は、通常6等級に位置付けられますが、2台目以降の自動車の契約で、一定の条件を満たす場合は、7等級に位置付けられます。

3等級下らない事故もあります

- ①車両保険における火災、落下物との衝突の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合、翌年度は1等級のみ等級が下がり、「事故有」区分が適用される期間も1年間となります。
- ②搭乗者傷害保険のみにかかる事故、原動機付自転車に関する特約にかかる事故の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合でも、翌年度は等級が下がらず1等級上がります。

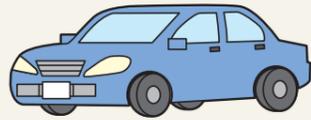
「事故有」区分が適用される期間の加算は最長6年

事故1件につき3年間「事故有」区分が適用されますが、1年間に3件以上事故があった場合でも、「事故有」区分が適用される期間は6年となります。

※「事故有」区分が適用される期間は、1年経過するごとに1年ずつ短くなりますが、「事故有」区分が適用されている期間に事故があった場合には、期間が加算されます（上限：6年）。

⑧ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。

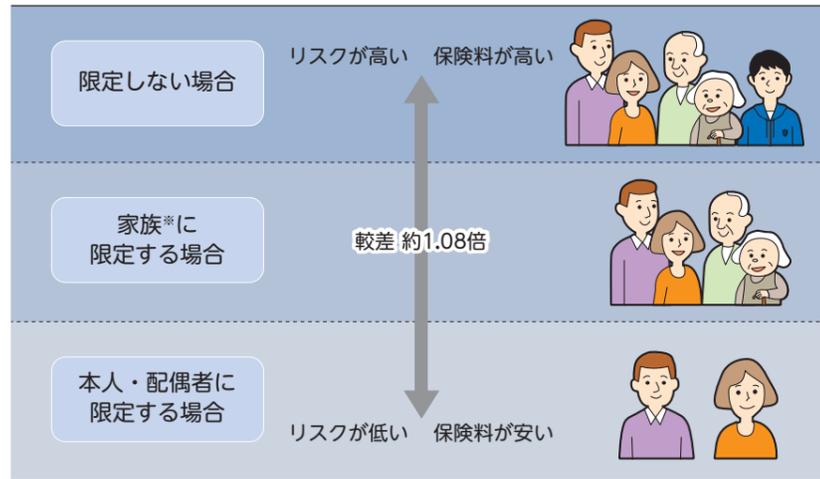


自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

運転者の範囲によりリスクが異なることから、運転者の範囲を3つに区分しています。



※ここでいう家族とは、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子を指します。

- 運転者の限定区分**
- ・限定しない場合：運転者の範囲を問わず補償 (運転者家族限定特約または運転者本人・配偶者限定特約を付けない場合)
 - ・家族に限定する場合：家族が運転中の事故を補償 (運転者家族限定特約を付ける場合)
 - ・本人・配偶者に限定する場合：本人または配偶者が運転中の事故を補償 (運転者本人・配偶者限定特約を付ける場合)

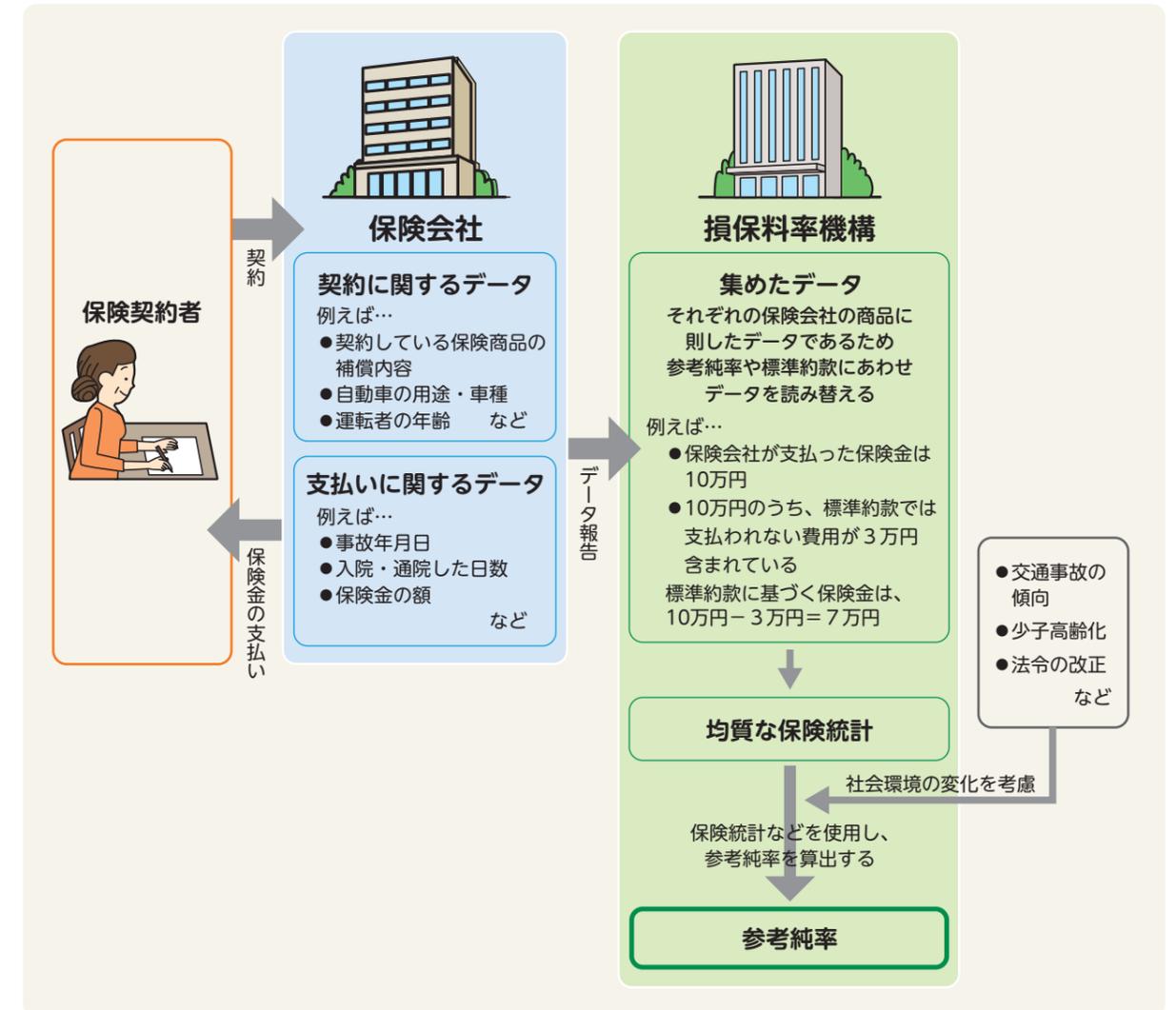
2 自動車保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

←自動車保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行います。

■統計データの収集から自動車保険参考純率の算出への流れ



memo 社会環境の変化の考慮

自動車保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、保険統計以外の統計などを用いて、社会環境の変化についても考慮しています。
 例えば、警察庁が公表する交通事故統計を用いて、以下の点などを確認しています。
 ・どのような事故が増えているのか。
 ・少子高齢化によって交通事故の状況に変化が見られるのか。
 また、法令の改正 (例：消費税率の引上げ) に伴って、自動車保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

トピックス⑥ 消費税率の引上げによる影響 (P78) も併せてご参照ください。

(2) 自動車保険参考純率の算出方法

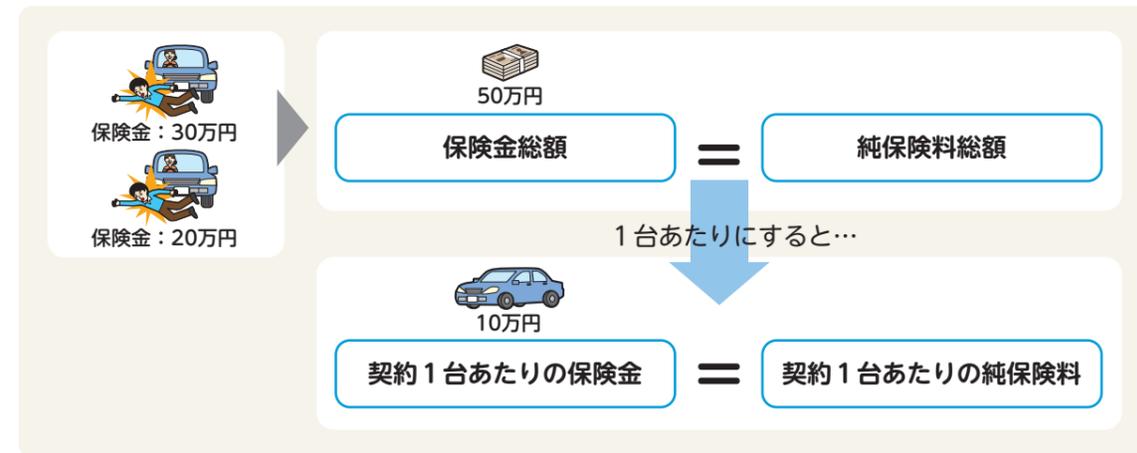
←自動車保険参考純率

収支相等の原則 (1) (2) 保険料率の3つの原則 (P55) 参照) によれば、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

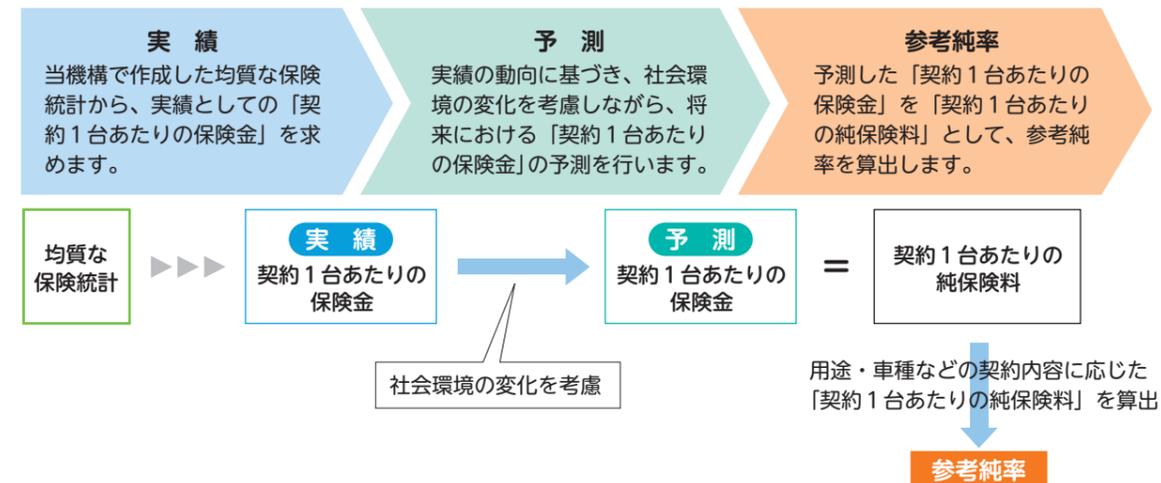
この点を踏まえ、自動車保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、参考純率を算出します。

■純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

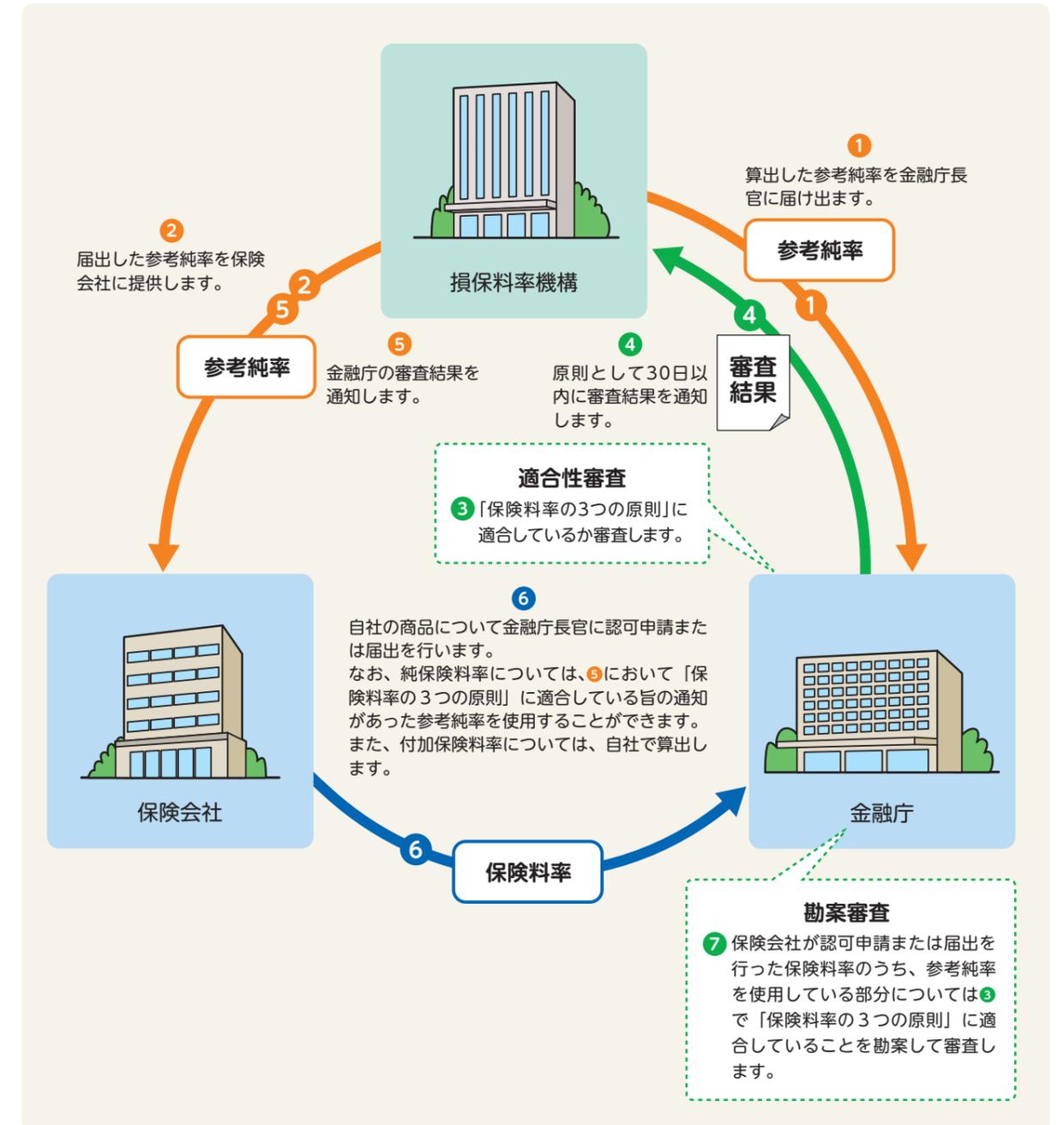
事故率 (事故が起きる確率) × 保険金単価 (1事故あたりの保険金)

3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ

←自動車保険参考純率

当機構は、算出した自動車保険の参考純率を金融庁長官に届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

■自動車保険参考純率の算出後の流れ



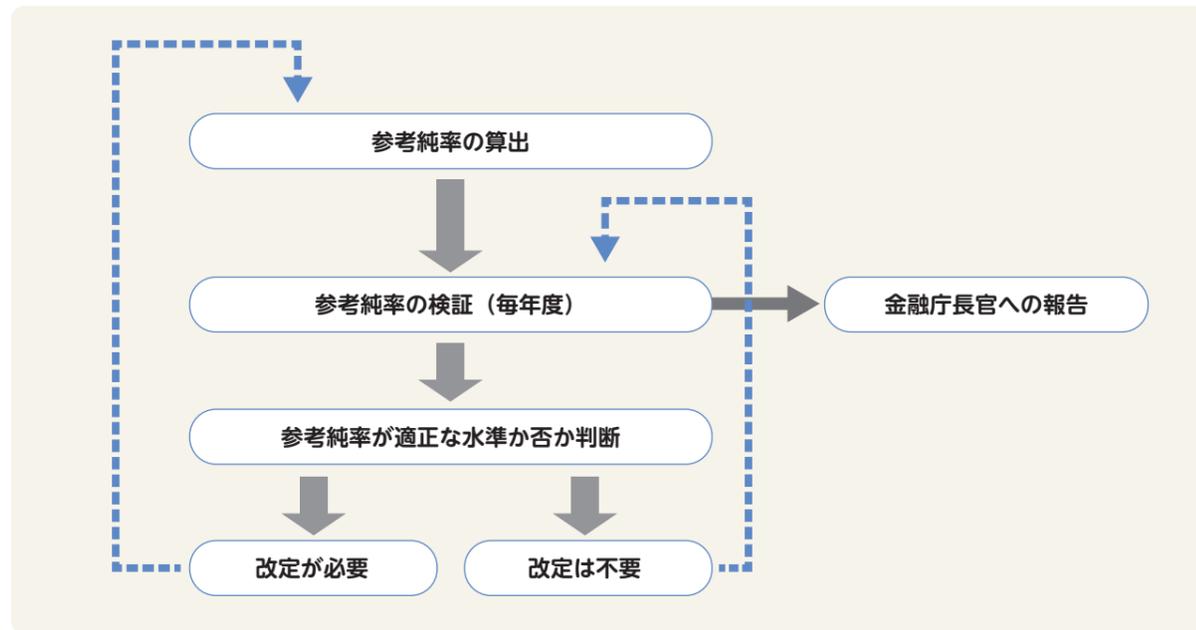
4 自動車保険の参考純率の検証と改定

参考純率が適正な水準か毎年度チェックを行います。

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、必要があれば参考純率を改定しています。

←自動車保険参考純率

■自動車保険参考純率の検証と改定の流れ



3 自動車保険の現況

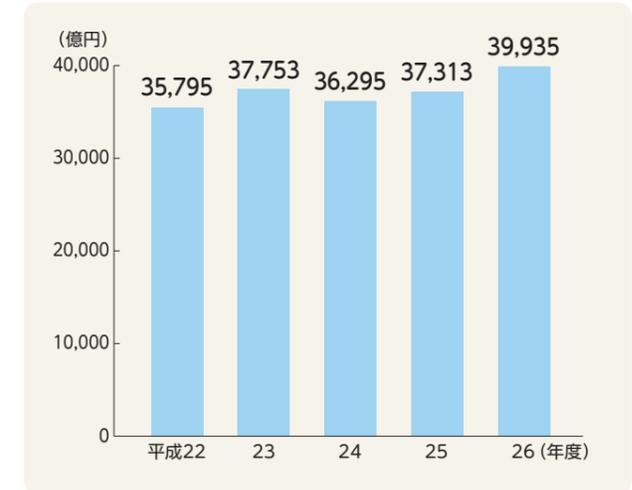
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

(1) 保険料の推移

平成26年度の自動車保険の保険料は、図35のとおり3兆9,935億円となっており、前年度に比べ2,622億円（7.0%）の増加となりました。

図35 保険料の推移



保険料

図35～36の「保険料」は、第Ⅲ部2自動車保険の保険料率（P54）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

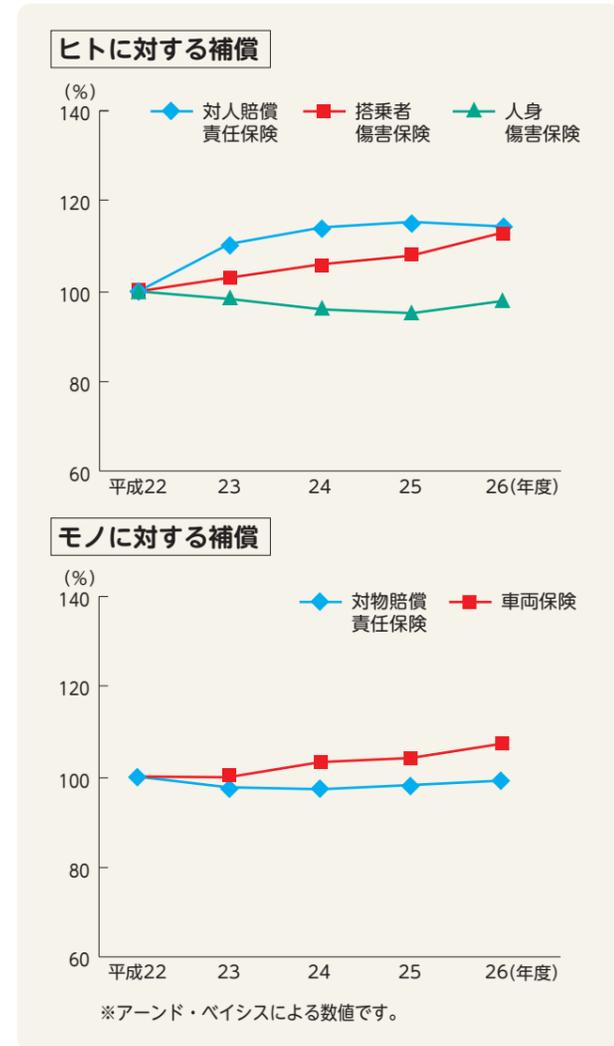
特にことわり書きのない場合は、リトン・ベースの数値です（以下、同様）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

なお、自動車保険では、対象期間における収支を把握することに適している「アード・ベース」「インカード・ベース」によって「契約1台あたりの保険料」および「契約1台あたりの保険金」の推移を把握しています。

(2) 契約1台あたりの保険料の推移

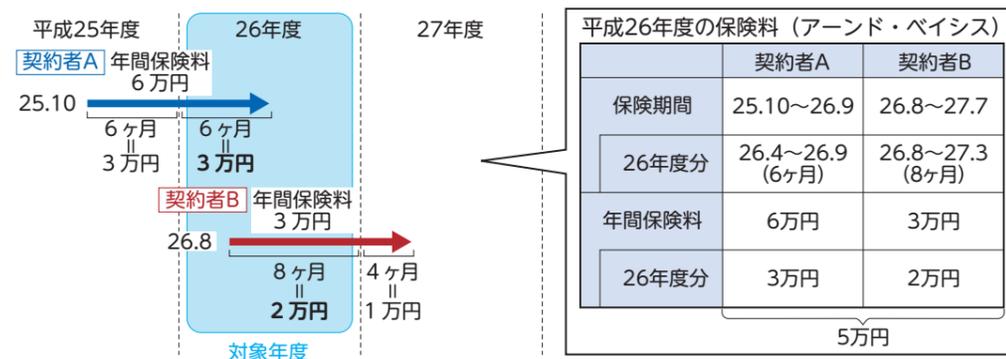
自動車保険の契約1台あたりの保険料は、契約状況の変化（保険契約者が契約（補償）内容の見直しを行ったり、料率区分間の契約構成割合が変化すること）や、保険会社による料率水準の見直しなどにより変動します。平成23年度以降、人身傷害保険を除き、概ね増加傾向で推移しています。

図36 契約1台あたりの保険料の推移（補償内容別）（平成22年度を100とした場合）



アード・ベイシスの保険料とは？

契約始期や保険料受領時期にかかわらず、対象年度分の保険料のことです。
 (例) 契約者が2人（A・B） だとした場合の平成26年度の保険料（アード・ベイシス）

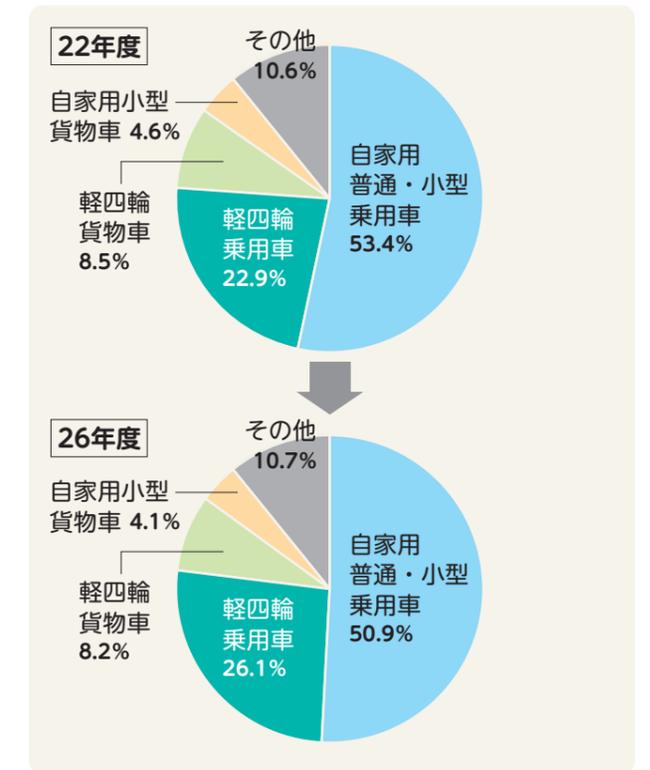


主な契約の状況は以下のとおりです。

軽四輪乗用車の増加

使う目的や自動車の種類によってリスクが異なるため、用途・車種により保険料が変わります（第Ⅲ部 2章(4)自動車保険の料率区分 ①自動車の種類-用途・車種-（P57参照））。近年、軽四輪乗用車が増加し、図37のとおり、全体の4分の1以上を占めるようになっています。

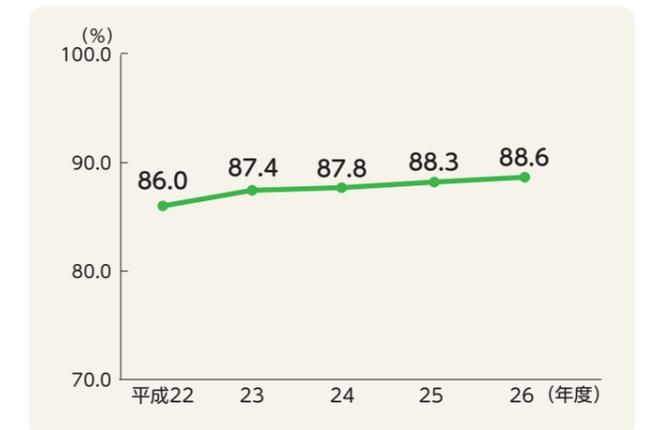
図37 用途・車種の構成割合（対人賠償責任保険）



若年運転者の減少

運転者の年齢によってリスクが異なるため、補償する運転者の年齢の範囲、及び記名被保険者の年齢により保険料が変わります（第Ⅲ部 2章(4)自動車保険の料率区分 ⑥運転者の年齢-年齢条件-（P60参照））。近年、若年運転者の減少に伴い、図38のとおり、26歳以上補償等の契約の割合が増加しています。

図38 26歳以上補償等契約の割合の推移（対人賠償責任保険）

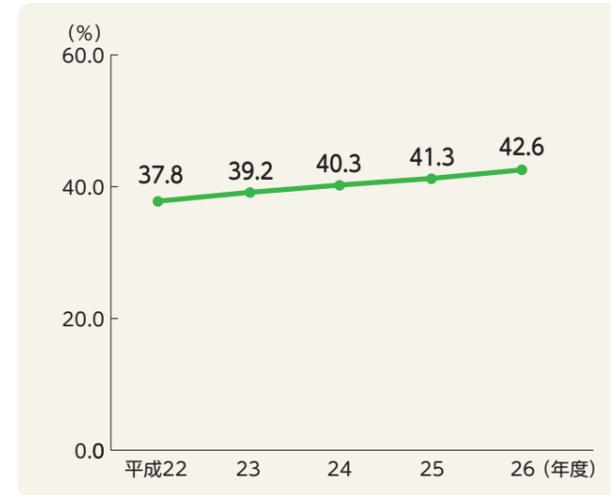


ノンフリート等級制度における
20等級割合の増加

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクに差がみられることから、前年の事故の有無により、翌年度以降の保険料が変わります（第Ⅲ部 2-1(4)自動車保険の料率区分 ⑦過去の事故歴－ノンフリート等級－（P61参照））。

ノンフリート契約者全体でみると、無事故年数の長い契約者が多く、最も割引率の大きい20等級の割合は図39のとおり、増加傾向で推移しています。

図39 ノンフリート等級制度における20等級割合の推移
(対人賠償責任保険)

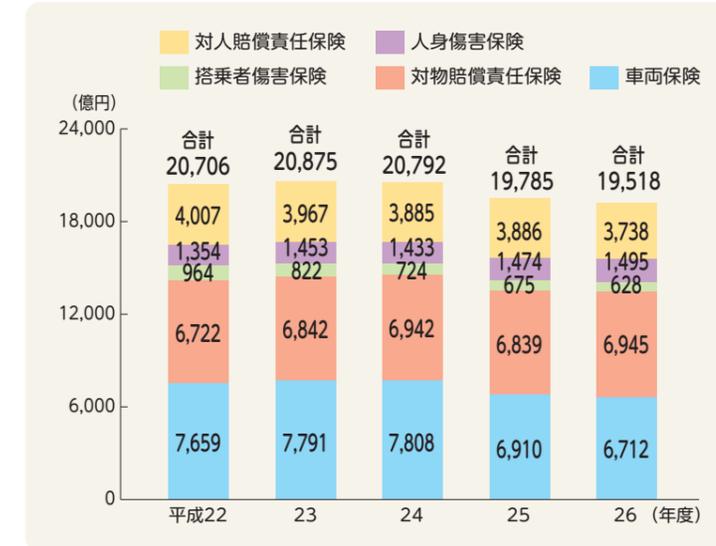


2 保険金（支払い）の状況

(1) 保険金の推移

平成26年度の自動車保険の保険金は、図40のとおり1兆9,518億円となっており、前年度に比べ267億円（1.4%）の減少となりました。

図40 保険金の推移



保険金

図40～図43の「保険金」には、付帯費用を含みません。

付帯費用とは

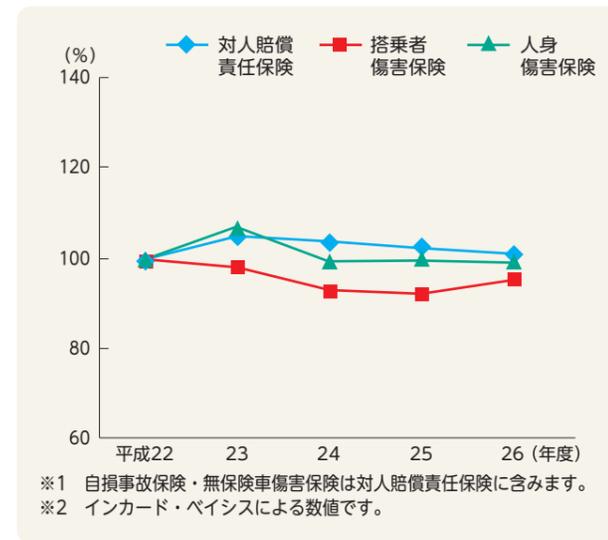
保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

(2) 契約1台あたりの保険金の推移

① 対人賠償責任保険・人身傷害保険・搭乗者傷害保険

図41のとおり、対人賠償責任保険・人身傷害保険の契約1台あたりの保険金は概ね横ばい傾向で推移しています。搭乗者傷害保険の契約1台あたりの保険金は減少傾向で推移していましたが、平成26年度は増加が見られます。

図41 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）（平成22年度を100とした場合）



交通事故死傷者数の減少と保険金が少額である傷害事故件数の増加

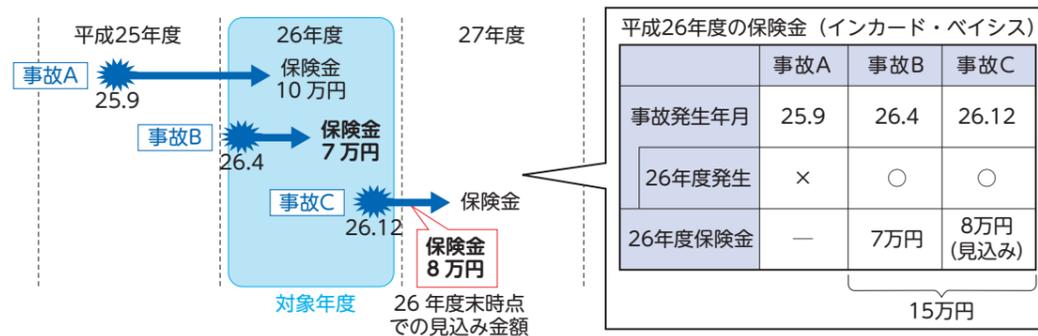
警察庁が公表する交通事故死傷者数は一貫して減少傾向が続いていますが（P23図6参照）、対人賠償責任保険・人身傷害保険では保険金が少額である傷害事故件数が増加傾向で推移していることもあり、契約1台あたりの保険金は概ね横ばいで推移しています。

第Ⅱ部3 自賠責保険料率の現況（P23参照）のとおり、交通事故死傷者数は人身事故として警察に届出がなされたものが集計対象ですが、対人賠償責任保険・人身傷害保険は、自賠責保険と同様、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても保険金を支払うことがあり、このような支払いの増加が一因と考えられます。

インカード・ベイスの保険金とは？

契約始期や保険金支払時期にかかわらず、対象年度に発生した事故に対する保険金のこと、本資料では、当年度に支払った保険金だけでなく、翌年度以降に支払いが見込まれる保険金を含みます。

（例）事故が3件（A・B・C）発生した場合の平成26年度の保険金（インカード・ベイス）



② 対物賠償責任保険・車両保険

図42のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の契約1台あたりの保険金は、近年、減少に転じています。この要因としては、ガソリン価格の高騰による交通量の減少等に伴い支払件数が減少したこと、および、参考純率改定（平成23年9月届出）を受けて、各保険会社が平成24年度以降に実施したノンフリート等級別料率制度改定に伴い、契約者が翌年度以降の保険料負担を考慮して保険金請求を慎重に判断するようになったことにより、少額の保険金請求が減少したと考えられます。

他方、図43のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の支払い1件あたりの保険金は概ね増加傾向で推移しています。この要因としては、保険金の大部分を占める修理費が増加傾向で推移していることが考えられます。

図42 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）（平成22年度を100とした場合）

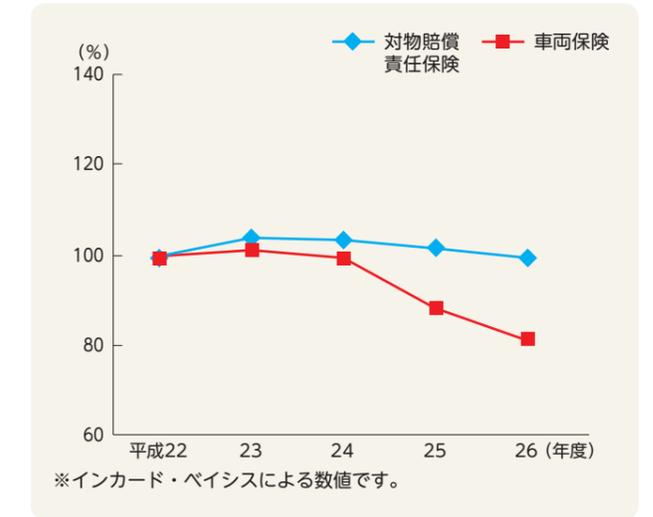
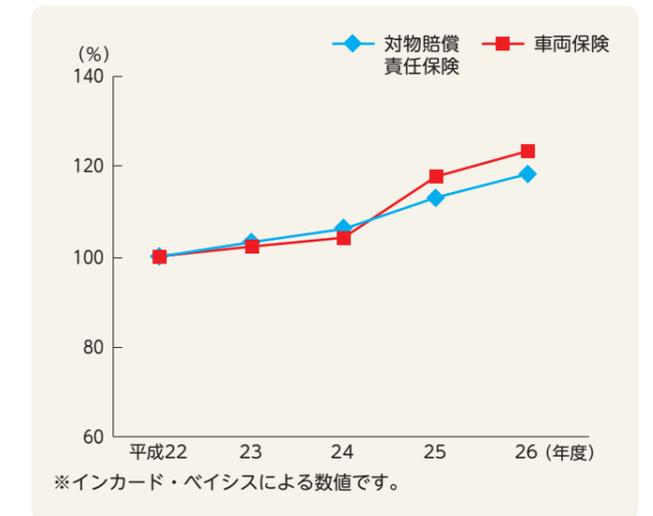


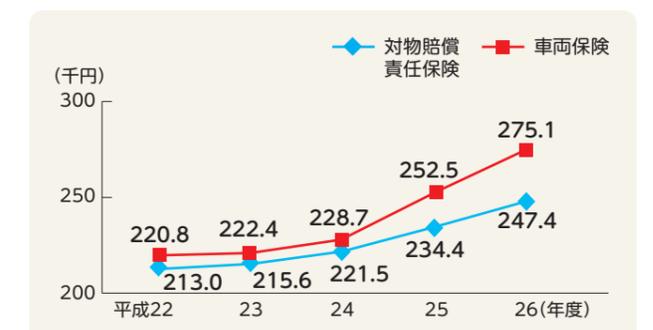
図43 支払い1件あたりの保険金の推移（補償内容別）（平成22年度を100とした場合）



支払い1件あたりの修理費の増加

保険金のうち修理費（部品費・工賃・塗装費・その他）は、対物賠償責任保険においては約6割、車両保険においては約8割を占めています。支払い1件あたりの修理費は、図44のとおり概ね増加傾向で推移しています。なお、ノンフリート等級別料率制度改定に伴い契約者が翌年度以降の保険料負担を考慮して保険金請求を慎重に判断するようになったことにより、少額の保険金請求が減少したことも増加の一因と考えられます。

図44 支払い1件あたりの修理費の推移





ノンフリート等級別料率制度改定に伴う影響

参考純率改定
(平成 23 年 9 月届出)

リスク実態に基づき、契約者における保険料負担の公平性の確保を目的として、ノンフリート等級別料率制度の改定を行いました。

- 等級別の割増引き率の見直し
- 無事故・事故有区分の導入 など

従来一律であった「事故があった契約者」と「事故がなかった契約者」の間に、差を設けました。

各保険会社の取組み

各保険会社においても同様の制度の改定を行い、契約者への周知を図りました。

- 契約者向けのチラシ作成
- 保険料試算ツールの導入

保険金を請求する（等級が下がる）場合と保険金を請求しない（等級が上がる）場合の翌年度以降の保険料差額をご案内しています。

請求傾向等への影響

契約者が翌年度以降の保険料と受け取る保険金を比較し、保険金請求を慎重に判断するようになり、保険金が少額である事故を中心に支払件数が減少したと考えられます。

▶ 第Ⅲ部 **トピックス③～⑥** に記載の事項による影響も考えられます。詳しくはP75～79をご参照ください。

トピックス ③

ASVについて

運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（ASV）は事故の減少や事故時の被害軽減が期待されます。

最近話題の衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（ASV）が、各自動車メーカーにおいて発売されている新車には多く見られます（図45）。自動車保険への影響としては、今後このようなASVの普及により修理費の増加も懸念されるものの、これを上回る事故の減少や事故時の被害軽減につながる事が期待されます。

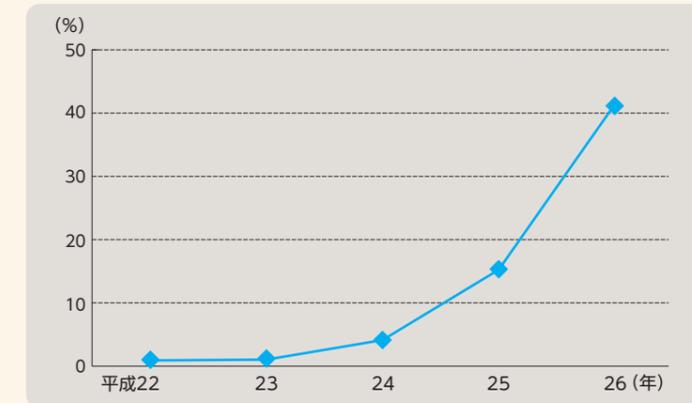
ASVとは

Advanced Safety Vehicle（先進安全自動車）の略であり、運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車です。

衝突被害軽減ブレーキとは

前方の障害物との衝突を予測して警報し、衝突被害を軽減するために制動制御する装置です。

図45 生産台数に対する衝突被害軽減ブレーキ装着率の推移



※1 「ASV技術普及状況調査」(国土交通省)より作成。
 ※2 装着率 = 装着台数 ÷ 総生産台数

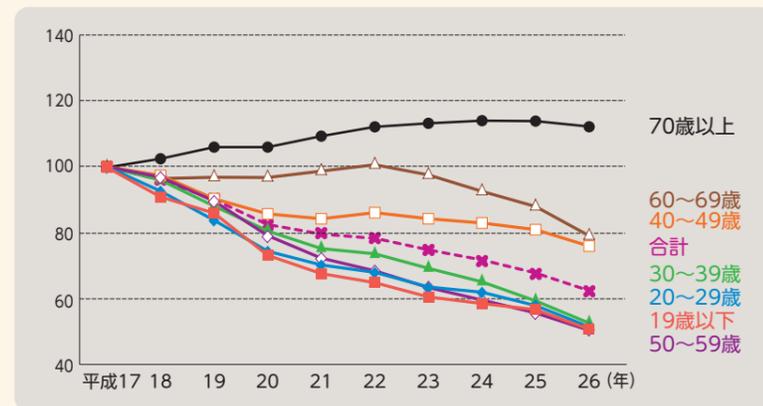
トピックス 4

交通事故にみる高齢運転者の実態

交通事故件数は減少傾向にあります。高年齢の影響により70歳以上の運転者による交通事故件数は増加しています。

近年、交通事故件数は減少傾向にあります。図46のとおり平成17年の交通事故件数を100とした場合の運転者の年齢層別交通事故の動向をみると、高齢化の影響を受けて、70歳以上の運転者による交通事故は高い数値で推移しています。また、60歳～69歳の運転者による交通事故は若干ながら、減少傾向にありますが、年齢層別合計の交通事故の減少に比べると、その減少は小幅なものとなっています。

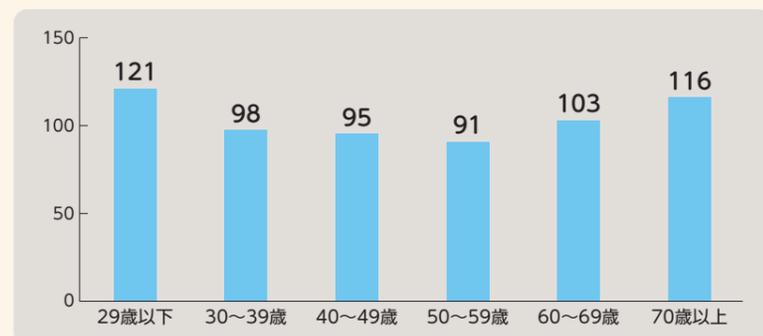
図46 運転者の年齢層別交通事故件数の推移（各年12月末）
（平成17年の交通事故件数を100とした場合）



※1 「平成26年中の交通事故の発生状況」（警察庁交通局）より作成。

実際、図47のとおり「保険実績におけるリスク較差」を見てみると、70歳以上の運転者のリスクは29歳以下の運転者と同様に高く、60～69歳の運転者のリスクも相対的に高くなっています。

図47 保険実績におけるリスク較差（「26歳以上補償」全体を100とした場合の値）



※上記は対人賠償責任危険補償で全体の契約の約9割を占める「26歳以上補償」における記名被保険者年齢区分間の較差（平成24～26年度の累計値、機構統計より作成）。
なお、参考純率では「26歳以上補償」を記名被保険者の年齢層に応じて区分している（詳細は第Ⅲ部 2-1(4)自動車保険の料率区分 ⑥運転者の年齢・年齢条件— (P60) を参照）。

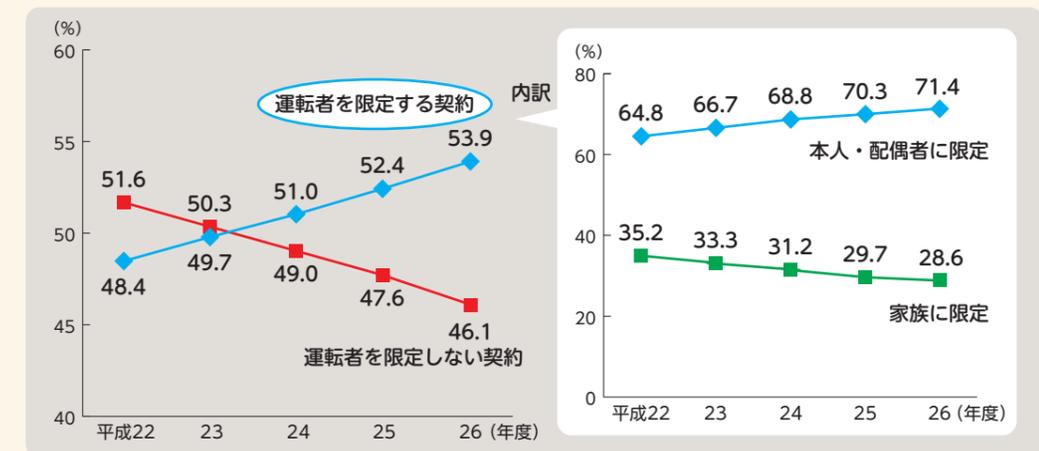
トピックス 5

運転者を限定する契約の変化

世帯構成の変化やライフスタイルの変化等にもない、運転者を限定する契約の付帯状況が変化してきています。

世帯構成の変化やライフスタイルの変化等により、図48のとおり運転者を限定する契約は年々増加しています。さらに、運転者を限定する契約の内訳をみると、本人・配偶者に限定する契約の割合は増加している一方、家族に限定する契約の割合は減少傾向で推移しています。

図48 運転者を限定する契約と限定しない契約の構成割合（対人賠償責任保険）



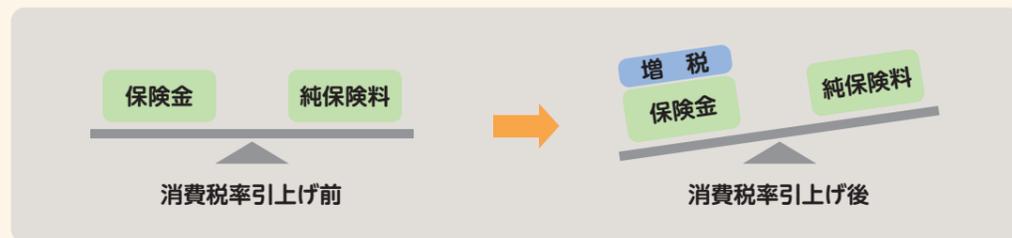
トピックス 6

消費税率の引上げによる影響

平成26年4月にこれまで5%だった消費税率が8%に引き上げられました。また、平成29年4月に消費税率が8%から10%に引き上げられる予定です。
自動車保険に限らず、保険料は非課税であるため、消費税率引上げと自動車保険料は一見関係がないように思えます。しかし、保険会社が支払う保険金や経費の一部には消費税がかかっているため、消費税率の引上げは自動車保険にも影響を及ぼします。

(1) 純保険料率への影響

自動車保険の純保険料は、保険金と等しくなるように設定されていますが、保険金の一部の費目には消費税がかかるため、消費税率が引き上げられると保険金が増え、純保険料は不足することになります。



保険金に占める課税対象費目は下表のとおり各保険によって異なっており、搭乗者傷害保険は定額払いであるため影響は小さく、対物賠償責任保険や車両保険については修理費が保険金の多くを占めているため影響は大きくなります。

	課税対象費目
対人賠償責任保険	治療費の一部、通院費、付帯費用など*
人身傷害保険	
搭乗者傷害保険	付帯費用のみ
対物賠償責任保険	修理費、代車等、付帯費用など
車両保険	修理費、車両取得費用、付帯費用など

*逸失利益、慰謝料（精神的損害）、休業損害などには影響が及びません。

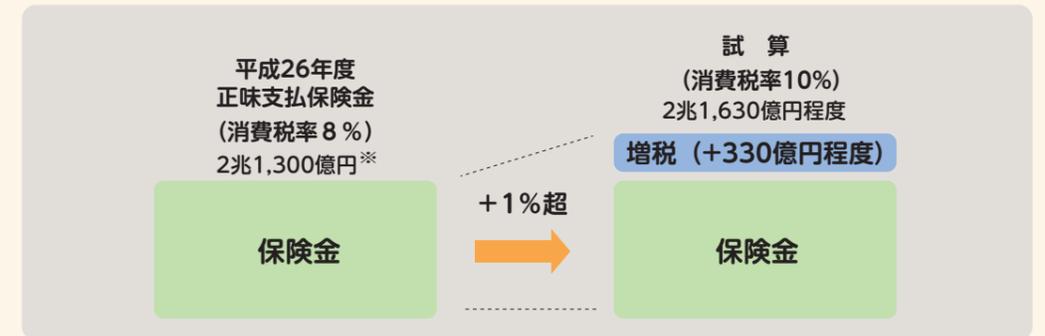
付帯費用

保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

memo 自賠責保険への影響

- 純保険料率への影響：消費税率の引上げによって純保険料が不足することになりますが、影響を受ける範囲は、治療費の一部や通院費など限定的なものとなります。
- 付加保険料率への影響：保険会社の物件費や代理店手数料などには消費税がかかるため、消費税率の引上げの影響が及びます。

自動車保険全体では、消費税率が8%から10%に上げられることによって+1%超の影響が見込まれ、保険金は330億円程度増加すると見込まれます。



**[平成27年版インシュアランス損害保険統計号] (株式会社 保険研究所) より作成。

(2) 付加保険料率への影響

付加保険料のうち、保険会社の物件費や代理店手数料などには消費税がかかるため、付加保険料にも消費税率引上げの影響が及びます。

第IV部

くるまに関する 保険関連の統計

1 自賠責保険統計	82
2 自動車保険統計	98
3 関連情報	
I 共済関係	130
II 交通事故関係	136
III 自動車保有登録関係	144
IV 法令関係	148

1 自賠責保険統計

第1表 自賠責保険収支の推移

年 度	契 約		支	
	台 数	保 険 料	死 亡	
			件 数	保 険 金
	台 %	千円 %	件	千円
昭和45	16,995,245	348,963,452	18,126	80,117,614
50	20,535,020	512,498,964	12,314	123,114,183
55	25,878,153	654,098,997	9,522	151,842,956
60	28,502,452	926,192,619	9,807	179,684,379
61	30,282,341 (6.2)	1,041,638,176 (12.5)	9,886	192,060,212
62	30,711,927 (1.4)	1,051,432,091 (0.9)	9,430	186,555,214
63	32,812,988 (6.8)	1,138,721,651 (8.3)	9,958	195,832,598
平成元	32,933,548 (0.4)	1,173,345,534 (3.0)	10,637	209,161,571
2	34,404,028 (4.5)	1,217,597,602 (3.8)	11,057	219,345,168
3	34,675,719 (0.8)	1,112,594,634 (△8.6)	11,560	241,326,983
4	35,129,541 (1.3)	1,087,793,724 (△2.2)	11,620	256,473,209
5	36,903,078 (5.0)	1,012,188,061 (△7.0)	11,063	259,269,677
6	37,101,038 (0.5)	1,015,698,547 (0.3)	10,703	254,245,669
7	37,535,545 (1.2)	1,046,279,856 (3.0)	10,773	250,789,959
8	38,159,188 (1.7)	1,072,702,030 (2.5)	10,492	247,922,093
9	38,106,586 (△0.1)	979,729,851 (△8.7)	10,197	241,496,295
10	37,648,994 (△1.2)	964,554,584 (△1.5)	9,595	230,571,248
11	38,492,877 (2.2)	988,676,122 (2.5)	9,413	226,544,545
12	38,590,102 (0.3)	999,284,341 (1.1)	8,935	218,247,953
13	38,533,759 (△0.1)	996,798,683 (△0.2)	8,456	207,906,147
14	38,373,670 (△0.4)	1,202,373,763 (20.6)	8,341	202,585,752
15	38,731,246 (0.9)	1,212,825,888 (0.9)	7,866	193,744,704
16	38,378,882 (△0.9)	1,199,455,126 (△1.1)	7,277	177,554,313
17	39,067,723 (1.8)	1,154,805,308 (△3.7)	6,807	165,519,417
18	38,674,832 (△1.0)	1,138,071,480 (△1.4)	6,168	152,674,840
19	38,791,770 (0.3)	1,050,075,232 (△7.7)	6,029	145,481,727
20	41,775,207 (7.7)	874,895,219 (△16.7)	5,482	131,840,390
21	38,565,312 (△7.7)	811,706,485 (△7.2)	5,128	122,625,507
22	38,674,100 (0.3)	811,951,189 (0.0)	4,922	118,717,520
23	38,206,667 (△1.2)	897,505,823 (10.5)	4,777	113,972,827
24	39,662,580 (3.8)	936,324,556 (4.3)	4,469	109,411,696
25	38,297,097 (△3.4)	1,028,327,183 (9.8)	4,125	99,454,819
26	38,654,126 (0.9)	1,034,178,479 (0.6)	3,977	96,959,742

※1 昭和61年度以降の()内の数値は、対前年度増減率を示します。
 ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
 ※3 昭和45年度は、沖縄県を含みません。

払				年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件 %	千円 %	
680,906	157,513,639	699,032	237,631,253	昭和45
535,094	210,014,199	547,408	333,128,382	50
634,712	377,931,663	644,234	529,774,619	55
846,483	551,391,368	856,290	731,075,747	60
856,763	555,814,863	866,649 (1.2)	747,875,075 (2.3)	61
852,883	536,629,865	862,313 (△0.5)	723,185,079 (△3.3)	62
846,753	510,805,309	856,711 (△0.6)	706,637,907 (△2.3)	63
883,751	508,980,082	894,388 (4.4)	718,141,654 (1.6)	平成元
895,170	523,568,377	906,227 (1.3)	742,913,545 (3.4)	2
921,410	544,820,322	932,970 (3.0)	786,147,304 (5.8)	3
949,534	558,438,652	961,154 (3.0)	814,911,861 (3.7)	4
973,557	574,800,552	984,620 (2.4)	834,070,228 (2.4)	5
975,640	579,166,878	986,343 (0.2)	833,412,546 (△0.1)	6
995,893	589,170,581	1,006,666 (2.1)	839,960,540 (0.8)	7
1,013,162	594,064,502	1,023,654 (1.7)	841,986,595 (0.2)	8
1,036,979	613,771,251	1,047,176 (2.3)	855,267,546 (1.6)	9
1,047,048	625,786,046	1,056,643 (0.9)	856,357,294 (0.1)	10
1,093,628	650,636,759	1,103,041 (4.4)	877,181,304 (2.4)	11
1,142,984	680,553,984	1,151,919 (4.4)	898,801,937 (2.5)	12
1,175,778	693,360,883	1,184,234 (2.8)	901,267,030 (0.3)	13
1,195,400	720,596,376	1,203,741 (1.6)	923,182,128 (2.4)	14
1,206,408	729,203,566	1,214,274 (0.9)	922,948,270 (△0.0)	15
1,181,564	708,769,298	1,188,841 (△2.1)	886,323,611 (△4.0)	16
1,179,664	696,569,064	1,186,471 (△0.2)	862,088,481 (△2.7)	17
1,129,936	671,756,523	1,136,104 (△4.2)	824,431,363 (△4.4)	18
1,156,333	683,321,309	1,162,362 (2.3)	828,803,036 (0.5)	19
1,127,755	681,021,510	1,133,237 (△2.5)	812,861,900 (△1.9)	20
1,117,373	677,130,551	1,122,501 (△0.9)	799,756,058 (△1.6)	21
1,136,876	677,004,059	1,141,798 (1.7)	795,721,580 (△0.5)	22
1,155,536	691,458,139	1,160,313 (1.6)	805,430,966 (1.2)	23
1,154,370	690,578,802	1,158,839 (△0.1)	799,990,498 (△0.7)	24
1,185,334	708,022,604	1,189,459 (2.6)	807,477,423 (0.9)	25
1,154,597	699,261,837	1,158,574 (△2.6)	796,221,579 (△1.4)	26

第2表 自賠責保険車種別収支〈平成26年度〉

	車種	契 約		支		
		台 数	保 険 料	死 亡		
				件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	乗合自動車	219,967	8,557,781	37	1,048,849	
2	乗用自動車	営業用	246,672	24,738,320	64	1,755,112
		自家用	17,253,282	489,512,014	1,600	39,552,735
4	普通貨物	営業用	955,207	45,811,243	481	12,266,628
5	自動車	自家用	1,235,433	38,686,832	174	3,862,076
6	小型貨物	営業用	66,800	2,079,307	16	439,608
7	自動車	自家用	2,823,931	51,155,888	243	6,012,560
8	小型二輪および軽自動車	12,972,603	339,015,934	1,234	28,892,188	
9	特殊および緊急自動車	367,055	3,672,987	17	430,992	
10	商品自動車	74,621	815,705	2	60,562	
11	特種用途自動車	346,818	8,105,888	48	1,173,420	
12	被けん引自動車	185,083	857,302	0	0	
13	原動機付自転車	1,906,654	21,169,278	61	1,465,011	
14	合 計	38,654,126	1,034,178,479	3,977	96,959,742	

※ 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

払				
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
7,937	5,225,235	7,974	6,274,084	1
33,018	20,190,485	33,082	21,945,598	2
576,806	345,565,203	578,406	385,117,938	3
34,763	27,434,280	35,244	39,700,909	4
20,396	14,633,228	20,570	18,495,304	5
2,091	1,514,918	2,107	1,954,527	6
60,472	38,375,259	60,715	44,387,819	7
390,973	226,195,853	392,207	255,088,041	8
1,820	1,757,365	1,837	2,188,357	9
312	199,927	314	260,489	10
5,773	4,666,931	5,821	5,840,351	11
3	785	3	785	12
20,233	13,502,367	20,294	14,967,379	13
1,154,597	699,261,837	1,158,574	796,221,579	14

第3表 自賠責保険都道府県別収支〈平成26年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	1,700,983	46,459,648	41,547	27,002,483
青森	476,727	13,038,189	8,328	5,428,050
岩手	441,837	12,149,680	7,385	4,818,284
宮城	805,335	21,898,842	22,085	14,081,769
秋田	306,253	8,455,811	5,296	3,238,884
山形	401,369	10,930,234	8,884	5,679,796
福島	710,554	19,403,164	18,061	10,774,935
茨城	1,222,960	33,141,017	35,515	26,640,634
栃木	810,211	21,998,482	23,492	16,586,104
群馬	817,249	22,361,869	27,542	19,372,668
埼玉	2,017,913	54,301,784	61,841	44,726,247
千葉	1,782,686	47,846,492	54,922	41,562,555
東京都	2,319,875	62,930,475	74,711	53,616,543
神奈川県	2,114,123	55,066,184	60,704	44,346,575
新潟	872,455	23,599,559	17,248	10,540,151
富山	429,787	11,729,817	11,254	6,500,070
石川	426,744	11,739,710	11,768	6,578,039
福井	307,470	8,421,581	9,446	5,333,191
山梨	315,334	8,486,453	9,279	6,268,758
長野	835,318	22,746,828	17,674	9,762,083
岐阜	811,118	21,918,550	24,506	16,073,750
静岡	1,430,835	38,280,641	44,413	31,165,591
愛知	2,528,297	69,020,961	79,230	51,661,016
三重	706,668	19,128,784	20,227	14,250,231
滋賀	472,000	12,886,400	14,875	8,845,116

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
 ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
 ※3 沖縄県には同県離島分も含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
東京都	725,490	19,325,721	24,686	18,051,418
大阪府	2,054,685	54,158,068	75,430	55,193,109
兵庫県	1,505,404	40,084,830	49,090	36,584,173
奈良県	400,714	10,754,195	13,864	9,592,808
和歌山県	357,460	9,418,420	11,779	8,920,703
鳥取県	208,685	5,728,048	4,850	3,014,011
島根県	192,719	5,323,954	4,069	1,859,190
岡山県	723,029	19,713,854	25,979	16,346,736
広島県	924,076	24,900,209	27,701	18,657,222
山口県	480,045	13,198,284	13,412	7,945,064
徳島県	297,057	7,969,742	10,014	6,160,466
香川県	367,570	9,936,284	14,746	10,358,180
愛媛県	474,864	12,513,408	15,607	10,811,358
高知県	224,448	5,970,492	5,562	4,134,447
福岡県	1,569,199	42,510,164	64,079	46,564,152
佐賀県	281,932	7,699,702	10,471	7,278,763
長崎県	392,323	10,556,136	11,325	7,765,524
熊本県	633,230	16,955,765	20,527	12,542,010
大分県	395,080	10,703,523	10,981	6,803,596
宮崎県	332,724	9,124,498	10,519	7,008,766
鹿児島県	478,568	12,915,052	12,449	8,938,235
沖縄県	448,298	5,703,364	10,155	5,933,681
離島	122,425	1,073,607	1,046	904,443
合 計	38,654,126	1,034,178,479	1,158,574	796,221,579

第4表 原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年 度	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	千台	千台	千台
昭和45	2,654	1,850	4,504
50	3,017	1,774	4,791
55	6,950	2,730	9,680
60	10,565	2,968	13,532
61	10,087	2,857	12,944
62	9,475	2,690	12,165
63	8,986	2,553	11,540
平成元	8,633	2,425	11,058
2	8,264	2,273	10,537
3	8,028	2,152	10,181
4	7,786	2,054	9,840
5	7,605	1,967	9,572
6	7,499	1,872	9,371
7	7,390	1,806	9,197
8	7,293	1,736	9,028
9	7,121	1,643	8,764
10	7,140	1,613	8,753
11	7,128	1,569	8,697
12	6,930	1,517	8,447
13	6,842	1,481	8,323
14	6,692	1,427	8,119
15	6,612	1,367	7,979
16	6,533	1,319	7,852
17	6,453	1,267	7,721
18	6,329	1,215	7,544
19	6,256	1,176	7,432
20	6,249	1,161	7,410
21	6,172	1,131	7,303
22	6,095	1,101	7,196
23	5,941	1,056	6,996
24	5,872	1,019	6,891
25	5,748	973	6,721
26	5,633	931	6,564

- ※1 付保台数および加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数です。
- ※2 昭和45年度は、沖縄県を含みません。
- ※3 平成8年度以前の自賠責共済は、J A共済より報告を受けた加入台数です。
- ※4 平成9年度の自賠責共済は、J A共済および全労済より報告を受けた加入台数の合計です。
- ※5 平成10～12年度の自賠責共済は、J A共済、全労済および全自共より報告を受けた加入台数の合計です。
- ※6 平成13年度以降の自賠責共済は、J A共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた加入台数の合計です。

第5表 原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数〈平成27年3月末〉

都 道 府 県	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	台	台	台
北海道	49,525	6,726	56,251
青森	24,011	10,251	34,262
岩手	28,892	15,964	44,856
宮城	73,979	10,676	84,655
秋田	11,271	8,261	19,532
山形	20,403	11,594	31,997
福島	40,500	15,035	55,535
茨城	86,226	10,797	97,023
栃木	53,058	13,640	66,698
群馬	50,366	11,647	62,013
埼玉	285,259	30,107	315,366
千葉	241,109	13,968	255,077
東京都	485,086	11,587	496,673
神奈川県	562,688	30,656	593,344
新潟	58,015	21,754	79,769
富山	16,169	4,121	20,290
石川	22,324	4,442	26,766
福井	12,510	3,143	15,653
山梨	36,331	20,330	56,661
長野	51,187	29,764	80,951
岐阜	42,512	10,402	52,914
静岡	203,730	37,008	240,738
愛知	209,758	47,111	256,869
三重	73,544	19,515	93,059
滋賀	56,280	19,155	75,435
京都	264,245	14,695	278,940
大阪	645,258	19,868	665,126
兵庫	346,280	34,814	381,094
奈良	95,791	30,986	126,777
和歌山	111,704	39,913	151,617
鳥取	11,624	3,588	15,212
島根	14,613	12,439	27,052
岡山	90,100	24,947	115,047
広島	207,596	35,702	243,298
山口	49,624	18,621	68,245
徳島	43,317	10,674	53,991
香川	55,551	14,846	70,397
愛媛	127,198	34,399	161,597
高知	52,478	22,211	74,689
福岡	220,314	30,035	250,349
佐賀	24,072	10,753	34,825
長崎	78,044	14,029	92,073
熊本	99,972	20,611	120,583
大分	48,881	17,870	66,751
宮崎	33,153	18,966	52,119
鹿児島	69,368	30,600	99,968
沖縄	105,028	18,295	123,323
離島	44,305	34,584	78,889
合 計	5,633,249	931,100	6,564,349

- ※1 自賠責共済は、J A共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた加入台数の合計です。
- ※2 付保台数および加入台数は、平成27年3月末現在の有効契約台数です。
- ※3 沖縄県には同県離島分も含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

平成28年4月差替え

第6表 自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	件数	指数								
北海道	44,337	100	44,479	100	45,954	104	47,378	107	45,989	104
青森	9,002	100	9,107	101	8,886	99	9,163	102	8,431	94
岩手	7,195	100	7,251	101	7,179	100	7,528	105	7,192	100
宮城	25,079	100	25,528	102	27,917	111	28,202	112	26,850	107
秋田	5,461	100	5,349	98	5,262	96	5,196	95	5,118	94
山形	9,609	100	9,545	99	9,190	96	9,694	101	9,096	95
福島	17,868	100	17,801	100	18,279	102	18,643	104	18,301	102
茨城	34,455	100	35,985	104	37,116	108	36,993	107	36,072	105
栃木	22,456	100	22,877	102	23,579	105	24,607	110	24,813	110
群馬	28,807	100	29,525	102	29,676	103	30,598	106	29,438	102
埼玉	60,625	100	59,972	99	58,669	97	58,453	96	57,284	94
千葉	53,412	100	54,166	101	53,773	101	53,972	101	52,551	98
東京都	138,645	100	144,858	104	147,133	106	150,776	109	154,995	112
神奈川県	72,988	100	72,049	99	71,115	97	70,412	96	67,640	93
新潟	18,543	100	19,226	104	19,222	104	19,391	105	18,347	99
富山	12,033	100	12,292	102	11,661	97	11,920	99	11,264	94
石川	11,977	100	12,356	103	11,910	99	12,388	103	12,009	100
福井	9,701	100	9,683	100	9,828	101	9,921	102	9,646	99
山梨	9,820	100	9,960	101	10,021	102	10,432	106	9,990	102
長野	17,780	100	18,635	105	18,034	101	18,592	105	18,065	102
岐阜	22,644	100	23,148	102	23,525	104	24,507	108	24,140	107
静岡	47,300	100	47,563	101	47,954	101	47,385	100	46,123	98
愛知	88,568	100	90,049	102	90,895	103	94,127	106	93,341	105
三重	19,800	100	19,762	100	20,374	103	20,780	105	20,562	104
滋賀	14,076	100	14,197	101	13,756	98	14,337	102	14,042	100
京都	28,541	100	27,644	97	27,386	96	26,794	94	25,696	90
大阪	103,060	100	105,867	103	105,799	103	107,558	104	105,514	102
兵庫	49,468	100	49,723	101	48,347	98	48,691	98	49,170	99
奈良	13,476	100	13,197	98	12,937	96	13,169	98	13,135	97
和歌山	12,882	100	12,667	98	12,140	94	12,758	99	12,775	99
鳥取	5,209	100	5,255	101	4,981	96	5,123	98	4,649	89
島根	4,305	100	4,536	105	4,059	94	4,403	102	4,435	103
岡山	28,025	100	28,766	103	27,856	99	28,285	101	28,122	100
広島	31,491	100	32,472	103	31,424	100	32,975	105	31,746	101
山口	14,366	100	14,455	101	14,088	98	14,418	100	13,868	97
徳島	10,838	100	11,177	103	10,791	100	11,123	103	10,653	98
香川	15,873	100	15,699	99	15,650	99	16,171	102	16,216	102
愛媛	17,262	100	17,242	100	16,244	94	17,299	100	17,227	100
高知	6,475	100	6,396	99	6,182	95	6,294	97	6,130	95
福岡	75,356	100	75,949	101	74,979	99	78,923	105	78,120	104
佐賀	9,906	100	9,757	98	9,767	99	10,192	103	9,693	98
長崎	11,445	100	11,818	103	11,712	102	12,482	109	11,480	100
熊本	19,918	100	20,524	103	20,560	103	20,994	105	20,710	104
大分	11,362	100	11,052	97	11,140	98	11,187	98	11,244	99
宮崎	11,872	100	11,965	101	11,618	98	12,147	102	11,312	95
鹿児島	13,511	100	13,569	100	13,418	99	13,859	103	13,220	98
沖縄	8,404	100	9,000	107	9,773	116	10,371	123	10,457	124
合計	1,305,226	100	1,324,093	101	1,321,759	101	1,350,611	103	1,326,871	102

※1 本表は、当機構の各自賠責損害調査事務所において受け付けた自賠責保険（共済）損害調査事案を都道府県別に集計したものです。
 ※2 指数は、平成22年度を100としたものです。
 ※3 平成23年3月の東日本大震災により、一時的に閉鎖した調査事務所へ送付されるべき事案は、本部において臨時の処理を行いました。その際、福島調査事務所のコードを暫定的に使用したことから、閉鎖した調査事務所の受付件数（23年3月および4月分の一部）を福島調査事務所の件数として計上しています。

第7表 自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費（平成26年度）

都道府県	総診療費		平均診療費		診療期間 日	診療 実日数 日
	総診療費 千円	件数 件	平均診療費 円	指数		
北海道	9,670,704	43,040	224,691	92	64.5	17.0
青森	1,859,777	8,237	225,783	93	55.6	16.2
岩手	1,530,561	7,625	200,729	83	48.2	12.2
宮城	4,916,429	22,828	215,368	89	68.7	18.4
秋田	1,023,531	5,234	195,554	80	54.2	14.0
山形	2,000,216	9,081	220,264	91	66.5	18.3
福島	3,426,152	18,779	182,446	75	54.4	15.4
茨城	8,486,224	35,703	237,689	98	74.3	20.3
栃木	5,492,176	24,362	225,440	93	72.1	19.6
群馬	6,890,767	27,983	246,248	101	75.3	24.4
埼玉	13,666,357	60,226	226,918	93	70.4	18.2
千葉	14,399,321	55,567	259,134	107	75.6	20.7
東京都	18,254,103	75,742	241,004	99	74.9	18.0
神奈川県	15,587,136	59,092	263,777	108	80.7	20.0
新潟	3,545,406	17,540	202,133	83	56.1	13.6
富山	1,824,904	11,535	158,206	65	43.4	10.8
石川	1,770,850	11,717	151,135	62	43.3	11.4
福井	1,824,233	9,663	188,785	78	46.1	13.6
山梨	2,363,872	10,494	225,259	93	73.0	21.3
長野	3,360,347	18,119	185,460	76	58.9	13.5
岐阜	5,434,634	23,837	227,992	94	63.8	18.3
静岡	11,821,450	45,340	260,729	107	74.5	21.6
愛知	18,910,037	79,565	237,668	98	70.5	19.5
三重	5,687,634	20,989	270,982	111	74.8	22.6
滋賀	3,320,229	16,135	205,778	85	68.1	17.9
京都	5,510,347	24,765	222,505	92	72.3	19.0
大阪	20,237,621	74,115	273,057	112	80.3	20.6
兵庫	13,985,474	50,772	275,456	113	77.4	22.6
奈良	3,239,918	13,620	237,879	98	75.2	18.9
和歌山	3,238,204	12,016	269,491	111	73.5	22.1
鳥取	1,033,349	4,926	209,774	86	56.2	15.8
島根	827,464	4,180	197,958	81	47.1	11.9
岡山	6,196,262	26,636	232,627	96	70.3	21.5
広島	7,135,389	27,978	255,036	105	65.4	21.1
山口	3,202,480	13,579	235,841	97	56.4	19.3
徳島	2,107,397	10,179	207,034	85	53.0	16.5
香川	3,999,623	15,279	261,773	108	65.9	22.0
愛媛	4,626,910	16,172	286,106	118	67.9	23.0
高知	1,692,388	5,703	296,754	122	59.9	17.3
福岡	18,576,445	65,265	284,631	117	67.5	24.8
佐賀	3,071,598	11,548	265,985	109	63.7	24.4
長崎	3,148,453	11,204	281,012	116	66.8	23.0
熊本	4,899,590	21,286	230,179	95	57.0	18.9
大分	2,690,302	11,233	239,500	98	56.1	18.1
宮崎	2,955,563	10,937	270,235	111	68.8	27.3
鹿児島	3,815,567	13,058	292,202	120	61.2	21.7
沖縄	2,057,843	10,486	196,247	81	55.0	12.3
合計	285,316,645	1,173,380	243,158	100	69.3	19.7

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
 ※2 本表は、1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は1件としています。例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となります。
 ※3 診療期間・診療実日数については、診療日数の判明するものを対象として集計しています。
 ※4 指数は、全国計を100としたものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第8表 自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈平成26年度〉

傷害度 受傷部位	傷害度							合計
	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	
頭 顔 部	157,555 (72.3)	19,485 (8.9)	13,994 (6.4)	1,492 (0.7)	7,205 (3.3)	17 (0.0)	18,189 (8.3)	217,937 (100.0)
頸 部	813,288 (98.1)	0 (0.0)	3,755 (0.5)	0 (0.0)	2,785 (0.3)	38 (0.0)	8,861 (1.1)	828,727 (100.0)
腰 背 部	458,341 (95.7)	11,289 (2.4)	0 (0.0)	578 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	8,545 (1.8)	478,753 (100.0)
胸 部	120,060 (87.0)	6,606 (4.8)	4,716 (3.4)	1,045 (0.8)	2,608 (1.9)	10 (0.0)	2,931 (2.1)	137,976 (100.0)
腹 部	34,224 (60.6)	10,320 (18.3)	53 (0.1)	1,647 (2.9)	0 (0.0)	1 (0.0)	10,238 (18.1)	56,483 (100.0)
上 肢	242,800 (60.4)	140,656 (35.0)	3,552 (0.9)	58 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	14,934 (3.7)	402,000 (100.0)
下 肢	230,878 (70.6)	85,883 (26.2)	3,975 (1.2)	191 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	6,263 (1.9)	327,190 (100.0)
全 身	24,478 (59.1)	0 (0.0)	103 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	34 (0.1)	16,811 (40.6)	41,426 (100.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	31,629 (100.0)	31,629 (100.0)
合 計	2,081,624 (82.5)	274,239 (10.9)	30,148 (1.2)	5,011 (0.2)	12,598 (0.5)	100 (0.0)	118,401 (4.7)	2,522,121 (100.0)

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としています。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険（共済）へ請求を行った場合は2件となります。
- ※3 個数は、1人の被害者で2つの傷病名があるときは2個となります。
- ※4 傷病名が未記入の事案は除外しました。
- ※5 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
- ※6 傷害度の「その他」とは無傷、不明等をいいます。
- ※7 () 内は各受傷部位における傷害度別の構成比 (%) を示します。

第9表 自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈平成26年度〉

事故類型 受傷部位	人対車両	車 両 相 互							車両単独	その他	合計
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接 触	追 突	その他	計			
		件	件	件	件	件	件	件			
頭 顔 部	44,337 (3.7)	3,644 (0.3)	7,689 (0.6)	30,829 (2.6)	3,419 (0.3)	42,141 (3.5)	11,124 (0.9)	98,846 (8.2)	5,947 (0.5)	988 (0.1)	150,118 (12.5)
頸 部	23,828 (2.0)	9,333 (0.8)	20,207 (1.7)	91,408 (7.6)	20,451 (1.7)	352,518 (29.3)	57,268 (4.8)	551,185 (45.8)	6,915 (0.6)	2,742 (0.2)	584,670 (48.6)
腰 背 部	20,137 (1.7)	1,240 (0.1)	3,288 (0.3)	11,758 (1.0)	2,716 (0.2)	23,794 (2.0)	7,062 (0.6)	49,858 (4.1)	1,731 (0.1)	358 (0.0)	72,084 (6.0)
胸 部	10,205 (0.8)	2,582 (0.2)	4,114 (0.3)	14,587 (1.2)	1,099 (0.1)	5,270 (0.4)	4,530 (0.4)	32,182 (2.7)	2,251 (0.2)	513 (0.0)	45,151 (3.8)
腹 部	5,477 (0.5)	521 (0.0)	963 (0.1)	2,727 (0.2)	278 (0.0)	1,431 (0.1)	1,141 (0.1)	7,061 (0.6)	358 (0.0)	191 (0.0)	13,087 (1.1)
上 肢	56,819 (4.7)	3,672 (0.3)	13,103 (1.1)	35,793 (3.0)	7,953 (0.7)	48,428 (4.0)	22,403 (1.9)	131,352 (10.9)	3,637 (0.3)	1,405 (0.1)	193,213 (16.1)
下 肢	59,383 (4.9)	2,407 (0.2)	8,208 (0.7)	18,403 (1.5)	3,645 (0.3)	12,228 (1.0)	11,461 (1.0)	56,352 (4.7)	2,386 (0.2)	810 (0.1)	118,931 (9.9)
全 身	1,234 (0.1)	218 (0.0)	497 (0.0)	2,241 (0.2)	536 (0.0)	3,896 (0.3)	1,409 (0.1)	8,797 (0.7)	291 (0.0)	45 (0.0)	10,367 (0.9)
そ の 他	1,517 (0.1)	295 (0.0)	687 (0.1)	2,780 (0.2)	647 (0.1)	6,333 (0.5)	1,665 (0.1)	12,407 (1.0)	482 (0.0)	154 (0.0)	14,560 (1.2)
合 計	222,937 (18.5)	23,912 (2.0)	58,756 (4.9)	210,526 (17.5)	40,744 (3.4)	496,039 (41.3)	118,063 (9.8)	948,040 (78.9)	23,998 (2.0)	7,206 (0.6)	1,202,181 (100.0)

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としています。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険（共済）へ請求を行った場合は2件となります。
- ※3 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
- ※4 () 内は構成比 (%) を示します。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

平成28年4月差替え

第10表 自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈平成26年度〉

傷害度 診療期間ランク	傷害度							合計
	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	
1～30日	394,911 (45.9)	37,750 (18.0)	5,080 (21.2)	852 (20.9)	1,752 (15.8)	23 (25.8)	20,857 (82.0)	461,225 (40.6)
31～60日	114,247 (13.3)	25,883 (12.3)	3,214 (13.4)	578 (14.2)	1,477 (13.3)	8 (9.0)	1,235 (4.9)	146,642 (12.9)
61～90日	83,724 (9.7)	25,938 (12.3)	2,592 (10.8)	467 (11.5)	1,210 (10.9)	7 (7.9)	709 (2.8)	114,647 (10.1)
91～120日	81,160 (9.4)	31,258 (14.9)	2,438 (10.2)	410 (10.1)	1,184 (10.6)	10 (11.2)	603 (2.4)	117,063 (10.3)
121～150日	55,927 (6.5)	23,780 (11.3)	1,900 (7.9)	287 (7.0)	955 (8.6)	3 (3.4)	430 (1.7)	83,282 (7.3)
151～180日	43,389 (5.0)	19,240 (9.2)	1,712 (7.1)	294 (7.2)	871 (7.8)	13 (14.6)	325 (1.3)	65,844 (5.8)
181～360日	80,187 (9.3)	40,643 (19.3)	5,231 (21.8)	884 (21.7)	2,843 (25.6)	19 (21.3)	855 (3.4)	130,662 (11.5)
361日以上	7,304 (0.8)	5,639 (2.7)	1,787 (7.5)	305 (7.5)	831 (7.5)	6 (6.7)	436 (1.7)	16,308 (1.4)
計	860,849 (100.0)	210,131 (100.0)	23,954 (100.0)	4,077 (100.0)	11,123 (100.0)	89 (100.0)	25,450 (100.0)	1,135,673 (100.0)
不明	33,662	13,105	1,307	182	665	9	1,677	50,607
合計	894,511	223,236	25,261	4,259	11,788	98	27,127	1,186,280

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としています。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険（共済）へ請求を行った場合は2件となります。
- ※3 ()内は診療期間別の構成比(%)を示します。

第11表 自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復施術費〈平成26年度〉

都道府県	総施術費		平均施術費		施術期間 日	施術 実日数 日
	千円	件数	円	指数		
北海道	3,070,514	9,601	319,812	104	106.9	53.5
青森	205,825	787	261,531	85	88.1	46.1
岩手	202,986	880	230,666	75	92.2	39.5
宮城	1,699,218	5,446	312,012	101	116.1	51.4
秋田	190,512	678	280,991	91	104.4	48.0
山形	340,698	1,234	276,092	90	109.6	49.9
福島	1,018,751	3,775	269,868	88	98.5	46.9
茨城	2,933,890	9,101	322,370	105	119.0	57.3
栃木	2,104,707	6,186	340,237	111	120.8	57.8
群馬	2,202,760	7,146	308,251	100	115.4	55.9
埼玉	5,442,230	16,316	333,552	108	113.5	57.2
千葉	4,679,641	14,070	332,597	108	119.7	59.4
東京都	6,614,120	19,421	340,565	111	114.6	56.1
神奈川県	3,751,791	11,931	314,457	102	117.7	54.2
新潟	562,161	2,044	275,030	89	109.3	44.0
富山	793,957	2,669	297,474	97	96.3	51.3
石川	572,521	2,256	253,777	82	86.8	43.3
福井	331,280	1,289	257,005	83	95.4	42.1
山梨	806,190	2,331	345,856	112	125.4	59.9
長野	1,002,521	3,812	262,991	85	103.6	48.3
岐阜	1,408,707	4,730	297,824	97	108.0	50.1
静岡県	2,780,588	9,313	298,571	97	109.2	50.5
愛知県	4,387,539	14,674	299,001	97	112.7	51.3
三重	738,474	2,387	309,373	100	115.7	47.9
滋賀	860,586	2,784	309,119	100	125.2	49.1
京都	1,849,014	5,787	319,512	104	120.7	54.5
大阪	5,066,951	16,149	313,763	102	108.2	52.9
兵庫	2,625,345	9,093	288,722	94	108.2	48.0
奈良	733,750	2,521	291,055	95	115.1	48.8
和歌山	813,436	2,766	294,084	96	110.3	53.1
鳥取	59,492	258	230,591	75	94.1	37.7
島根	46,636	246	189,576	62	91.2	34.0
岡山	927,572	3,919	236,686	77	108.3	42.4
広島	992,157	3,780	262,475	85	99.6	46.7
山口	361,850	1,439	251,459	82	91.5	42.3
徳島	705,589	2,509	281,223	91	99.2	48.6
香川	742,542	2,786	266,526	87	107.5	49.8
愛媛	317,880	1,409	225,607	73	102.1	41.0
高知	157,319	609	258,324	84	94.5	44.4
福岡	5,887,363	17,771	331,290	108	104.5	56.1
佐賀	670,997	2,219	302,387	98	97.0	50.5
長崎	549,092	2,028	270,755	88	99.2	47.2
熊本	885,813	3,225	274,671	89	98.5	44.8
大分	578,670	2,040	283,662	92	101.0	47.2
宮崎	394,299	1,467	268,779	87	100.7	49.8
鹿児島	414,830	1,588	261,228	85	93.4	46.8
沖縄	362,357	1,361	266,243	86	99.4	43.4
合計	73,845,806	239,835	307,903	100	110.4	52.6

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、柔道整復施術費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は1件としています。例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります。
- ※3 施術期間・施術実日数は、施術日数の判明するものを対象として集計しています。
- ※4 指数は、全国計を100としたものです。

第12表 政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈平成26年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	27	7	34	滋賀	4	6	10
青森	7	2	9	京都	55	16	71
岩手	0	2	2	大阪	167	43	210
宮城	12	1	13	兵庫	108	21	129
秋田	2	0	2	奈良	10	8	18
山形	1	0	1	和歌山	13	4	17
福島	3	1	4	鳥取	2	0	2
茨城	11	13	24	島根	1	0	1
栃木	9	8	17	岡山	11	3	14
群馬	8	5	13	広島	30	5	35
埼玉	107	15	122	山口	4	0	4
千葉	61	14	75	徳島	2	2	4
東京	93	32	125	香川	5	5	10
神奈川	140	28	168	愛媛	8	5	13
新潟	4	2	6	高知	3	1	4
富山	2	2	4	福岡	80	13	93
石川	8	2	10	佐賀	5	0	5
福井	0	0	0	長崎	2	3	5
山梨	5	1	6	熊本	16	6	22
長野	8	4	12	大分	2	1	3
岐阜	5	4	9	宮崎	2	3	5
静岡	17	2	19	鹿児島	6	0	6
愛知	56	10	66	沖縄	6	6	12
三重	7	3	10	合計	1,135	309	1,444

※ 本表は当機構の各自賠償損害調査事務所において受け付けた政府保障事業損害調査事案を都道府県別に集計したものです。

2 自動車保険統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈平成26年度〉 その1

用途・車種	合 計				
	契 約		支 払		
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金	
	台	千円	件	千円	
1 自家用乗用車	普通	13,935,063	1,194,218,820	1,562,867	545,093,089
	小型	16,200,320	1,088,474,255	1,723,588	518,319,150
3 営業用乗用車		195,539	22,737,729	33,532	14,172,450
4 軽四輪自動車	乗用車	15,449,045	856,239,372	1,513,811	439,296,251
	貨物車	4,832,364	209,750,946	324,087	104,144,377
6 自家用貨物車	普通	1,050,327	89,751,812	105,573	47,301,492
	小型	2,448,605	159,000,087	269,240	86,382,149
8 営業用貨物車	普通	812,147	124,700,346	107,466	70,548,522
	小型	57,229	4,266,939	5,411	2,274,327
10 バス	自家用	87,452	4,577,819	9,552	2,689,798
	営業用	112,251	11,344,886	16,360	7,478,319
12 二輪車		1,641,630	51,061,489	54,685	24,485,121
13 原動機付自転車		1,215,040	17,939,219	45,601	12,791,088
14 ダンプカー		440,999	43,028,991	36,518	20,162,820
15 特殊用途自動車		280,321	14,368,004	18,812	7,248,366
16 工作車		552,502	20,449,703	22,107	11,829,448
17 小 計		59,310,834	3,911,910,417	5,849,210	1,914,216,767
18 レンタカー		911,688	48,110,511	70,076	22,539,577
19 合 計		60,222,522	3,960,020,928	5,919,286	1,936,756,344
20 運転者賠償		24,990	467,657	827	315,776
21 販売用・修理工場等受託車		0	22,025,428	53,997	9,683,086
22 その他		963,464	10,938,149	17,066	5,002,165
23 総 合 計		61,210,976	3,993,452,162	5,991,176	1,951,757,371

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
- ※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約契約は、用途・車種のいかんを問わず「その他」欄に一括して掲載しました。
- ※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

契約台数	対 人 賠 償		対 物 賠 償			
	支 払		支 払			
	件 数	保 険 金	件 数	保 険 金		
台	件	千円	台	件	千円	
13,917,605	102,686	80,585,005	13,908,375	519,165	154,032,601	1
16,181,937	131,614	103,405,089	16,168,111	672,388	184,345,391	2
177,416	11,086	8,825,285	191,886	17,971	4,239,133	3
15,436,990	112,878	74,823,462	15,423,677	592,195	161,941,080	4
4,828,225	32,907	26,043,544	4,803,237	163,584	45,298,189	5
1,048,326	8,322	10,091,743	1,043,574	64,348	23,907,304	6
2,447,413	25,066	19,482,726	2,439,741	117,766	36,849,012	7
781,862	13,652	19,804,071	783,470	75,727	37,579,880	8
55,549	857	816,891	56,213	3,152	1,079,330	9
87,267	459	516,274	86,541	3,319	840,182	10
112,207	2,718	2,334,556	111,628	7,238	2,251,046	11
1,623,369	7,651	6,880,060	1,629,073	18,518	4,178,707	12
1,210,525	6,473	4,292,451	1,202,345	21,550	3,180,226	13
439,293	3,679	4,658,892	436,887	24,007	10,561,309	14
278,272	1,334	1,558,509	277,348	9,272	2,768,582	15
538,532	1,155	2,368,034	513,114	17,826	6,604,049	16
59,164,788	462,537	366,486,592	59,075,220	2,328,026	679,656,021	17
909,070	7,153	5,243,536	908,446	39,618	11,026,794	18
60,073,858	469,690	371,730,128	59,983,666	2,367,644	690,682,815	19
24,798	152	111,428	23,403	499	164,771	20
0	1,097	815,447	0	5,949	1,729,307	21
955,645	1,365	1,119,307	911,030	6,633	1,925,655	22
61,054,301	472,304	373,776,310	60,918,099	2,380,725	694,502,548	23

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈平成26年度〉 その2

用途・車種	搭乗者傷害			
	契約台数	支払		
		件数	保険金	
	台	件	千円	
1 自家用乗用車	普通	6,686,842	88,936	12,339,319
	小型	7,448,220	116,705	16,077,453
3 営業用乗用車		34,517	1,485	337,991
4 軽四輪自動車	乗用車	6,759,565	129,858	17,503,046
	貨物車	2,057,047	20,481	4,382,942
6 自家用貨物車	普通	456,755	2,410	588,598
	小型	1,075,266	10,959	2,102,085
8 営業用貨物車	普通	159,475	852	335,389
	小型	15,198	117	21,529
10 バス	自家用	52,828	742	101,021
	営業用	34,055	631	154,212
12 二輪車		1,110,347	20,632	5,076,854
13 原動機付自転車		607,706	13,234	2,814,545
14 ダンプカー		205,211	1,045	286,860
15 特殊用途自動車		110,864	679	163,993
16 工作車		203,731	140	108,917
17 小計		27,017,627	408,906	62,394,754
18 レンタカー		303,511	972	269,261
19 合計		27,321,138	409,878	62,664,015
20 運転者賠償		17,439	158	32,508
21 販売用・修理工場等受託車		0	173	36,181
22 その他		233,683	385	73,782
23 総合計		27,572,260	410,594	62,806,486

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
- ※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種のいかんを問わず「その他」欄に一括して掲載しました。
- ※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

契約台数	車 両		人 身 傷 害		
	件数	保険金	契約台数	支払	
				件数	保険金
台	件	千円	台	件	千円
9,945,300	782,969	266,732,028	13,483,550	69,111	31,404,136
10,053,669	710,433	173,870,308	15,492,490	92,448	40,620,909
19,699	2,618	612,209	40,895	372	157,832
9,019,063	573,243	141,394,967	14,761,846	105,637	43,633,696
1,493,280	90,925	16,642,341	3,988,488	16,190	11,777,361
424,661	28,392	10,389,587	861,304	2,101	2,324,260
1,142,360	107,887	23,515,792	2,037,962	7,562	4,432,534
210,272	16,471	11,218,445	319,776	764	1,610,737
14,181	1,196	283,289	29,782	89	73,288
53,033	4,887	1,176,400	67,022	145	55,921
46,632	5,670	2,613,429	38,370	103	125,076
33,374	1,114	646,034	406,443	6,770	7,703,466
25,049	1,559	154,878	207,075	2,785	2,348,988
123,898	6,948	3,714,850	357,897	839	940,909
116,927	7,039	2,272,242	193,480	488	485,040
87,318	2,851	2,166,472	291,391	135	581,976
32,808,716	2,344,202	657,403,271	52,577,771	305,539	148,276,129
386,132	20,324	4,842,264	619,041	2,009	1,157,722
33,194,848	2,364,526	662,245,535	53,196,812	307,548	149,433,851
0	0	0	3,315	18	7,069
0	46,778	7,102,151	0	0	0
307,134	8,584	1,854,338	99,966	99	29,083
33,501,982	2,419,888	671,202,024	53,300,093	307,665	149,470,003

第14表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表 (平成26年度)

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	13,917,605	551	6,413,021
2		小型	16,181,937	699	8,132,904
3	営業用乗用車		177,416	37	328,623
4	軽四輪自動車	乗用車	15,436,990	616	5,724,119
5		貨物車	4,828,225	247	2,170,776
6	自家用貨物車	普通	1,048,326	117	1,241,532
7		小型	2,447,413	171	1,569,731
8	営業用貨物車	普通	781,862	253	4,404,158
9		小型	55,549	6	53,938
10	バス	自家用	87,267	6	33,264
11		営業用	112,207	27	244,295
12	二輪車		1,623,369	112	1,492,467
13	原動機付自転車		1,210,525	29	277,019
14	ダンプカー		439,293	53	715,373
15	特種用途自動車		278,272	12	186,983
16	工作車		538,532	23	318,040
17	小計		59,164,788	2,959	33,306,243
18	レンタカー		909,070	33	512,847
19	合計		60,073,858	2,992	33,819,090

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれています。

支払				
傷害（後遺障害を含む）		合計		
件数	保険金	件数	保険金	
件	千円	件	千円	
102,135	74,171,981	102,686	80,585,002	1
130,914	95,272,166	131,614	103,405,088	2
11,049	8,496,661	11,086	8,825,284	3
112,260	69,098,611	112,878	74,823,458	4
32,660	23,872,768	32,907	26,043,544	5
8,205	8,850,211	8,322	10,091,743	6
24,895	17,912,996	25,066	19,482,727	7
13,399	15,399,912	13,652	19,804,070	8
851	762,953	857	816,891	9
453	483,011	459	516,275	10
2,691	2,090,259	2,718	2,334,554	11
7,539	5,387,594	7,651	6,880,061	12
6,444	4,015,432	6,473	4,292,451	13
3,626	3,943,520	3,679	4,658,893	14
1,322	1,371,527	1,334	1,558,510	15
1,132	2,049,993	1,155	2,368,033	16
459,575	333,179,595	462,537	366,486,584	17
7,120	4,730,686	7,153	5,243,533	18
466,695	337,910,281	469,690	371,730,117	19

第15表 任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表 (平成26年度)

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	6,686,842	69	580,478
2		小型	7,448,220	121	1,110,284
3	営業用乗用車		34,517	1	5,010
4	軽四輪自動車	乗用車	6,759,565	137	1,122,115
5		貨物車	2,057,047	66	510,315
6	自家用貨物車	普通	456,755	8	70,123
7		小型	1,075,266	23	217,565
8	営業用貨物車	普通	159,475	15	139,176
9		小型	15,198	0	0
10	バス	自家用	52,828	2	10,160
11		営業用	34,055	2	10,003
12	二輪車		1,110,347	141	597,431
13	原動機付自転車		607,706	58	232,436
14	ダンプカー		205,211	5	45,063
15	特殊用途自動車		110,864	3	15,000
16	工作車		203,731	8	70,075
17	小計		27,017,627	659	4,735,234
18	レンタカー		303,511	7	55,070
19	合計		27,321,138	666	4,790,304

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれています。

支払				
傷害（後遺障害を含む）		合計		
件数	保険金	件数	保険金	
件	千円	件	千円	
88,867	11,758,872	88,936	12,339,320	1
116,584	14,967,190	116,705	16,077,454	2
1,484	332,981	1,485	337,991	3
129,721	16,380,931	129,858	17,503,046	4
20,415	3,872,630	20,481	4,382,945	5
2,402	518,476	2,410	588,599	6
10,936	1,884,520	10,959	2,102,085	7
837	196,214	852	335,390	8
117	21,529	117	21,529	9
740	90,861	742	101,021	10
629	144,210	631	154,213	11
20,491	4,479,426	20,632	5,076,857	12
13,176	2,582,111	13,234	2,814,547	13
1,040	241,797	1,045	286,860	14
676	148,994	679	163,994	15
132	38,842	140	108,917	16
408,247	57,659,584	408,906	62,394,768	17
965	214,192	972	269,262	18
409,212	57,873,776	409,878	62,664,030	19

第16表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表 (平成26年度)

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	13,483,550	264	5,451,032
2		小型	15,492,490	392	7,575,384
3	営業用乗用車		40,895	1	29,992
4	軽四輪自動車	乗用車	14,761,846	453	8,495,574
5		貨物車	3,988,488	167	3,194,596
6	自家用貨物車	普通	861,304	17	623,815
7		小型	2,037,962	34	939,325
8	営業用貨物車	普通	319,776	18	548,529
9		小型	29,782	0	83
10	バス	自家用	67,022	0	0
11		営業用	38,370	1	28,828
12	二輪車		406,443	50	1,381,780
13	原動機付自転車		207,075	11	159,539
14	ダンプカー		357,897	6	218,862
15	特種用途自動車		193,480	9	240,238
16	工作車		291,391	9	378,178
17	小計		52,577,771	1,432	29,265,755
18	レンタカー		619,041	20	403,690
19	合計		53,196,812	1,452	29,669,445

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれています。

支払				
傷害（後遺障害を含む）		合計		
件数	保険金	件数	保険金	
件	千円	件	千円	
68,847	25,953,104	69,111	31,404,136	1
92,056	33,045,525	92,448	40,620,909	2
371	127,843	372	157,835	3
105,184	35,138,122	105,637	43,633,696	4
16,023	8,582,763	16,190	11,777,359	5
2,084	1,700,446	2,101	2,324,261	6
7,528	3,493,209	7,562	4,432,534	7
746	1,062,209	764	1,610,738	8
89	73,201	89	73,284	9
145	55,921	145	55,921	10
102	96,249	103	125,077	11
6,720	6,321,683	6,770	7,703,463	12
2,774	2,189,450	2,785	2,348,989	13
833	722,046	839	940,908	14
479	244,801	488	485,039	15
126	203,797	135	581,975	16
304,107	119,010,369	305,539	148,276,124	17
1,989	754,031	2,009	1,157,721	18
306,096	119,764,400	307,548	149,433,845	19

第17表 任意自動車保険 都道府県別統計表 (平成26年度)

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	2,645,847	190,831,826	273,333	88,109,960
青森	706,692	44,863,287	58,604	17,348,151
岩手	648,790	39,615,642	51,991	15,257,640
宮城	1,262,040	83,551,044	125,150	37,825,332
秋田	495,192	30,481,431	41,093	11,317,025
山形	592,936	37,877,684	61,393	17,377,436
福島	1,105,934	73,341,143	107,974	30,833,817
茨城	1,908,307	124,251,915	179,881	61,993,642
栃木	1,236,655	78,430,896	116,534	38,393,832
群馬	1,272,730	82,718,737	143,768	45,853,152
埼玉	3,165,149	211,469,616	308,636	107,064,166
千葉	2,886,974	195,829,714	286,666	102,142,370
東京都	3,611,108	259,482,016	355,077	130,000,513
神奈川県	3,210,296	219,003,727	308,686	106,262,633
新潟	1,306,669	73,896,772	109,710	29,452,063
富山	643,083	39,744,948	64,271	17,314,502
石川	650,201	39,075,957	59,691	16,186,564
福井	476,322	29,885,000	48,431	14,314,816
山梨	473,303	28,426,999	46,136	14,631,936
長野	1,233,136	73,003,390	107,068	30,294,366
岐阜	1,295,001	92,411,611	148,667	48,609,902
静岡	2,110,964	134,648,751	209,184	64,933,062
愛知	4,116,659	300,538,623	455,864	150,195,518
三重	1,144,928	76,729,826	115,901	40,899,565

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
 ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
 ※3 契約台数は、新契約の台数です。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋賀	755,767	47,102,549	72,833	23,534,568
京都	1,084,658	72,293,832	109,789	39,621,714
大阪	3,095,184	225,698,105	327,284	122,322,591
兵庫	2,390,937	158,257,299	234,778	83,751,522
奈良	664,655	43,158,472	66,045	23,225,787
和歌山	567,542	33,137,181	51,134	17,769,606
鳥取	303,116	19,954,275	28,290	8,077,109
島根	311,746	18,861,893	26,325	6,910,887
岡山	1,096,548	68,740,116	113,334	36,681,901
広島	1,428,698	91,044,310	138,077	45,967,282
山口	759,824	50,042,670	72,763	21,234,175
徳島	450,472	26,045,889	42,585	13,676,794
香川	578,528	35,599,515	59,391	19,627,220
愛媛	733,603	43,067,460	65,745	20,392,106
高知	336,882	19,571,650	26,775	8,890,526
福岡	2,525,730	172,054,627	276,222	87,693,390
佐賀	450,719	27,869,902	42,782	13,333,589
長崎	640,745	38,081,331	52,287	15,517,436
熊本	889,743	56,543,450	89,573	25,161,003
大分	595,963	36,813,045	52,295	15,195,047
宮崎	543,522	32,893,092	47,324	13,368,142
鹿児島	790,289	46,204,222	59,690	18,023,567
沖縄	591,405	24,776,556	56,603	12,580,533
合 計	60,222,522	3,960,020,939	5,919,286	1,936,756,392

※4 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
 ※5 合計には、都道府県不明分が含まれています。

第IV部 | くるまに関する保険関連の統計

第18表 任意自動車保険 用途・車種別普及率表 (平成27年3月末)

用途・車種	27年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
		付保台数	普及率	付保台数	普及率
1 自家用普通乗用車	台 17,662,272 (17,533,167)	台 14,485,004 (14,309,964)	% 82.0 (81.6)	台 14,477,347 (14,301,719)	% 82.0 (81.6)
2 自家用小型乗用車	21,592,320 (22,048,985)	17,018,798 (17,334,406)	78.8 (78.6)	17,008,799 (17,322,856)	78.8 (78.6)
3 軽四輪乗用車	21,026,132 (20,230,295)	15,920,910 (15,235,721)	75.7 (75.3)	15,910,684 (15,225,272)	75.7 (75.3)
4 軽四輪貨物車	8,781,614 (8,864,275)	4,724,513 (4,738,174)	53.8 (53.5)	4,707,351 (4,719,630)	53.6 (53.2)
5 自家用小型貨物車	3,496,353 (3,531,802)	2,762,900 (2,766,113)	79.0 (78.3)	2,756,327 (2,760,095)	78.8 (78.1)
6 自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,446,433 (1,428,841)	1,286,518 (1,257,321)	88.9 (88.0)	1,284,116 (1,254,374)	88.8 (87.8)
7 営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	1,013,524 (1,007,066)	706,093 (696,973)	69.7 (69.2)	706,935 (695,924)	69.8 (69.1)
8 営業用小型貨物車	72,846 (73,376)	48,673 (48,499)	66.8 (66.1)	49,246 (48,952)	67.6 (66.7)
9 営業用乗用車	236,525 (238,891)	170,776 (173,301)	72.2 (72.5)	182,814 (185,773)	77.3 (77.8)
10 営業用バス	111,344 (110,208)	99,991 (99,914)	89.8 (90.7)	99,427 (99,348)	89.3 (90.1)
11 自家用バス	116,235 (116,334)	87,545 (88,097)	75.3 (75.7)	87,139 (87,637)	75.0 (75.3)
12 二輪車	3,589,551 (3,575,746)	1,483,213 (1,466,586)	41.3 (41.0)	1,499,337 (1,480,194)	41.8 (41.4)
13 特種・特殊車	1,525,244 (1,513,585)	729,718 (712,127)	47.8 (47.0)	779,355 (755,945)	51.1 (49.9)
14 合計	80,670,393 (80,272,571)	59,524,652 (58,927,196)	73.8 (73.4)	59,548,877 (58,937,719)	73.8 (73.4)

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報 (平成27年3月末現在)」 ((一財)自動車検査登録情報協会発行)より作成。

※2 付保台数は、平成27年3月末現在の有効契約台数です。

※3 () 内数値は、平成26年3月末の数値です。

※4 保有車両数および付保台数には、原動機付自転車が含まれていません。

※5 付保台数合計には、用途・車種不明分が含まれています。

搭乗者傷害		車 両		人身傷害		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台 6,949,947 (8,434,402)	% 39.3 (48.1)	台 10,554,164 (10,418,708)	% 59.8 (59.4)	台 14,056,973 (13,765,669)	% 79.6 (78.5)	1
7,788,151 (9,855,239)	36.1 (44.7)	10,861,116 (11,103,244)	50.3 (50.4)	16,331,771 (16,461,497)	75.6 (74.7)	2
7,063,250 (8,616,704)	33.6 (42.6)	9,612,083 (9,187,400)	45.7 (45.4)	15,254,743 (14,397,349)	72.6 (71.2)	3
2,093,116 (2,597,513)	23.8 (29.3)	1,501,413 (1,501,542)	17.1 (16.9)	3,910,198 (3,813,961)	44.5 (43.0)	4
1,268,455 (1,500,967)	36.3 (42.5)	1,252,777 (1,237,176)	35.8 (35.0)	2,247,604 (2,221,441)	64.3 (62.9)	5
598,480 (690,234)	41.4 (48.3)	515,821 (488,708)	35.7 (34.2)	1,007,639 (977,135)	69.7 (68.4)	6
150,944 (171,563)	14.9 (17.0)	190,959 (185,512)	18.8 (18.4)	293,227 (284,338)	28.9 (28.2)	7
13,986 (16,539)	19.2 (22.5)	12,771 (12,554)	17.5 (17.1)	26,912 (26,630)	36.9 (36.3)	8
34,611 (39,545)	14.6 (16.6)	20,265 (19,937)	8.6 (8.3)	39,944 (39,105)	16.9 (16.4)	9
30,610 (33,212)	27.5 (30.1)	41,716 (40,461)	37.5 (36.7)	34,132 (31,630)	30.7 (28.7)	10
52,641 (59,439)	45.3 (51.1)	54,092 (54,140)	46.5 (46.5)	67,499 (66,113)	58.1 (56.8)	11
1,036,610 (1,064,578)	28.9 (29.8)	30,823 (29,055)	0.9 (0.8)	358,763 (344,704)	10.0 (9.6)	12
337,048 (370,550)	22.1 (24.5)	217,363 (203,697)	14.3 (13.5)	457,524 (440,400)	30.0 (29.1)	13
27,417,849 (33,450,485)	34.0 (41.7)	34,865,363 (34,482,134)	43.2 (43.0)	54,086,929 (52,869,972)	67.0 (65.9)	14

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第19表 任意自動車保険都道府県別普及率表 (平成27年3月末)

都道府県	27年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
		付保台数	普及率	付保台数	普及率
	台	台	%	台	%
北海道	3,717,467	2,625,014	70.6	2,633,104	70.8
青森	1,003,377	695,869	69.4	697,597	69.5
岩手	1,022,125	645,911	63.2	645,445	63.1
宮城	1,678,806	1,232,739	73.4	1,232,866	73.4
秋田	820,200	490,138	59.8	491,276	59.9
山形	933,148	605,323	64.9	605,991	64.9
福島	1,644,113	1,096,926	66.7	1,097,364	66.7
茨城	2,561,488	1,899,348	74.2	1,898,487	74.1
栃木	1,704,119	1,227,916	72.1	1,227,816	72.0
群馬	1,779,086	1,268,935	71.3	1,268,448	71.3
埼玉	4,039,354	3,150,652	78.0	3,149,030	78.0
千葉	3,576,037	2,818,967	78.8	2,818,294	78.8
東京	4,413,094	3,440,512	78.0	3,453,019	78.2
神奈川	3,990,259	3,180,841	79.7	3,186,316	79.9
新潟	1,842,157	1,274,851	69.2	1,277,913	69.4
富山	897,193	649,384	72.4	648,166	72.2
石川	895,282	649,975	72.6	648,247	72.4
福井	660,281	477,085	72.3	476,181	72.1
山梨	749,595	464,425	62.0	464,402	62.0
長野	1,891,175	1,227,376	64.9	1,229,010	65.0
岐阜	1,674,713	1,295,925	77.4	1,293,849	77.3
静岡	2,859,624	2,135,341	74.7	2,134,778	74.7
愛知	5,135,442	4,175,048	81.3	4,176,612	81.3
三重	1,502,059	1,145,959	76.3	1,145,867	76.3
滋賀	1,016,022	754,679	74.3	754,129	74.2
京都	1,337,229	1,058,616	79.2	1,059,303	79.2
大阪	3,727,954	3,064,572	82.2	3,071,330	82.4
兵庫	3,006,155	2,349,401	78.2	2,350,689	78.2
奈良	831,077	659,891	79.4	659,245	79.3
和歌山	751,451	558,635	74.3	557,616	74.2
鳥取	463,238	304,647	65.8	304,366	65.7
島根	551,587	314,014	56.9	313,804	56.9
岡山	1,519,243	1,122,671	73.9	1,121,847	73.8
広島	1,880,066	1,428,933	76.0	1,428,882	76.0
山口	1,072,519	768,496	71.7	768,529	71.7
徳島	619,227	446,721	72.1	446,209	72.1
香川	778,906	585,979	75.2	585,879	75.2
愛媛	1,012,291	715,489	70.7	713,962	70.5
高知	560,503	327,940	58.5	326,957	58.3
福岡	3,317,890	2,534,052	76.4	2,535,657	76.4
佐賀	670,757	443,144	66.1	442,740	66.0
長崎	943,349	627,322	66.5	626,411	66.4
熊本	1,357,288	895,636	66.0	895,322	66.0
大分	914,262	599,738	65.6	599,245	65.5
宮崎	937,982	550,283	58.7	549,576	58.6
鹿児島	1,341,085	804,249	60.0	801,738	59.8
沖縄	1,070,118	570,309	53.3	570,506	53.3
合計	80,670,393	59,524,652	73.8	59,548,877	73.8

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成27年3月末現在)」((一財)自動車検査登録情報協会発行)より作成。
 ※2 付保台数は、平成27年3月末の有効契約台数です。
 ※3 保有車両数および付保台数には、原動機付自転車が含まれていません。
 ※4 付保台数合計には、都道府県不明分および用途・車種不明分が含まれています。

搭乗者傷害		車両		人身傷害	
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率
台	%	台	%	台	%
1,245,481	33.5	1,726,463	46.4	2,424,131	65.2
312,729	31.2	399,225	39.8	635,579	63.3
253,218	24.8	358,508	35.1	592,265	57.9
619,612	36.9	695,296	41.4	1,123,521	66.9
196,222	23.9	293,813	35.8	448,902	54.7
244,822	26.2	379,718	40.7	558,935	59.9
493,159	30.0	627,292	38.2	1,011,829	61.5
928,378	36.2	996,514	38.9	1,748,132	68.2
562,809	33.0	636,524	37.4	1,132,426	66.5
621,778	34.9	710,770	40.0	1,169,089	65.7
1,412,853	35.0	1,718,097	42.5	2,867,682	71.0
1,384,288	38.7	1,682,087	47.0	2,585,605	72.3
1,637,996	37.1	1,951,328	44.2	3,002,703	68.0
1,532,435	38.4	1,807,304	45.3	2,848,378	71.4
542,014	29.4	666,361	36.2	1,155,666	62.7
276,921	30.9	395,787	44.1	591,507	65.9
295,026	33.0	350,484	39.1	590,428	65.9
203,496	30.8	278,301	42.1	436,471	66.1
222,962	29.7	211,960	28.3	422,551	56.4
508,865	26.9	672,077	35.5	1,131,290	59.8
539,053	32.2	936,442	55.9	1,212,854	72.4
1,017,071	35.6	1,246,181	43.6	1,941,230	67.9
1,824,405	35.5	2,939,662	57.2	3,856,499	75.1
464,218	30.9	716,570	47.7	1,061,436	70.7
309,667	30.5	441,492	43.5	695,076	68.4
483,950	36.2	605,031	45.2	944,409	70.6
1,481,134	39.7	1,848,300	49.6	2,744,658	73.6
1,153,525	38.4	1,347,911	44.8	2,125,068	70.7
298,990	36.0	374,894	45.1	608,382	73.2
255,367	34.0	262,239	34.9	500,122	66.6
126,668	27.3	206,767	44.6	281,910	60.9
121,382	22.0	188,138	34.1	285,899	51.8
527,496	34.7	641,115	42.2	1,019,657	67.1
610,965	32.5	788,481	41.9	1,277,838	68.0
354,433	33.0	487,849	45.5	701,958	65.4
193,756	31.3	243,857	39.4	405,452	65.5
251,073	32.2	320,945	41.2	530,501	68.1
295,635	29.2	375,675	37.1	645,166	63.7
141,279	25.2	164,508	29.4	292,854	52.2
1,195,871	36.0	1,567,356	47.2	2,296,619	69.2
221,066	33.0	249,310	37.2	404,219	60.3
281,798	29.9	346,046	36.7	563,162	59.7
417,673	30.8	558,955	41.2	822,016	60.6
262,972	28.8	342,116	37.4	539,611	59.0
270,941	28.9	320,702	34.2	500,039	53.3
382,232	28.5	427,030	31.8	719,937	53.7
380,064	35.5	281,431	26.3	512,450	47.9
27,417,849	34.0	34,865,363	43.2	54,086,929	67.0

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第20表 任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表（自家用乗用車）

地域・都道府県	平成 23 年度			平成 24 年度		
	付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
北海道	2,058,933	2,699,032	76.3	2,079,551	2,719,561	76.5
東北	3,513,046	4,988,702	70.4	3,594,341	5,069,178	70.9
青森	513,012	701,031	73.2	520,730	709,073	73.4
岩手	460,483	696,842	66.1	472,028	709,059	66.6
秋田	367,289	579,375	63.4	371,974	583,965	63.7
宮城	906,056	1,194,312	75.9	936,372	1,221,802	76.6
山形	458,572	667,896	68.7	466,587	674,923	69.1
福島	807,634	1,149,246	70.3	826,650	1,170,356	70.6
関東・甲信越	15,437,404	19,348,793	79.8	15,586,008	19,519,880	79.8
東京	2,598,086	3,070,971	84.6	2,604,531	3,074,308	84.7
神奈川	2,527,401	2,998,527	84.3	2,539,197	3,009,661	84.4
埼玉	2,471,747	3,043,604	81.2	2,499,132	3,074,729	81.3
千葉	2,216,424	2,662,850	83.2	2,239,089	2,690,464	83.2
茨城	1,457,785	1,850,539	78.8	1,478,867	1,878,667	78.7
栃木	957,837	1,257,794	76.2	971,816	1,273,780	76.3
群馬	984,472	1,302,492	75.6	997,342	1,319,087	75.6
山梨	357,265	524,245	68.1	361,243	531,341	68.0
長野	907,023	1,308,133	69.3	921,702	1,323,603	69.6
新潟	959,364	1,329,638	72.2	973,089	1,344,240	72.4
北陸・東海	8,296,437	10,227,297	81.1	8,387,541	10,333,681	81.2
富山	509,356	678,581	75.1	515,953	686,040	75.2
石川	508,834	679,065	74.9	515,521	686,796	75.1
福井	367,100	485,480	75.6	372,299	491,032	75.8
静岡	1,687,464	2,113,415	79.8	1,696,017	2,132,570	79.5
愛知	3,323,437	3,923,641	84.7	3,364,880	3,966,345	84.8
岐阜	1,015,062	1,249,646	81.2	1,025,534	1,260,144	81.4
三重	885,184	1,097,469	80.7	897,337	1,110,754	80.8
近畿・中国	9,569,307	11,750,445	81.4	9,665,731	11,856,591	81.5
大阪	2,352,672	2,678,164	87.8	2,367,321	2,694,139	87.9
京都	818,525	973,212	84.1	823,038	977,616	84.2
滋賀	588,757	748,561	78.7	598,325	759,017	78.8
奈良	538,148	633,044	85.0	540,678	636,975	84.9
和歌山	414,833	515,090	80.5	420,008	521,133	80.6
兵庫	1,853,703	2,226,600	83.3	1,873,775	2,245,479	83.4
岡山	852,106	1,091,979	78.0	864,603	1,106,433	78.1
広島	1,097,541	1,379,371	79.6	1,110,138	1,394,670	79.6
鳥取	230,402	327,081	70.4	233,982	331,204	70.6
島根	229,338	387,681	59.2	233,617	392,110	59.6
山口	593,282	789,662	75.1	600,246	797,815	75.2
四国	1,545,746	2,069,736	74.7	1,569,732	2,095,418	74.9
香川	439,944	554,917	79.3	447,647	562,714	79.6
愛媛	529,621	704,536	75.2	536,834	712,078	75.4
徳島	336,638	434,424	77.5	341,496	440,075	77.6
高知	239,543	375,859	63.7	243,755	380,551	64.1
九州	5,245,531	7,400,695	70.9	5,343,992	7,521,483	71.0
福岡	1,946,007	2,412,790	80.7	1,977,415	2,447,917	80.8
長崎	469,759	656,712	71.5	476,920	666,602	71.5
佐賀	332,079	469,515	70.7	337,637	477,139	70.8
大分	448,015	653,281	68.6	456,797	662,237	69.0
熊本	675,394	959,274	70.4	688,772	975,105	70.6
宮崎	400,269	634,517	63.1	407,953	643,593	63.4
鹿児島	573,867	892,044	64.3	583,859	905,025	64.5
沖縄	400,141	722,562	55.4	414,639	743,865	55.7
合計	45,716,685	58,484,700	78.2	46,291,052	59,115,792	78.3

※1 付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数です。

平成 25 年度			平成 26 年度		
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
2,102,197	2,746,754	76.5	2,119,329	2,759,011	76.8
3,664,600	5,141,669	71.3	3,723,559	5,186,665	71.8
527,521	716,123	73.7	533,460	719,912	74.1
483,072	720,485	67.0	492,517	727,052	67.7
377,741	588,903	64.1	381,869	590,472	64.7
959,107	1,245,313	77.0	977,642	1,260,803	77.5
474,120	681,728	69.5	480,825	685,928	70.1
843,039	1,189,117	70.9	857,246	1,202,498	71.3
15,745,969	19,722,443	79.8	15,902,073	19,848,028	80.1
2,612,634	3,088,457	84.6	2,625,590	3,091,267	84.9
2,553,800	3,029,998	84.3	2,567,218	3,035,079	84.6
2,531,537	3,112,249	81.3	2,559,822	3,135,467	81.6
2,262,916	2,720,677	83.2	2,286,277	2,741,220	83.4
1,498,484	1,903,457	78.7	1,516,455	1,925,042	78.8
986,014	1,291,019	76.4	999,772	1,303,770	76.7
1,010,949	1,336,789	75.6	1,026,562	1,349,718	76.1
364,038	538,819	67.6	366,306	543,784	67.4
937,739	1,340,317	70.0	953,383	1,351,750	70.5
987,858	1,360,661	72.6	1,000,688	1,370,931	73.0
8,471,427	10,456,677	81.0	8,550,289	10,543,420	81.1
522,278	693,819	75.3	527,926	698,978	75.5
522,887	695,427	75.2	530,245	702,164	75.5
377,538	496,127	76.1	382,588	501,569	76.3
1,696,862	2,155,298	78.7	1,694,483	2,171,379	78.0
3,407,417	4,018,436	84.8	3,452,287	4,054,872	85.1
1,035,519	1,272,297	81.4	1,044,004	1,279,855	81.6
908,926	1,125,273	80.8	918,756	1,134,603	81.0
9,768,177	11,980,759	81.5	9,861,082	12,060,578	81.8
2,383,008	2,716,486	87.7	2,397,892	2,725,787	88.0
829,638	985,254	84.2	834,900	989,610	84.4
608,606	771,110	78.9	618,317	780,134	79.3
544,734	643,067	84.7	547,535	646,038	84.8
424,787	527,522	80.5	429,170	531,885	80.7
1,891,755	2,265,818	83.5	1,908,215	2,279,038	83.7
878,257	1,119,990	78.4	890,883	1,130,132	78.8
1,124,569	1,412,299	79.6	1,138,213	1,425,693	79.8
237,766	335,926	70.8	240,954	339,017	71.1
238,400	397,659	60.0	242,830	401,088	60.5
606,657	805,628	75.3	612,173	812,156	75.4
1,594,050	2,122,152	75.1	1,616,236	2,142,379	75.4
454,860	570,854	79.7	461,515	577,074	80.0
545,218	720,471	75.7	552,797	726,919	76.0
346,500	445,276	77.8	350,511	449,321	78.0
247,472	385,551	64.2	251,413	389,065	64.6
5,447,563	7,641,993	71.3	5,543,741	7,740,643	71.6
2,011,942	2,485,426	80.9	2,042,694	2,514,023	81.3
485,186	675,362	71.8	492,459	682,738	72.1
344,214	484,688	71.0	350,328	491,062	71.3
465,335	671,077	69.3	472,902	678,148	69.7
701,424	989,808	70.9	713,340	1,000,995	71.3
416,156	652,827	63.7	424,099	660,385	64.2
594,593	917,280	64.8	604,495	927,155	65.2
428,713	765,525	56.0	443,424	786,137	56.4
46,880,091	59,812,447	78.4	47,424,712	60,280,724	78.7

※2 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」（（一財）自動車検査登録情報協会発行）より作成。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計です。

第IV部 | くるまに関する保険関連の統計

第21表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表 (平成26年度)

用途・車種	2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
1 自家用乗用車 普通	12,383	0.1	4,095	0.0	7,991	0.1
2 自家用乗用車 小型	14,926	0.1	6,580	0.0	15,873	0.1
3 営業用乗用車	147	0.1	275	0.2	30,955	17.4
4 軽四輪自動車 乗用車	7,260	0.0	7,740	0.1	9,708	0.1
5 軽四輪自動車 貨物車	12,216	0.3	13,778	0.3	18,848	0.4
6 自家用貨物車 普通	2,731	0.3	2,101	0.2	3,282	0.3
7 自家用貨物車 小型	13,487	0.6	4,458	0.2	9,578	0.4
8 営業用貨物車 普通	2,054	0.3	2,828	0.4	9,160	1.2
9 営業用貨物車 小型	85	0.2	218	0.4	673	1.2
10 バス 自家用	1,020	1.2	176	0.2	307	0.4
11 バス 営業用	770	0.7	520	0.5	3,379	3.0
12 二輪車	11,221	0.7	2,599	0.2	2,179	0.1
13 原動機付自転車	13,725	1.1	10,890	0.9	7,980	0.7
14 ダンプカー	907	0.2	1,276	0.3	2,001	0.5
15 特種用途自動車	20,178	7.3	2,075	0.7	2,816	1.0
16 工作車	5,676	1.1	8,874	1.6	11,147	2.1
17 小計	118,786	0.2	68,483	0.1	135,877	0.2
18 レンタカー	713	0.1	460	0.1	4,121	0.5
19 合計	119,499	0.2	68,943	0.1	139,998	0.2

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれます。

1億円超 2億円まで		無制限		合計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
166	0.0	13,892,971	99.8	13,917,605	100.0
342	0.0	16,144,216	99.8	16,181,937	100.0
823	0.5	145,216	81.9	177,416	100.0
170	0.0	15,412,112	99.8	15,436,990	100.0
219	0.0	4,783,164	99.1	4,828,225	100.0
56	0.0	1,040,157	99.2	1,048,326	100.0
186	0.0	2,419,705	98.9	2,447,413	100.0
757	0.1	767,063	98.1	781,862	100.0
63	0.1	54,510	98.1	55,549	100.0
6	0.0	85,758	98.3	87,267	100.0
1	0.0	107,537	95.8	112,207	100.0
54	0.0	1,607,319	99.0	1,623,369	100.0
93	0.0	1,177,837	97.3	1,210,525	100.0
29	0.0	435,080	99.0	439,293	100.0
24	0.0	253,179	91.0	278,272	100.0
391	0.1	512,445	95.2	538,532	100.0
3,380	0.0	58,838,269	99.4	59,164,788	100.0
7	0.0	903,769	99.4	909,070	100.0
3,387	0.0	59,742,038	99.4	60,073,858	100.0

第IV部 | くるまに関する保険関連の統計

第22表 任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表 (平成26年度)

用途・車種	500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
1 自家用乗用車	普通	98,944 0.7	274,722 2.0	117,923 0.8		
	小型	185,028 1.1	427,116 2.6	147,539 0.9		
3 営業用乗用車		89,779 46.8	18,249 9.5	1,979 1.0		
4 軽四輪自動車	乗用車	179,498 1.2	393,901 2.6	112,024 0.7		
	貨物車	286,368 6.0	248,907 5.2	45,158 0.9		
6 自家用貨物車	普通	33,698 3.2	67,379 6.5	16,729 1.6		
	小型	103,806 4.3	135,298 5.5	29,077 1.2		
8 営業用貨物車	普通	61,561 7.9	59,258 7.6	30,496 3.9		
	小型	6,442 11.5	5,389 9.6	1,658 2.9		
10 バス	自家用	3,375 3.9	3,668 4.2	729 0.8		
	営業用	30,323 27.2	9,737 8.7	1,327 1.2		
12 二輪車		67,331 4.1	65,735 4.0	12,027 0.7		
13 原動機付自転車		406,088 33.8	48,019 4.0	5,491 0.5		
14 ダンプカー		12,573 2.9	23,173 5.3	6,472 1.5		
15 特種用途自動車		39,834 14.4	15,396 5.6	3,143 1.1		
16 工作車		75,160 14.6	68,231 13.3	16,660 3.2		
17 小計		1,679,808 2.8	1,864,178 3.2	548,432 0.9		
18 レンタカー		81,834 9.0	134,328 14.8	39,199 4.3		
19 合計		1,761,642 2.9	1,998,506 3.3	587,631 1.0		

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれます。

2,000万円超		無制限		合計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
43,913 0.3		13,372,873 96.1		13,908,375 100.0	1
57,793 0.4		15,350,636 94.9		16,168,111 100.0	2
1,476 0.8		80,403 41.9		191,886 100.0	3
38,336 0.2		14,699,918 95.3		15,423,677 100.0	4
20,946 0.4		4,201,857 87.5		4,803,237 100.0	5
18,260 1.7		907,508 87.0		1,043,574 100.0	6
18,647 0.8		2,152,914 88.2		2,439,741 100.0	7
44,550 5.7		587,605 75.0		783,470 100.0	8
1,960 3.5		40,764 72.5		56,213 100.0	9
297 0.3		78,472 90.7		86,541 100.0	10
668 0.6		69,573 62.3		111,628 100.0	11
3,439 0.2		1,480,542 90.9		1,629,073 100.0	12
2,763 0.2		739,984 61.5		1,202,345 100.0	13
4,090 0.9		390,579 89.4		436,887 100.0	14
2,518 0.9		216,457 78.0		277,348 100.0	15
68,887 13.4		284,180 55.4		513,114 100.0	16
328,543 0.6		54,654,265 92.5		59,075,220 100.0	17
52,476 5.8		600,609 66.1		908,446 100.0	18
381,019 0.6		55,254,874 92.1		59,983,666 100.0	19

第IV部 | くるまに関する保険関連の統計

第23表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表 (平成26年度)

用途・車種	3,000万円まで		3,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超	
	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
1 自家用乗用車	普通	6,489,216 48.1	4,802,209 35.6	1,400,901 10.4		
	小型	8,498,694 54.9	5,150,316 33.2	1,235,675 8.0		
3 営業用乗用車		25,769 63.0	9,310 22.8	2,274 5.6		
4 軽四輪自動車	乗用車	9,254,283 62.7	4,317,918 29.3	795,138 5.4		
	貨物車	2,681,719 67.2	1,022,369 25.6	163,269 4.1		
6 自家用貨物車	普通	468,609 54.4	284,184 33.0	55,821 6.5		
	小型	1,162,113 57.0	647,049 31.7	120,183 5.9		
8 営業用貨物車	普通	206,845 64.7	80,738 25.2	11,613 3.6		
	小型	19,176 64.4	7,615 25.6	1,074 3.6		
10 バス	自家用	30,719 45.8	22,612 33.7	11,930 17.8		
	営業用	18,237 47.5	11,525 30.0	7,940 20.7		
12 二輪車		332,074 81.7	57,817 14.2	9,132 2.2		
13 原動機付自転車		156,061 75.4	36,097 17.4	6,333 3.1		
14 ダンプカー		190,593 53.3	123,708 34.6	22,982 6.4		
15 特種用途自動車		101,408 52.4	64,156 33.2	13,656 7.1		
16 工作車		152,841 52.5	92,418 31.7	17,280 5.9		
17 小計		29,788,357 56.7	16,730,041 31.8	3,875,201 7.4		
18 レンタカー		509,036 82.2	64,603 10.4	3,554 0.6		
19 合計		30,297,393 57.0	16,794,644 31.6	3,878,755 7.3		

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれます。

無制限		合計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	
791,220	5.9	13,483,550	100.0	1
607,806	3.9	15,492,490	100.0	2
3,542	8.7	40,895	100.0	3
394,509	2.7	14,761,846	100.0	4
121,131	3.0	3,988,488	100.0	5
52,690	6.1	861,304	100.0	6
108,616	5.3	2,037,962	100.0	7
20,573	6.4	319,776	100.0	8
1,917	6.4	29,782	100.0	9
1,761	2.6	67,022	100.0	10
668	1.7	38,370	100.0	11
7,423	1.8	406,443	100.0	12
8,584	4.1	207,075	100.0	13
20,614	5.8	357,897	100.0	14
14,260	7.4	193,480	100.0	15
28,855	9.9	291,391	100.0	16
2,184,169	4.2	52,577,771	100.0	17
41,840	6.8	619,041	100.0	18
2,226,009	4.2	53,196,812	100.0	19

第24表 任意自動車保険 年齢条件別契約構成表 (平成26年度)

用途・車種	年齢条件	対人賠償		対物賠償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
自家用乗用車	年齢を問わず補償	498,723	1.8	498,281	1.8
	21歳以上補償	1,754,526	6.3	1,753,914	6.3
	26歳以上補償	6,910,648	24.8	6,901,707	24.7
	30歳以上補償	2,844,992	10.2	2,843,591	10.2
	その他	15,905,484	57.0	15,903,309	57.0
	合計	27,914,373	100.0	27,900,802	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	539,716	3.7	539,187	3.7
	21歳以上補償	1,369,848	9.4	1,369,229	9.4
	26歳以上補償	3,516,914	24.1	3,511,658	24.1
	30歳以上補償	1,151,435	7.9	1,150,676	7.9
	その他	8,010,062	54.9	8,008,727	54.9
	合計	14,587,975	100.0	14,579,477	100.0
二輪自動車	年齢を問わず補償	76,594	4.8	77,047	4.8
	21歳以上補償	161,583	10.1	163,069	10.2
	26歳以上補償	1,151,296	72.3	1,159,060	72.3
	30歳以上補償	174,393	10.9	174,140	10.9
	その他	28,893	1.8	28,712	1.8
	合計	1,592,759	100.0	1,602,028	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	56,863	8.7	56,813	8.8
	21歳以上補償	592,655	91.1	591,326	91.1
	その他	1,077	0.2	1,070	0.2
	合計	650,595	100.0	649,209	100.0
合計	年齢を問わず補償	1,171,896	2.6	1,171,328	2.6
	21歳以上補償	3,878,612	8.7	3,877,538	8.7
	26歳以上補償	11,578,858	25.9	11,572,425	25.9
	30歳以上補償	4,170,820	9.3	4,168,407	9.3
	その他	23,945,516	53.5	23,941,818	53.5
	合計	44,745,702	100.0	44,731,516	100.0

搭乗者傷害		車両		人身傷害		合計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
225,471	1.7	278,476	1.5	483,528	1.8	499,399	1.8
785,182	5.9	1,107,673	5.9	1,712,835	6.3	1,756,385	6.3
3,414,044	25.6	4,616,682	24.7	6,569,710	24.2	6,941,222	24.8
2,155,965	16.2	1,697,722	9.1	2,679,923	9.9	2,845,065	10.2
6,741,417	50.6	11,004,056	58.8	15,757,760	57.9	15,906,129	56.9
13,322,079	100.0	18,704,609	100.0	27,203,756	100.0	27,948,200	100.0
229,603	3.5	289,651	3.4	520,943	3.7	540,145	3.7
584,230	9.0	822,771	9.5	1,328,392	9.4	1,371,050	9.4
1,666,067	25.7	2,036,919	23.6	3,254,744	23.1	3,526,006	24.2
821,791	12.7	580,946	6.7	1,060,689	7.5	1,151,478	7.9
3,186,026	49.1	4,892,759	56.7	7,931,183	56.3	8,010,249	54.9
6,487,717	100.0	8,623,046	100.0	14,095,951	100.0	14,598,928	100.0
42,384	3.9	486	1.6	25,581	6.6	77,192	4.8
95,858	8.7	1,752	5.8	52,627	13.5	163,546	10.2
785,463	71.5	25,847	85.4	271,375	69.6	1,166,152	72.4
158,088	14.4	1,210	4.0	26,783	6.9	174,584	10.8
16,285	1.5	954	3.2	13,662	3.5	28,955	1.8
1,098,078	100.0	30,249	100.0	390,028	100.0	1,610,429	100.0
36,902	7.6	1,110	23.5	11,158	11.1	57,137	8.7
446,767	92.3	3,619	76.5	88,357	88.3	596,272	91.1
577	0.1	2	0.0	558	0.6	1,078	0.2
484,246	100.0	4,731	100.0	100,073	100.0	654,487	100.0
534,360	2.5	569,723	2.1	1,041,210	2.5	1,173,873	2.6
1,912,037	8.9	1,935,815	7.1	3,182,211	7.6	3,887,253	8.7
5,865,574	27.4	6,679,448	24.4	10,095,829	24.2	11,633,380	26.0
3,135,844	14.7	2,279,878	8.3	3,767,395	9.0	4,171,127	9.3
9,944,305	46.5	15,897,771	58.1	23,703,163	56.7	23,946,411	53.4
21,392,120	100.0	27,362,635	100.0	41,789,808	100.0	44,812,044	100.0

※1 契約台数は、新契約の台数です。
 ※2 フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約をいいます。

第25表 任意自動車保険 事故類型別支払統計表 (平成26年度)

補償種目	事故類型	支払件数		支払保険金 千円
		件	構成比 %	
対人賠償	「自動車」対「自動車」	374,097	79.6	223,179,547
	「自動車」対「人」	73,269	15.6	125,953,935
	「自動車」対「物」	9,095	1.9	10,631,429
	自動車単独	13,229	2.8	11,965,220
	合計	469,690	100.0	371,730,131
対物賠償	「自動車」対「自動車」	2,056,648	86.9	591,830,454
	「自動車」対「人」	50,682	2.1	3,441,598
	「自動車」対「物」	231,132	9.8	85,270,923
	自動車単独	29,182	1.2	10,139,846
	合計	2,367,644	100.0	690,682,821
搭乗者傷害	「自動車」対「自動車」	350,957	85.6	48,587,240
	「自動車」対「人」	3,889	0.9	960,261
	「自動車」対「物」	29,441	7.2	6,177,308
	自動車単独	25,591	6.2	6,939,194
	合計	409,878	100.0	62,664,003
車両	「自動車」対「自動車」	1,066,371	45.1	287,669,069
	「自動車」対「人」	23,743	1.0	5,233,944
	「自動車」対「物」	618,135	26.1	204,869,182
	自動車単独	656,277	27.8	164,473,339
	合計	2,364,526	100.0	662,245,534
人身傷害	「自動車」対「自動車」	215,852	70.2	72,617,667
	「自動車」対「人」	12,944	4.2	13,790,042
	「自動車」対「物」	44,868	14.6	30,448,723
	自動車単独	33,884	11.0	32,577,417
	合計	307,548	100.0	149,433,849

※1 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 合計には、事故類型不明分が含まれています。

※3 事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中が含まれています。

第26表 任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表（平成26年度）

都道府県	事故形態	他車・物・人との衝突、 接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
		支払件数		支払保険金 千円	支払件数		支払保険金 千円
		件	構成比 %		件	構成比 %	
北海道	道	95,548	77.8	28,786,762	221	0.2	187,337
青森	森	21,002	80.8	5,652,552	19	0.1	10,202
岩手	手	17,781	74.0	4,631,526	29	0.1	11,229
宮城	城	39,858	79.5	11,181,377	413	0.8	321,863
秋田	田	14,961	80.6	3,775,885	5	0.0	1,715
山形	形	20,864	71.4	5,188,054	1,284	4.4	636,805
福島	島	34,589	75.2	9,307,052	274	0.6	135,026
茨城	城	50,986	80.7	15,426,158	210	0.3	95,923
栃木	木	32,432	75.4	9,747,499	107	0.2	68,589
群馬	馬	38,616	64.8	11,290,549	42	0.1	17,427
埼玉	玉	88,541	70.9	27,617,750	286	0.2	189,791
千葉	葉	90,211	80.4	28,991,533	607	0.5	260,840
東京都	京	114,459	74.3	39,058,785	627	0.4	529,103
神奈川県	川	96,492	75.5	29,388,893	758	0.6	659,903
新潟	潟	35,294	76.5	8,885,697	42	0.1	18,360
富山	山	21,749	80.3	5,802,239	17	0.1	9,503
石川	川	18,334	79.6	4,654,144	11	0.0	4,642
福井	井	16,165	83.3	4,288,969	17	0.1	5,920
山梨	梨	12,246	72.9	3,455,199	66	0.4	27,781
長野	野	35,382	79.9	8,948,514	34	0.1	20,074
岐阜	阜	53,321	80.1	16,587,989	107	0.2	52,650
静岡県	岡	64,043	82.0	17,698,889	1,280	1.6	817,725
愛知県	知	163,340	80.6	49,561,141	449	0.2	225,578
三重	重	38,677	79.0	12,283,160	224	0.5	119,818
滋賀	賀	22,432	79.0	6,860,720	64	0.2	35,592
京都	都	31,479	76.0	9,443,942	1,430	3.5	1,216,130
大阪	阪	100,283	78.2	33,405,797	212	0.2	167,322
兵庫	庫	70,982	78.8	23,342,224	508	0.6	346,840
奈良	良	20,169	81.9	6,220,019	43	0.2	28,243
和歌山	山	13,287	82.0	3,921,372	98	0.6	26,966
鳥取	取	10,159	78.2	2,521,599	15	0.1	4,335
島根	根	9,288	78.6	2,322,479	16	0.1	6,327
岡山	山	33,505	83.5	9,892,604	49	0.1	27,376
広島	島	42,012	78.7	12,034,547	725	1.4	657,339
山口	口	24,358	77.7	6,341,522	232	0.7	159,476
徳島	島	12,043	80.6	3,312,163	474	3.2	303,035
香川	川	16,606	87.3	4,513,544	68	0.4	22,278
愛媛	媛	18,479	81.6	4,363,031	41	0.2	14,944
高知	知	7,899	81.6	1,896,641	461	4.8	249,979
福岡	岡	81,927	82.7	21,650,003	219	0.2	100,635
佐賀	賀	12,018	86.8	3,143,316	98	0.7	29,716
長崎	崎	15,475	90.1	3,467,947	101	0.6	22,341
熊本	本	27,786	85.5	6,686,389	91	0.3	22,589
大分	分	16,247	83.7	3,879,532	41	0.2	9,272
宮崎	崎	13,577	84.1	2,985,212	150	0.9	46,816
鹿児島	島	17,545	86.5	3,922,259	180	0.9	31,344
沖縄	縄	17,226	83.3	3,167,382	1,600	7.7	387,212
合計	計	1,853,949	78.4	542,735,858	14,089	0.6	8,391,975

※1 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
 ※2 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等が含まれています。
 ※3 都道府県合計には、都道府県不明分が含まれています。

盗 難			そ の 他			合 計		
支払件数		支払保険金 千円	支払件数		支払保険金 千円	支払件数		支払保険金 千円
件	構成比 %		件	構成比 %		件	構成比 %	
366	0.3	174,972	26,743	21.8	4,994,133	122,878	100.0	34,143,204
19	0.1	2,876	4,951	19.0	994,484	25,991	100.0	6,660,114
7	0.0	12,878	6,215	25.9	940,112	24,032	100.0	5,595,745
68	0.1	17,328	9,810	19.6	1,953,577	50,149	100.0	13,474,145
13	0.1	8,431	3,580	19.3	648,101	18,559	100.0	4,434,132
16	0.1	4,741	7,070	24.2	1,910,106	29,234	100.0	7,739,706
57	0.1	41,632	11,103	24.1	2,017,088	46,023	100.0	11,500,798
706	1.1	703,787	11,276	17.8	2,212,811	63,178	100.0	18,438,679
191	0.4	207,903	10,272	23.9	1,992,106	43,002	100.0	12,016,097
125	0.2	95,903	20,811	34.9	6,239,140	59,594	100.0	17,643,019
844	0.7	638,693	35,241	28.2	10,086,374	124,912	100.0	38,532,608
1,035	0.9	1,028,361	20,396	18.2	4,380,576	112,249	100.0	34,661,310
670	0.4	556,780	38,329	24.9	9,636,363	154,085	100.0	49,781,031
918	0.7	737,650	29,642	23.2	5,928,276	127,810	100.0	36,714,722
54	0.1	26,127	10,744	23.3	1,545,005	46,134	100.0	10,475,189
47	0.2	9,578	5,283	19.5	793,781	27,096	100.0	6,615,101
66	0.3	45,854	4,625	20.1	689,437	23,036	100.0	5,394,077
34	0.2	9,372	3,199	16.5	559,635	19,415	100.0	4,863,896
28	0.2	13,936	4,447	26.5	1,190,162	16,787	100.0	4,687,078
59	0.1	50,597	8,802	19.9	1,494,571	44,277	100.0	10,513,756
366	0.5	268,267	12,792	19.2	2,079,483	66,586	100.0	18,988,389
210	0.3	106,801	12,576	16.1	2,335,829	78,109	100.0	20,959,244
3,199	1.6	4,640,044	35,679	17.6	5,859,655	202,667	100.0	60,286,418
337	0.7	327,733	9,692	19.8	1,729,621	48,930	100.0	14,460,332
144	0.5	78,544	5,739	20.2	959,394	28,379	100.0	7,934,250
373	0.9	208,509	8,135	19.6	1,940,157	41,417	100.0	12,808,738
2,666	2.1	1,768,718	25,143	19.6	5,005,330	128,304	100.0	40,347,167
618	0.7	332,829	17,925	19.9	3,716,221	90,033	100.0	27,738,114
173	0.7	71,410	4,255	17.3	836,156	24,640	100.0	7,155,828
63	0.4	34,633	2,761	17.0	562,060	16,209	100.0	4,545,031
13	0.1	3,503	2,811	21.6	418,208	12,998	100.0	2,947,645
7	0.1	3,112	2,505	21.2	378,138	11,816	100.0	2,710,056
98	0.2	27,588	6,494	16.2	1,111,546	40,146	100.0	11,059,114
47	0.1	24,143	10,584	19.8	2,274,711	53,368	100.0	14,990,740
32	0.1	8,772	6,716	21.4	1,175,079	31,338	100.0	7,684,849
6	0.0	4,230	2,420	16.2	496,117	14,943	100.0	4,115,545
26	0.1	15,194	2,319	12.2	437,455	19,019	100.0	4,988,471
42	0.2	12,696	4,089	18.1	620,101	22,651	100.0	5,010,772
7	0.1	6,264	1,316	13.6	264,252	9,683	100.0	2,417,136
352	0.4	118,360	16,602	16.8	2,914,107	99,100	100.0	24,783,105
13	0.1	2,381	1,720	12.4	318,741	13,849	100.0	3,494,154
11	0.1	4,870	1,581	9.2	263,165	17,168	100.0	3,758,323
35	0.1	12,756	4,574	14.1	721,075	32,486	100.0	7,442,809
24	0.1	8,662	3,103	16.0	539,727	19,415	100.0	4,437,193
18	0.1	2,245	2,390	14.8	363,940	16,135	100.0	3,398,213
23	0.1	5,305	2,524	12.5	408,306	20,272	100.0	4,367,214
14	0.1	4,323	1,834	8.9	277,174	20,674	100.0	3,836,091
14,272	0.6	12,515,966	482,216	20.4	98,601,815	2,364,526	100.0	662,245,614

第27表 任意自動車保険 修理費費目別統計表 (平成26年度)

補償種目	修理費費目	認定損害額単価	
		円	構成比
対物賠償	部品費	121,883	42.3
	工賃	56,994	19.8
	塗装費	50,727	17.6
	間接損害	40,482	14.1
	その他	17,798	6.2
	合計	287,884	100.0
車両	部品費	141,308	51.4
	工賃	61,419	22.3
	塗装費	52,717	19.2
	その他	19,703	7.2
	合計	275,146	100.0

※1 修理費は、自己または相手の過失分や免責金額等を差し引いていない金額です。

※2 間接損害には代車料や休車損害等を含みます。

3 関連情報

I 共済関係

第28表 自賠責共済収支の推移

年 度	契 約		支	
	件 数	共 済 掛 金	死 亡	
			件 数	共 済 金
	件 %	千円 %	件	千円
昭和45	2,923,354	19,255,593	496	2,105,422
50	2,732,993	31,792,707	658	6,360,930
55	2,759,764	45,980,728	624	8,935,923
60	3,138,386	75,182,861	615	9,920,758
61	3,225,300 (2.8)	83,883,351 (11.6)	630	10,211,859
62	3,241,266 (0.5)	82,938,910 (△ 1.1)	648	11,653,097
63	3,392,378 (4.7)	89,177,706 (7.5)	651	11,204,359
平成元	3,189,136 (△ 6.0)	85,634,404 (△ 4.0)	672	11,694,403
2	3,325,675 (4.3)	90,287,051 (5.4)	673	12,035,243
3	3,268,791 (△ 1.7)	80,536,948 (△10.8)	672	12,418,737
4	3,294,496 (0.8)	81,887,921 (1.7)	737	14,406,045
5	3,263,432 (△ 0.9)	70,517,578 (△13.9)	685	13,844,827
6	3,360,666 (3.0)	73,139,184 (3.7)	681	14,183,155
7	3,309,483 (△ 1.5)	73,916,381 (1.1)	664	13,641,336
8	3,360,019 (1.5)	75,702,484 (2.4)	635	12,652,475
9	3,357,421 (△ 0.1)	70,707,667 (△ 6.6)	627	12,596,200
10	3,369,297 (0.4)	72,201,803 (2.1)	625	13,069,091
11	3,472,701 (3.1)	73,822,215 (2.2)	561	12,692,039
12	3,567,223 (2.7)	75,241,838 (1.9)	506	12,286,500
13	3,575,456 (0.2)	76,321,869 (1.4)	482	11,029,849
14	3,573,753 (△ 0.0)	94,797,163 (24.2)	571	13,082,946
15	3,637,219 (1.8)	96,557,242 (1.9)	550	12,823,658
16	3,566,015 (△ 2.0)	95,050,314 (△ 1.6)	569	13,103,586
17	3,629,699 (1.8)	91,563,939 (△ 3.7)	537	12,606,434
18	3,616,425 (△ 0.4)	91,005,611 (△ 0.6)	487	11,616,129
19	3,610,799 (△ 0.2)	84,705,567 (△ 6.9)	445	10,127,141
20	3,951,279 (9.4)	73,456,873 (△13.3)	455	10,521,942
21	3,724,945 (△ 5.7)	69,438,082 (△ 5.5)	407	9,207,247
22	3,731,514 (0.2)	69,607,048 (0.2)	403	9,315,241
23	3,704,642 (△ 0.7)	77,930,334 (12.0)	349	8,277,082
24	3,805,988 (2.7)	80,465,865 (3.3)	316	7,495,028
25	3,647,079 (△ 4.2)	88,778,767 (10.3)	384	8,529,955
26	3,672,962 (0.7)	89,347,693 (0.6)	344	7,797,786

※1 昭和45年度は、沖縄県を含みません。
 ※2 昭和61年度以降の()内の数値は、対前年度増減率を示します。
 ※3 平成8年度以前はJ A共済より報告を受けた数値です。
 ※4 平成9年度は、J A共済および全労済より報告を受けた数値の合計です。

年 度	払				
	傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
	件 千円	件 %	千円 %		
昭和45	20,301	4,389,105	20,797	6,494,527	昭和45
50	27,550	11,602,176	28,208	17,963,106	50
55	32,779	19,073,211	33,403	28,009,134	55
60	46,791	27,595,414	47,406	37,516,172	60
61	48,260	27,651,120	48,890 (3.1)	37,862,979 (0.9)	61
62	45,605	28,088,798	46,253 (△ 5.4)	39,741,895 (5.0)	62
63	44,452	27,119,122	45,103 (△ 2.5)	38,323,481 (△ 3.6)	63
平成元	44,486	26,313,634	45,158 (0.1)	38,008,037 (△ 0.8)	平成元
2	44,677	26,438,530	45,350 (0.4)	38,473,773 (1.2)	2
3	44,406	25,426,242	45,078 (△ 0.6)	37,844,979 (△ 1.6)	3
4	45,059	25,689,138	45,796 (1.6)	40,095,183 (5.9)	4
5	46,885	27,013,599	47,570 (3.9)	40,858,426 (1.9)	5
6	47,262	27,302,519	47,943 (0.8)	41,485,674 (1.5)	6
7	47,268	25,646,983	47,932 (△ 0.0)	39,288,319 (△ 5.3)	7
8	47,722	25,711,403	48,357 (0.9)	38,363,878 (△ 2.4)	8
9	48,948	26,737,861	49,575 (2.5)	39,334,061 (2.5)	9
10	49,983	27,103,897	50,608 (2.1)	40,172,988 (2.1)	10
11	52,088	30,583,727	52,649 (4.0)	43,275,767 (7.7)	11
12	55,561	32,842,902	56,067 (6.5)	45,129,402 (4.3)	12
13	58,883	33,499,565	59,365 (5.9)	44,529,413 (△ 1.3)	13
14	60,692	34,559,342	61,263 (3.2)	47,642,288 (7.0)	14
15	63,464	36,517,854	64,014 (4.5)	49,341,513 (3.6)	15
16	62,520	35,390,360	63,089 (△ 1.4)	48,493,946 (△ 1.7)	16
17	62,517	35,955,395	63,054 (△ 0.1)	48,561,829 (0.1)	17
18	62,509	35,888,767	62,996 (△ 0.1)	47,504,896 (△ 2.2)	18
19	62,737	36,568,051	63,182 (0.3)	46,695,192 (△ 1.7)	19
20	62,060	36,533,397	62,515 (△ 1.1)	47,055,339 (0.8)	20
21	63,599	36,711,124	64,006 (2.4)	45,918,371 (△ 2.4)	21
22	66,727	38,452,475	67,130 (4.9)	47,767,716 (4.0)	22
23	69,117	38,291,020	69,466 (3.5)	46,568,101 (△ 2.5)	23
24	69,716	38,690,169	70,032 (0.8)	46,185,198 (△ 0.8)	24
25	71,218	39,545,411	71,602 (2.2)	48,075,366 (4.1)	25
26	70,472	40,647,231	70,816 (△ 1.1)	48,445,017 (0.8)	26

※5 平成10~12年度は、J A共済、全労済および全自共より報告を受けた数値の合計です。
 ※6 平成13年度以降は、J A共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた数値の合計です。

第29表 自賠責共済都道府県別収支〈平成26年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
北海道	197,792	5,196,554	2,695	1,923,982
青森	51,053	1,244,137	536	492,564
岩手	91,681	2,299,688	1,089	761,673
宮城	77,924	1,992,973	1,396	965,875
秋田	113,086	2,950,759	1,415	971,785
山形	79,083	1,973,587	1,255	752,942
福島	122,338	3,105,847	2,239	1,465,407
茨城	46,891	1,159,996	999	774,145
栃木	61,268	1,528,175	1,185	865,654
群馬	89,161	2,250,511	2,123	1,443,584
埼玉	98,278	2,419,160	2,277	1,462,513
千葉	48,073	1,176,490	1,014	755,995
東京	29,343	763,102	632	441,162
神奈川	67,939	1,690,387	1,455	924,231
新潟	67,543	1,668,319	908	491,418
富山	33,415	882,693	656	501,211
石川	37,275	985,053	748	372,779
福井	32,108	843,651	805	480,026
山梨	65,918	1,602,488	1,286	904,520
長野	126,098	3,140,479	1,885	1,212,450
岐阜	59,792	1,519,319	1,205	722,640
静岡	105,903	2,587,722	2,317	1,788,418
愛知	174,559	4,342,287	3,626	2,136,157
三重	70,430	1,785,138	1,508	1,133,793
滋賀	53,927	1,333,871	1,236	734,643

※1 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
 ※2 J A共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた数値の合計です。

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
京都	29,537	714,744	569	344,993
大阪	28,118	685,250	675	575,849
兵庫	109,945	2,714,511	2,433	1,668,336
奈良	41,277	927,289	1,072	790,424
和歌山	54,648	1,283,097	1,007	765,142
鳥取	25,337	644,397	413	294,743
島根	87,231	2,287,043	1,672	1,086,427
岡山	72,745	1,799,935	1,661	1,184,110
広島	88,028	2,198,765	1,585	961,303
山口	76,396	1,919,093	1,603	963,230
徳島	31,518	777,960	667	516,892
香川	36,255	896,646	1,156	735,476
愛媛	75,822	1,834,715	1,581	1,096,562
高知	76,380	1,934,372	1,207	811,500
福岡	110,070	2,729,324	3,343	2,467,205
佐賀	64,029	1,615,764	1,830	1,335,800
長崎	56,693	1,404,482	984	808,734
熊本	83,110	2,033,601	1,743	1,145,082
大分	74,638	1,857,142	1,328	944,586
宮崎	134,988	3,405,188	3,053	2,291,700
鹿児島	143,275	3,531,572	2,580	1,728,995
沖縄	93,932	1,064,647	1,612	893,295
離島	78,112	645,767	552	555,069
合 計	3,672,962	89,347,693	70,816	48,445,017

第30表 自動車共済 補償種目別収支の推移

年度	区分 補償種目	契 約		支 払	
		件 数	共済掛金	件 数	共 済 金
		件	千円	件	千円
平成22年度	対人賠償	11,107,459	80,784,445	57,075	53,571,637
	対物賠償	11,026,112	166,597,815	430,175	106,269,492
	搭乗者傷害	6,272,325	15,044,551	38,398	11,119,637
	車 両	5,181,167	125,527,688	443,514	95,108,233
	合 計	11,107,459	387,954,499	969,162	266,068,999
平成23年度	対人賠償	11,172,481	79,877,809	57,490	52,790,305
	対物賠償	11,097,745	164,126,276	431,454	107,285,559
	搭乗者傷害	5,881,950	13,967,540	36,970	9,748,609
	車 両	5,330,826	128,333,585	470,525	101,700,945
	合 計	11,172,481	386,305,210	996,439	271,525,418
平成24年度	対人賠償	11,174,153	83,034,979	57,319	51,147,569
	対物賠償	11,105,898	167,763,215	427,552	110,202,830
	搭乗者傷害	5,420,625	13,452,186	35,043	8,713,707
	車 両	5,443,441	147,412,246	484,639	106,439,508
	合 計	11,174,153	411,662,625	1,004,553	276,503,614
平成25年度	対人賠償	11,407,368	86,314,565	55,477	51,083,990
	対物賠償	11,342,974	174,293,321	411,943	108,974,845
	搭乗者傷害	5,045,761	14,716,620	33,806	7,613,001
	車 両	5,585,805	154,411,790	434,566	100,953,326
	合 計	11,407,368	429,736,296	935,792	268,625,161
平成26年度	対人賠償	11,367,742	88,113,677	54,195	48,886,791
	対物賠償	11,333,075	176,619,660	383,876	109,702,415
	搭乗者傷害	4,646,750	15,379,792	31,797	6,548,884
	車 両	5,636,208	156,408,635	369,330	95,567,632
	人身傷害	7,684,486	62,469,664	73,614	28,451,702
	合 計	11,367,742	498,991,430	912,812	289,157,424

※1 J A共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた資料の合計です。
 ※2 平成26年度より、補償種目に人身傷害保険を追加しました。

第31表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率 (平成27年3月末)

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		保険・共済計	
		台 数	普及率	台 数	普及率	台 数	普及率
	台	台	%	台	%	台	%
北海道	3,717,467	560,732	15.1	2,625,014	70.6	3,185,746	85.7
青森	1,003,377	184,710	18.4	695,869	69.4	880,579	87.8
岩手	1,022,125	242,158	23.7	645,911	63.2	888,069	86.9
宮城	1,678,806	262,312	15.6	1,232,739	73.4	1,495,051	89.1
秋田	820,200	229,435	28.0	490,138	59.8	719,573	87.7
山形	933,148	229,458	24.6	605,323	64.9	834,781	89.5
福島	1,644,113	328,945	20.0	1,096,926	66.7	1,425,871	86.7
茨城	2,561,488	253,320	9.9	1,899,348	74.2	2,152,668	84.0
栃木	1,704,119	261,209	15.3	1,227,916	72.1	1,489,125	87.4
群馬	1,779,086	306,464	17.2	1,268,935	71.3	1,575,399	88.6
埼玉	4,039,354	376,208	9.3	3,150,652	78.0	3,526,860	87.3
千葉	3,576,037	220,007	6.2	2,818,967	78.8	3,038,974	85.0
東京	4,413,094	323,395	7.3	3,440,512	78.0	3,763,907	85.3
神奈川	3,990,259	283,498	7.1	3,180,841	79.7	3,464,339	86.8
新潟	1,842,157	387,431	21.0	1,274,851	69.2	1,662,282	90.2
富山	897,193	171,283	19.1	649,384	72.4	820,667	91.5
石川	895,282	162,265	18.1	649,975	72.6	812,240	90.7
福井	660,281	120,029	18.2	477,085	72.3	597,114	90.4
山梨	749,595	150,510	20.1	464,425	62.0	614,935	82.0
長野	1,891,175	426,172	22.5	1,227,376	64.9	1,653,548	87.4
岐阜	1,674,713	207,666	12.4	1,295,925	77.4	1,503,591	89.8
静岡	2,859,624	354,139	12.4	2,135,341	74.7	2,489,480	87.1
愛知	5,135,442	496,608	9.7	4,175,048	81.3	4,671,656	91.0
三重	1,502,059	178,253	11.9	1,145,959	76.3	1,324,212	88.2
滋賀	1,016,022	147,651	14.5	754,679	74.3	902,330	88.8
京都	1,337,229	122,368	9.2	1,058,616	79.2	1,180,984	88.3
大阪	3,727,954	206,541	5.5	3,064,572	82.2	3,271,113	87.7
兵庫	3,006,155	306,177	10.2	2,349,401	78.2	2,655,578	88.3
奈良	831,077	74,862	9.0	659,891	79.4	734,753	88.4
和歌山	751,451	107,762	14.3	558,635	74.3	666,397	88.7
鳥取	463,238	104,427	22.5	304,647	65.8	409,074	88.3
島根	551,587	185,713	33.7	314,014	56.9	499,727	90.6
岡山	1,519,243	226,898	14.9	1,122,671	73.9	1,349,569	88.8
広島	1,880,066	260,085	13.8	1,428,933	76.0	1,689,018	89.8
山口	1,072,519	193,672	18.1	768,496	71.7	962,168	89.7
徳島	619,227	104,642	16.9	446,721	72.1	551,363	89.0
香川	778,906	123,522	15.9	585,979	75.2	709,501	91.1
愛媛	1,012,291	195,035	19.3	715,489	70.7	910,524	89.9
高知	560,503	155,706	27.8	327,940	58.5	483,646	86.3
福岡	3,317,890	326,935	9.9	2,534,052	76.4	2,860,987	86.2
佐賀	670,757	153,142	22.8	443,144	66.1	596,286	88.9
長崎	943,349	187,558	19.9	627,322	66.5	814,880	86.4
熊本	1,357,288	276,372	20.4	895,636	66.0	1,172,008	86.3
大分	914,262	171,247	18.7	599,738	65.6	770,985	84.3
宮崎	937,982	231,224	24.7	550,283	58.7	781,507	83.3
鹿児島	1,341,085	281,479	21.0	804,249	60.0	1,085,728	81.0
沖縄	1,070,118	245,884	23.0	570,309	53.3	816,193	76.3
合 計	80,670,393	11,105,110	13.8	59,524,652	73.8	70,629,762	87.6

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成27年3月末現在)」((一財)自動車検査登録情報協会発行)により作成。
 ※2 自動車共済は、J A共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた資料により、自動車保険は損保料率機構資料により作成。
 ※3 自動車共済・自動車保険台数は、平成27年3月末の有効契約台数です。
 ※4 都道府県合計には自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含みます。

II 交通事故関係

第32表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発生件数				死者数			負傷者数		
	件数		指数	1日当たり 平均件数	人数	指数	1日当たり 平均人数	人数	指数	1日当たり 平均人数
	交通事故 件数	死亡事故 件数								
昭和 45	718,080	15,801	109	1,967.3	16,765	151	45.9	981,096	120	2,687.9
50	472,938	10,165	72	1,295.7	10,792	97	29.6	622,467	76	1,705.4
※5 55	476,677	8,329	72	1,302.4	8,760	79	23.9	598,719	73	1,635.8
60	552,788	8,826	84	1,514.5	9,261	84	25.4	681,346	84	1,866.7
61	579,190	8,877	88	1,586.8	9,317	84	25.5	712,330	87	1,951.6
62	590,723	8,981	89	1,618.4	9,347	84	25.6	722,179	89	1,978.6
※5 63	614,481	9,865	93	1,678.9	10,344	93	28.3	752,845	92	2,057.0
平成 元	661,363	10,570	100	1,812.0	11,086	100	30.4	814,832	100	2,232.4
2	643,097	10,651	97	1,761.9	11,227	101	30.8	790,295	97	2,165.2
3	662,392	10,551	100	1,814.8	11,109	100	30.4	810,245	99	2,219.8
※5 4	695,346	10,892	105	1,899.9	11,452	103	31.3	844,003	104	2,306.0
5	724,678	10,398	110	1,985.4	10,945	99	30.0	878,633	108	2,407.2
6	729,461	10,158	110	1,998.5	10,653	96	29.2	881,723	108	2,415.7
7	761,794	10,232	115	2,087.1	10,684	96	29.3	922,677	113	2,527.9
※5 8	771,085	9,518	117	2,106.8	9,943	90	27.2	942,204	116	2,574.3
9	780,401	9,222	118	2,138.1	9,642	87	26.4	958,925	118	2,627.2
10	803,882	8,800	122	2,202.4	9,214	83	25.2	990,676	122	2,714.2
11	850,371	8,687	129	2,329.8	9,012	81	24.7	1,050,399	129	2,877.8
※5 12	931,950	8,713	141	2,546.3	9,073	82	24.8	1,155,707	142	3,157.7
13	947,253	8,424	143	2,595.2	8,757	79	24.0	1,181,039	145	3,235.7
14	936,950	8,062	142	2,567.0	8,396	76	23.0	1,168,029	143	3,200.1
15	948,281	7,522	143	2,598.0	7,768	70	21.3	1,181,681	145	3,237.5
※5 16	952,709	7,148	144	2,603.0	7,425	67	20.3	1,183,616	145	3,233.9
17	934,339	6,681	141	2,559.8	6,927	62	19.0	1,157,115	142	3,170.2
18	887,257	6,196	134	2,430.8	6,403	58	17.5	1,098,566	135	3,009.8
19	832,691	5,625	126	2,281.3	5,782	52	15.8	1,034,653	127	2,834.7
※5 20	766,382	5,067	116	2,093.9	5,197	47	14.2	945,703	116	2,583.9
21	737,628	4,826	112	2,020.9	4,968	45	13.6	911,215	112	2,496.5
22	725,903	4,783	110	1,988.8	4,922	44	13.5	896,294	110	2,455.6
23	692,056	4,532	105	1,896.0	4,663	42	12.8	854,610	105	2,341.4
※5 24	665,138	4,280	101	1,817.3	4,411	40	12.1	825,396	101	2,255.2
25	629,021	4,278	95	1,723.3	4,373	39	12.0	781,494	96	2,141.1
26	573,842	4,013	87	1,572.2	4,113	37	11.3	711,374	87	1,949.0

※1 「交通統計」((公財)交通事故総合分析センター発行)により作成。
 ※2 昭和45年は、沖縄県を含みません。
 ※3 指数は、平成元年を100としたものです(発生件数欄の指数は、交通事故件数に対するものです)。
 ※4 死亡事故件数は、交通事故件数の内数です。
 ※5 ※5を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算しています。

第33表 都道府県別交通事故発生状況(平成26年)

区分 都道府県	交通事故件数		死者数			負傷者数				
	件数	対前年 増減率	人数	対前年 増減率	人口 10万人 当たり	自動車等 1万台当 たり	人数	対前年 増減率	人口 10万人 当たり	自動車等 1万台当 たり
北海道	12,274	△ 10.6	169	△ 8.2	3.1	0.4	14,571	△ 10.3	269.8	36.0
青森	4,133	△ 16.7	54	12.5	4.1	0.5	5,105	△ 16.6	386.4	45.1
岩手	2,712	△ 11.3	64	△ 11.1	5.0	0.5	3,424	△ 10.8	266.7	29.1
宮城	9,142	△ 7.2	83	△ 5.7	3.6	0.4	11,703	△ 7.5	502.7	62.6
秋田	2,270	△ 9.8	37	△ 22.9	3.6	0.4	2,819	△ 10.4	271.8	30.7
山形	6,426	△ 9.3	44	12.8	3.9	0.4	7,811	△ 10.8	690.6	74.2
福島	7,710	△ 13.8	87	10.1	4.5	0.5	9,450	△ 14.6	488.4	52.1
東京	37,184	△ 11.6	172	2.4	1.3	0.3	43,212	△ 11.6	322.7	85.3
茨城	12,534	△ 5.6	132	△ 19.0	4.5	0.5	16,460	△ 4.8	563.9	59.1
栃木	6,413	△ 13.8	102	1.0	5.2	0.5	8,027	△ 14.5	405.4	42.7
群馬	16,316	△ 7.7	67	△ 8.2	3.4	0.3	20,649	△ 9.0	1,045.0	106.4
埼玉	30,821	△ 7.4	173	△ 3.9	2.4	0.4	37,673	△ 7.8	520.4	83.6
千葉	19,705	△ 8.2	182	△ 2.2	2.9	0.5	24,525	△ 8.7	395.8	61.6
神奈川	30,434	△ 10.1	185	10.1	2.0	0.4	35,998	△ 10.9	395.8	76.5
新潟	6,317	△ 16.4	103	△ 3.7	4.5	0.5	7,654	△ 17.0	330.9	36.8
山梨	4,514	△ 10.9	49	28.9	5.8	0.6	5,934	△ 11.8	705.6	69.8
長野	9,283	△ 5.8	82	△ 18.0	3.9	0.4	11,501	△ 6.2	545.3	54.7
静岡	33,499	△ 4.9	143	△ 22.3	3.9	0.4	43,640	△ 4.4	1,177.9	136.2
富山	4,379	△ 5.8	44	△ 17.0	4.1	0.5	5,068	△ 5.1	473.6	53.0
石川	4,074	△ 12.2	55	△ 9.8	4.8	0.6	4,846	△ 12.5	419.2	51.3
福井	2,416	△ 16.5	49	△ 14.0	6.2	0.7	2,778	△ 19.0	351.6	39.2
岐阜	8,250	△ 11.6	93	△ 25.6	4.6	0.5	11,055	△ 11.3	541.6	61.9
愛知	46,131	△ 5.8	204	△ 6.8	2.7	0.4	57,183	△ 6.1	767.0	103.5
三重	8,100	△ 17.4	112	19.1	6.1	0.7	10,717	△ 16.8	587.2	63.9
滋賀	6,598	△ 15.8	63	△ 14.9	4.4	0.5	8,545	△ 16.3	603.5	73.9
京都	10,185	△ 10.6	69	△ 1.4	2.6	0.4	12,387	△ 10.2	474.6	73.3
大阪	42,729	△ 7.3	143	△ 20.1	1.6	0.3	51,501	△ 7.0	582.9	113.7
兵庫	30,118	△ 8.0	182	△ 2.7	3.3	0.5	36,894	△ 8.4	665.8	103.8
奈良	5,868	15.6	45	7.1	3.3	0.5	7,474	13.4	543.2	75.1
和歌山	4,115	△ 13.4	39	△ 17.0	4.0	0.4	5,217	△ 12.1	537.3	55.7
鳥取	1,168	△ 8.8	34	36.0	5.9	0.7	1,396	△ 13.8	243.2	27.4
島根	1,583	△ 3.9	26	△ 7.1	3.7	0.4	1,831	△ 6.1	262.7	30.0
岡山	12,271	△ 13.5	90	△ 15.9	4.7	0.5	14,745	△ 14.7	766.4	85.0
広島	12,479	△ 13.2	117	0.9	4.1	0.5	15,600	△ 14.1	550.7	70.2
山口	6,268	△ 9.3	58	△ 10.8	4.1	0.5	7,756	△ 9.3	550.9	64.9
徳島	4,372	△ 8.9	31	△ 36.7	4.1	0.4	5,443	△ 7.6	712.4	78.4
香川	8,942	△ 11.5	52	△ 5.5	5.3	0.6	11,044	△ 10.6	1,125.8	121.8
愛媛	5,745	△ 14.2	75	7.1	5.4	0.6	6,817	△ 13.3	488.7	55.6
高知	2,690	△ 9.1	41	△ 2.4	5.6	0.6	3,002	△ 9.3	406.8	44.4
福岡	41,168	△ 5.7	147	1.4	2.9	0.4	54,507	△ 5.6	1,070.7	147.7
佐賀	8,870	△ 5.3	56	21.7	6.7	0.7	11,813	△ 6.4	1,414.7	156.1
長崎	6,465	△ 9.8	49	4.3	3.5	0.4	8,335	△ 10.0	601.4	75.5
熊本	7,584	△ 13.1	76	△ 7.3	4.2	0.5	9,650	△ 14.0	537.9	61.4
大分	5,161	△ 10.5	56	△ 6.7	4.8	0.5	6,670	△ 11.0	569.6	64.1
宮崎	9,759	△ 6.7	49	△ 16.9	4.4	0.5	11,534	△ 8.4	1,035.4	109.8
鹿児島	8,425	△ 8.5	94	3.3	5.6	0.6	9,887	△ 9.6	592.7	63.6
沖縄	6,242	△ 6.3	36	△ 30.8	2.5	0.3	7,523	△ 4.8	529.4	62.0
合計	573,842	△ 8.8	4,113	△ 5.9	3.2	0.5	711,374	△ 9.0	559.8	77.9

※ 「交通統計」((公財)交通事故総合分析センター発行)により作成。

第34表 事故類型別交通事故件数の推移

年 (暦年)	事故類型		人対車両		車両相互		車両単独		列 車		合 計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
平成 22	68,714	9.5	624,450	86.0	32,666	4.5	73	0.0	725,903	100.0		
23	65,173	9.4	597,780	86.4	29,031	4.2	72	0.0	692,056	100.0		
24	63,554	9.6	575,628	86.5	25,884	3.9	72	0.0	665,138	100.0		
25	60,465	9.6	545,376	86.7	23,081	3.7	99	0.0	629,021	100.0		
26	56,491	9.8	498,086	86.8	19,205	3.3	60	0.0	573,842	100.0		

※1 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) により作成。
 ※2 「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいいます。

第35表 年齢層別死者数の推移

年 (暦年)	年齢層		65歳以上								合 計
	15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
平成 22	113 (2.3)	196 (4.0)	474 (9.6)	384 (7.8)	405 (8.2)	498 (10.1)	376 (7.6)	404 (8.2)	2,072 (42.1)	2,476 (50.3)	4,922 (100.0)
23	114 (2.4)	197 (4.2)	428 (9.2)	349 (7.5)	411 (8.8)	488 (10.5)	385 (8.3)	342 (7.3)	1,949 (41.8)	2,291 (49.1)	4,663 (100.0)
24	92 (2.1)	171 (3.9)	369 (8.4)	340 (7.7)	386 (8.8)	452 (10.2)	337 (7.6)	334 (7.6)	1,930 (43.8)	2,264 (51.3)	4,411 (100.0)
25	94 (2.1)	176 (4.0)	355 (8.1)	289 (6.6)	395 (9.0)	420 (9.6)	341 (7.8)	374 (8.6)	1,929 (44.1)	2,303 (52.7)	4,373 (100.0)
26	84 (2.0)	164 (4.0)	318 (7.7)	263 (6.4)	381 (9.3)	411 (10.0)	299 (7.3)	391 (9.5)	1,802 (43.8)	2,193 (53.3)	4,113 (100.0)

※1 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) により作成。
 ※2 () 内は構成比 (%) を示します。

第36表 状態別死者数の推移

年 (暦年)	状態		自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗車中		歩 行 中		そ の 他		合 計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
平成 22	1,625	33.0	878	17.8	665	13.5	1,736	35.3	18	0.4	4,922	100.0		
23	1,465	31.4	851	18.3	635	13.6	1,702	36.5	10	0.2	4,663	100.0		
24	1,417	32.1	788	17.9	563	12.8	1,634	37.0	9	0.2	4,411	100.0		
25	1,415	32.4	760	17.4	600	13.7	1,584	36.2	14	0.3	4,373	100.0		
26	1,370	33.3	697	16.9	540	13.1	1,498	36.4	8	0.2	4,113	100.0		

※1 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) により作成。
 ※2 「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいいます。

第37表 警察統計の死者数の推移

年 (暦年)	区分	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
		人	人	
平成 22		4,922	5,806	1.18
23		4,663	5,507	1.18
24		4,411	5,237	1.19
25		4,373	5,152	1.18
26		4,113	4,838	1.18

※ 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) により作成。

第IV部 | くるまに関する保険関連の統計

第38表 車種別道路交通法違反取締件数〈平成26年〉

区分	車種							
	大型車	中型車	普通車	自動二輪	原付・小特車	重被けん引車	合計	
取締総件数	57,319	146,672	6,110,311	212,621	507,957	12	7,034,892	
主な違反行為	無免許運転	94	870	15,894	2,029	4,916	0	23,803
	酒酔い運転	0	0	484	13	36	0	533
	酒気帯び運転	68	107	23,369	802	2,243	0	26,589
	最高速度違反	5,168	21,613	1,634,664	60,388	114,097	0	1,835,930
	通行禁止違反	2,574	12,214	664,065	25,075	56,207	0	760,135
	駐停車違反	1,126	5,781	260,698	4,862	11,668	12	284,147
	整備不良車運転	1,163	372	14,456	5,219	15,521	0	36,731
	積載運転	1,898	2,717	7,195	59	129	0	11,998
	信号無視違反	17,826	24,693	610,247	16,589	42,978	0	712,333
	一時停止違反	1,965	10,506	1,067,704	29,947	121,068	0	1,231,190
携帯電話使用等	16,690	49,010	1,027,318	637	2,567	0	1,096,222	

- ※1 「交通統計」((公財)交通事故総合分析センター発行)により作成。
- ※2 「普通車」には、軽四輪およびミニカーを含みます。
- ※3 「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいいます。
- ※4 「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表しています。
- ※5 「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいいます。

第39表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分	救急出動件数		搬送人員		交通事故による	
	件数(A)	対前年増加率	人員	対前年増加率	出動件数(B)	(B)/(A)
年(暦年)	件	%	人	%	件	%
平成22	5,463,682	6.7	4,979,537	6.3	556,569	10.2
23	5,707,655	4.5	5,182,729	4.1	555,402	9.7
24	5,802,455	1.7	5,250,302	1.3	543,218	9.4
25	5,915,683	2.0	5,346,087	1.8	536,807	9.1
26	5,984,921	1.2	5,405,917	1.1	518,372	8.7

※ 「消防白書」(消防庁編)により作成。

第40表 男女別運転免許保有者数の推移

区分	運転免許保有者数			男			女		
	人	指数	保有率%	人	指数	保有率%	人	指数	保有率%
昭和45	26,449,229	45	34.3	21,683,599	58	58.0	4,765,630	22	12.0
50	33,482,514	57	40.3	26,106,101	70	64.8	7,376,413	34	17.2
55	43,000,383	73	49.0	30,408,233	82	71.5	12,592,150	57	27.9
60	52,347,735	88	56.3	34,277,091	92	75.9	18,070,644	82	37.7
61	54,079,827	91	57.4	35,036,361	94	77.6	19,043,466	87	39.3
62	55,724,173	94	58.3	35,752,664	96	77.1	19,971,509	91	40.6
63	57,423,924	97	59.4	36,483,593	98	77.6	20,940,331	96	42.1
平成元	59,159,342	100	60.4	37,244,077	100	78.2	21,915,265	100	43.5
2	60,908,993	103	61.4	38,028,875	102	78.9	22,880,118	104	44.9
3	62,553,596	106	61.6	38,773,374	104	78.6	23,780,222	109	45.6
4	64,172,276	108	63.0	39,482,617	106	79.7	24,689,659	113	47.1
5	65,695,677	111	64.3	40,143,572	108	80.8	25,552,105	117	48.6
6	67,205,667	114	65.3	40,793,347	110	81.6	26,412,320	121	49.9
7	68,563,830	116	66.0	41,406,176	111	82.0	27,157,654	124	50.8
8	69,874,878	118	66.8	41,973,336	113	82.6	27,901,542	127	51.8
9	71,271,222	120	67.7	42,578,341	114	83.3	28,692,881	131	53.0
10	72,733,411	123	68.7	43,223,086	116	84.1	29,510,325	135	54.1
11	73,792,756	125	69.3	43,601,205	117	84.5	30,191,551	138	55.0
12	74,686,752	126	69.9	43,865,900	118	84.7	30,820,852	141	56.0
13	75,550,711	128	70.2	44,143,259	119	84.6	31,407,452	143	56.6
14	76,533,859	129	70.9	44,489,377	119	85.1	32,044,482	146	57.5
15	77,467,729	131	71.5	44,786,148	120	85.4	32,681,581	149	58.4
16	78,246,948	132	72.0	45,020,226	121	85.7	33,226,722	152	59.2
17	78,798,821	133	72.6	45,135,941	121	86.0	33,662,880	154	60.0
18	79,329,866	134	72.7	45,257,391	122	85.8	34,072,475	155	60.5
19	79,907,212	135	73.1	45,412,614	122	86.0	34,494,598	157	61.1
20	80,447,842	136	73.6	45,517,585	122	86.1	34,930,257	159	61.8
21	80,811,945	137	73.9	45,539,419	122	86.3	35,272,526	161	62.4
22	81,010,246	137	74.3	45,487,010	122	86.6	35,523,236	162	62.8
23	81,215,266	137	73.9	45,448,263	122	85.7	35,767,003	163	62.9
24	81,487,846	138	74.2	45,437,260	122	85.8	36,050,586	164	63.4
25	81,860,012	138	74.6	45,463,791	122	85.9	36,396,221	166	64.1
26	82,076,223	139	74.8	45,430,245	122	85.9	36,645,978	167	64.5

- ※1 「交通統計」((公財)交通事故総合分析センター発行)により作成。
- ※2 昭和45年は、沖縄県を含みません。
- ※3 指数は、平成元年を100としたものです。
- ※4 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」または「国勢調査結果」によります。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第41表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総損害額	態様	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害者		掲載誌
						性別年齢	職業	
52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	H23.11.1	H21.12.27	男 41歳	眼科 開業医	自保ジャーナル 平成24.5.24
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	H23.12.27	H15.9.14	男 21歳	大學生	自保ジャーナル 平成24.3.8
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	H23.2.18	H19.4.13	男 20歳	大學生	自保ジャーナル 平成23.8.11
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	H17.5.17	H10.5.18	男 29歳	会社員	交民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	H19.4.10	H14.12.11	男 23歳	会社員	自保ジャーナル 平成19.5.31
37,370	後遺	東京地裁 立川支部	平成24年(ワ)第 2250号	H26.8.27	H22.7.20	男 7歳	小学生	自保ジャーナル 平成27.8.13
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	H18.6.21	H14.11.9	男 38歳	開業医	交民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	H21.11.17	H16.1.21	男 14歳	中学生	自保ジャーナル 平成22.6.10
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	H16.6.29	H9.4.24	男 25歳	大学研究科 在籍	交民 37巻3号838頁
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	H24.3.16	H19.10.26	男 25歳	美容室 店長	自保ジャーナル 平成24.7.26
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	H18.9.27	H13.10.4	男 37歳	アルバイト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	H19.1.31	H8.10.21	女 18歳	高校生	交民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	H19.6.8	H15.5.22	女 25歳	会社員	自保ジャーナル 平成20.6.12
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	H17.7.20	H12.8.18	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 平成17.10.20
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	H18.4.5	H12.7.31	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 平成18.5.25
33,531	後遺	東京地裁	平成15年(ワ)第 9539号	H16.12.21	H10.4.29	男 32歳	銀行員	交民 37巻6号1721頁
33,387	後遺	横浜地裁	平成19年(ワ)第 3220号	H20.8.28	H17.7.16	男 40歳	ITコンサルタント	自保ジャーナル 平成20.11.27
32,776	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第 1974号	H17.9.27	H11.2.17	男 42歳	会社員	交民 38巻5号1317頁
32,545	後遺	横浜地裁	平成20年(ワ)第 378号	H21.5.14	H16.12.2	男 44歳	会社員	自保ジャーナル 平成21.10.15
32,403	後遺	大阪地裁	平成14年(ワ)第13586号	H17.3.25	H11.11.7	男 42歳	財団職員	交民 38巻2号433頁

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠責保険などのてん補金を控除する前の金額をいいます。
- ※3 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略です。
- ※4 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第42表 交通事故高額賠償判決例（物損事故）

認定総損害額	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害物件	掲載誌
26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第 1882号	H6.7.19	S60.5.29	積荷 (呉服・洋服・毛皮)	交民 27巻4号992頁
13,580	東京地裁	平成 3年(ワ)第11143号 平成 4年(ワ)第 2602号	H8.7.17	H3.2.23	店舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 平成15.9.10
12,037	福岡地裁	昭和51年(ワ)第 314号	S55.7.18	S50.3.1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	H23.12.7	H19.4.19	トレーラー	自保ジャーナル 平成24.4.26
11,347	千葉地裁	平成 6年(ワ)第 1104号	H10.10.26	H4.9.14	電車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第 508号	H12.6.27	H8.9.26	積荷	交民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第 6468号	H20.5.14	H11.9.25	積荷	自保ジャーナル 平成20.10.9
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第 1671号	H16.1.16	H13.3.9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成16.4.1
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	H13.12.25	H11.11.5	4階建ビル	自動車保険新聞 平成15.9.10
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	H13.8.28	H11.5.16	店舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 平成14.3.21
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第 6146号 平成14年(ワ)第 9119号	H14.12.25	H13.3.28	積荷	交民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成 7年(ワ)第 555号 平成 8年(ワ)第 472号	H9.8.14	H6.10.5	大型貨物車3台・積荷	自保ジャーナル 平成10.4.9
2,629	名古屋地裁	平成 4年(ワ)第 1562号 平成 5年(ワ)第 3123号 平成 6年(ワ)第 57号	H6.9.16	H3.3.20	観光バス	自保ジャーナル 平成7.6.15
2,389	名古屋地裁	平成 3年(ワ)第 2159号	H4.10.28	H3.4.23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No.2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第 156号	H23.11.25	H21.3.11	ペットショップ	自保ジャーナル 平成24.4.26
2,082	東京地裁	平成 6年(ワ)第25073号	H7.11.14	H6.2.22	観光バス	自保ジャーナル 平成8.2.15
2,057	東京高裁	平成 2年(ワ)第 1098号 平成 3年(ワ)第 3591号 平成 4年(ワ)第 3621号 平成 4年(ワ)第 293号 平成 4年(ワ)第 695号	H5.6.24	S54.7.11	トラック2台・積荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第 1798号 平成10年(ワ)第 3444号 平成11年(ワ)第 96号 平成11年(ワ)第 1482号 平成12年(ワ)第 783号	H12.6.28	H9.10.8	フルトレーラー・積荷	自保ジャーナル 平成13.8.30
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成 9年(ワ)第 122号	H11.1.29	H8.9.3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成11.8.5
1,739	大阪地裁	平成 8年(ワ)第13351号 平成 9年(ワ)第 3553号	H11.2.4	H6.10.4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 平成12.12.14

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいいます。
- ※3 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

Ⅲ 自動車保有登録関係

第43表 車種別自動車保有車両数の推移

年度	乗 用						貨 物				
	普通車		小型車		軽四輪車	計	普通車		小型車		被けん引車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
昭和45	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
50	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
55	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
60	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
61	753,217	2,815	25,681,286	250,373	1,850,806	28,538,497	1,148,768	574,721	6,385,280	94,591	67,918
62	856,268	3,351	26,713,891	251,223	1,776,359	29,601,092	1,202,426	611,063	6,372,535	94,951	70,971
63	980,860	4,126	27,739,168	251,385	1,737,019	30,712,558	1,288,253	656,012	6,433,147	95,662	76,372
平成元	1,344,993	5,459	29,279,795	251,333	2,056,233	32,937,813	1,373,795	694,947	6,449,076	94,950	82,342
2	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
3	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
4	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
5	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
6	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
7	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
8	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
9	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
10	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
11	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
12	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
13	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
14	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
15	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
16	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
17	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
18	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
19	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
20	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
21	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
22	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
23	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
24	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885
25	17,533,167	52,961	22,048,985	185,930	20,230,295	60,051,338	1,418,602	859,534	3,531,802	73,376	157,771
26	17,662,272	54,931	21,592,320	181,594	21,026,132	60,517,249	1,435,643	864,000	3,496,353	72,846	160,314

※1 「自動車保有車両数・月報」(一財)自動車検査登録情報協会発行)より作成(※2を除く)。
 ※2 原動機付自転車および小型特殊車は、平成16年度までは国土交通省調べ、平成17年度以降は総務省調べより作成。
 ※3 昭和45年度には、沖縄県を含みません。
 ※4 特種(殊)用途用軽四輪車は、平成21年度までは貨物用軽四輪車に含まれます。
 ※5 軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含みます。

年度	軽三輪車・軽四輪車	計	乗 合 用		特 種 ・ 特 殊 用 途 用			二 輪 車		合 計	原動機付自転車	小型特殊車	年度
			自家用	営業用	普通車・小型車	軽四輪車	大型特殊車	小 型	軽				
			昭和45	3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	-				
50	2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	-	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	50
55	4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	-	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	55
60	8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	-	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	60
61	9,981,069	18,252,347	141,308	90,703	632,386	-	355,173	911,897	1,301,128	50,223,439	16,423,441	2,424,978	61
62	10,993,330	19,345,276	142,841	91,807	667,765	-	369,507	974,218	1,453,170	52,645,676	16,022,878	2,437,867	62
63	11,939,363	20,488,809	146,225	92,828	710,991	-	386,232	1,016,070	1,582,930	55,136,643	15,608,552	2,414,449	63
平成元	12,248,734	20,943,844	148,335	93,960	750,357	-	404,267	1,045,519	1,669,771	57,993,866	15,056,497	2,406,252	平成元
2	12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	-	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	2
3	12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	-	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	3
4	11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	-	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	4
5	11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	-	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	5
6	11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	-	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	6
7	11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	-	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	7
8	11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	-	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	8
9	10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	-	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	9
10	10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	-	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	10
11	10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	-	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	11
12	9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	-	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	12
13	9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	-	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	13
14	9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	-	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	14
15	9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	-	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	15
16	9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	-	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	16
17	9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	-	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	17
18	9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	-	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	18
19	9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	-	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	19
20	9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	-	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	20
21	9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	-	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	21
22	8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	22
23	8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	8,568,558	2,114,115	23
24	8,783,528	14,851,666	117,011	109,036	1,174,897	153,386	326,456	1,566,341	1,969,187	79,625,203	8,376,525	2,106,128	24
25	8,708,181	14,749,266	116,334	110,208	1,182,142	15							

第44表 都道府県別自動車保有車両数（平成27年3月末）

都道府県	保有車両数	主要車種		
		乗用車	貨物	乗合車
北海道	3,717,467	2,771,447	656,220	13,788
青森	1,003,377	722,696	219,624	3,820
岩手	1,022,125	729,386	233,288	3,705
宮城	1,678,806	1,265,706	308,293	5,075
秋田	820,200	591,916	181,868	2,431
山形	933,148	687,287	195,263	2,580
福島	1,644,113	1,205,058	338,952	5,470
茨城	2,561,488	1,928,029	492,967	6,949
栃木	1,704,119	1,305,768	294,462	4,601
群馬	1,779,086	1,351,432	327,250	3,967
埼玉	4,039,354	3,141,676	615,786	9,937
千葉	3,576,037	2,748,445	600,407	11,001
東京都	4,413,094	3,140,651	683,398	15,484
神奈川県	3,990,259	3,047,806	550,315	11,530
新潟	1,842,157	1,374,157	359,906	6,257
富山	897,193	700,064	153,697	2,078
石川	895,282	704,307	148,854	2,729
福井	660,281	502,646	125,675	1,885
山梨	749,595	544,796	157,174	2,125
長野	1,891,175	1,354,686	427,063	5,576
岐阜	1,674,713	1,282,106	305,560	4,594
静岡県	2,859,624	2,176,526	501,202	6,503
愛知県	5,135,442	4,064,359	772,246	10,143
三重	1,502,059	1,136,000	283,637	3,401
滋賀	1,016,022	781,494	178,462	2,675
京都	1,337,229	998,557	238,330	4,724
大阪府	3,727,954	2,745,204	659,989	9,682
兵庫県	3,006,155	2,287,524	493,705	7,816
奈良	831,077	647,242	136,587	2,173
和歌山	751,451	533,500	169,685	1,694
鳥取	463,238	339,736	102,894	1,261
島根	551,587	402,335	123,389	1,742
岡山	1,519,243	1,133,595	302,090	3,047
広島	1,880,066	1,432,603	327,815	5,211
山口	1,072,519	814,696	203,425	2,571
徳島	619,227	450,488	136,583	1,599
香川県	778,906	578,736	157,062	1,685
愛媛	1,012,291	729,356	225,276	2,265
高知	560,503	390,440	135,857	1,358
福岡	3,317,890	2,526,390	576,053	10,128
佐賀	670,757	492,259	142,106	2,059
長崎	943,349	686,026	190,708	4,248
熊本	1,357,288	1,004,728	283,859	3,808
大分	914,262	680,530	188,048	2,500
宮崎	937,982	662,580	218,715	2,146
鹿児島	1,341,085	931,205	326,363	4,209
沖縄	1,070,118	791,075	202,593	3,349
合計	80,670,393	60,517,249	14,652,701	227,579

※1 「自動車保有車両数・月報（平成27年3月末現在）」（(一財)自動車検査登録情報協会発行）より作成。
 ※2 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含みません。

第45表 新車登録台数の推移

年(暦年)	車種					合計
	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車(三輪・四輪)	バス・特種用途車・大型特殊車	
平成 22	1,417,380 (22.3)	1,503,118 (1.9)	74,971 (21.4)	175,722 (4.2)	72,621 (5.9)	3,243,812 (10.6)
23	1,145,979 (△19.1)	1,235,142 (△17.8)	83,171 (10.9)	175,818 (0.1)	64,691 (△10.9)	2,704,801 (△16.6)
24	1,416,751 (23.6)	1,591,883 (28.9)	104,724 (25.9)	215,171 (22.4)	80,252 (24.1)	3,408,781 (26.0)
25	1,401,821 (△1.1)	1,463,533 (△8.1)	111,623 (6.6)	221,839 (3.1)	83,656 (4.2)	3,282,472 (△3.7)
26	1,439,862 (2.7)	1,414,217 (△3.4)	131,048 (17.4)	238,324 (7.4)	87,448 (4.5)	3,310,899 (0.9)

※1 「自動車登録統計情報(新車編)・月報」(一社)日本自動車販売協会連合会発行)より作成。
 ※2 各年の数値は、12月末時点のものです。
 ※3 軽自動車を除きます。
 ※4 ()内は、対前年増減率(%)です。

第46表 車種別平均使用年数の推移

年度	乗用車			貨物車			乗合車		
	普通車	小型車	合計	普通車	小型車	合計	普通車	小型車	合計
平成 22	12.74	12.23	12.43	15.43	12.19	13.04	18.80	16.00	17.37
23	12.56	11.91	12.16	15.00	12.03	12.81	18.70	15.40	16.82
24	12.99	12.32	12.58	15.65	12.39	13.24	19.77	16.42	17.91
25	12.97	12.44	12.64	15.85	12.65	13.31	19.65	16.25	17.63
26	12.53	12.28	12.38	16.12	12.77	13.72	20.20	14.82	16.95

※1 「わが国の自動車保有動向」(一財)自動車検査登録情報協会発行)より作成。
 ※2 各年度の数値は、3月末時点のものです。

IV 法令関係

第47表 後遺障害等級表

※平成22年6月10日以降発生に適用

<自動車損害賠償保障法施行令別表第一>

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

<自動車損害賠償保障法施行令別表第二>

等級	後遺障害	保険金額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃した 3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4 両上肢の用を全廃したもの 5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両下肢の用を全廃したもの	3,000万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃した 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	2,219万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃した 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889万円
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	1,574万円

等級	後遺障害	保険金額
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃した 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃した 8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの	1,296万円
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃した 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃した 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの	1,051万円
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃した又はおや指以外の4の手指の用を廃した 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃した 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃した 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	819万円

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

等級	後遺障害	保険金額
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものと又はおや指以外の3の手指の用を廃したものと 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したものと 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	616万円
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したものと 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	461万円
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものと 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331万円

等級	後遺障害	保険金額
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1手のこ指の用を廃したもの 7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものと又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものと 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139万円
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものと 9 局部に神経症状を残すもの	75万円

備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
 ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 ③ 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 ⑤ 足指の用を廃したものと、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 1. 後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰り上げる。
 ・ 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
 ・ 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰り上げる。
 ・ 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰り上げる。
 2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。